令和2年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和2年6月8日(月)午前10時開会

(第1日目)

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和2年6月 8日 至 令和2年6月17日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 令和元年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 7 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告 について

日程第 9 承認第 4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第10 承認第 5号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告 について

日程第11 承認第 6号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 5号)の専決処分報告について

日程第12 承認第 7号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) の専決処分報告について

日程第13 承認第 8号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)の専決処分報告について

日程第14 承認第 9号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分 報告について

日程第15 承認第10号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)の専決処 分報告について

日程第16 承認第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告 について

日程第17 承認第12号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告

について

日程第18	議案第30号	長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減
		少及び規約の変更について
日程第19	議案第31号	白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一
		部を改正する条例について

日程第20 議案第32号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

日程第21 議案第33号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第34号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて

令和2年第2回白馬村議会定例会(第1日目)

- 1. 日 時 令和2年6月8日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第 1 番	太谷修助	第 7 番	加	藤	亮 輔
第 2 番	丸山勇太郎	第 8 番	津	滝	俊 幸
第 3 番	田中麻乃	第 9 番	横	田	孝 穂
第 4 番	太田正治	第10番	田	中	榮 一
第 5 番	伊 藤 まゆみ	第11番	太	田	伸 子
第 6 番	松本喜美人	第12番	北	澤	禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村		長	下	Ш	正	剛	副 村 長 横山秋一	_
教	育	長	平	林		豊	参事兼総務課長 吉田久	夫
健康福祉課長		松	澤	孝	行	会計管理者・会計室長 長澤秀	美	
建	設 課	長	矢	П	俊	樹	観光課長 太田雄	介
農	政 課	長	下	Ш	啓	_	上下水道課長 酒 井 済	洋
税	務 課	長	田	中	克	俊	住民課長 山岸茂	幸
教	育 課	長	横	Ш	辰	彦	子育て支援課長 下 川 浩 🥻	毅
生涯学習スポーツ課長		関	П	久	人	総務課長補佐兼総務係長 田中洋	介	

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

- 7. 本日の日程
 - 1)諸般の報告
 - 2) 会議録署名議員の指名
 - 3) 会期の決定
 - 4) 村長挨拶
 - 5)報告事項報告第2号 説明、質疑
 - 6) 議案審議

承認第1号から承認第12号まで(村長提出議案)説明、質疑、討論、採決

議案第30号から議案第34号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

- 8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
 - 1. 報告第 2号 令和元年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 2. 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
 - 3. 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
 - 4. 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
 - 5. 承認第 4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
 - 6. 承認第 5号 令和元年度白馬村一般会計補正予算 (第7号) の専決処分報告について
 - 7. 承認第 6号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)の専決 処分報告について
 - 8. 承認第 7号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
 - 9. 承認第 8号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
 - 10. 承認第 9号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
 - 11. 承認第10号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分報告について
 - 12. 承認第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
 - 13. 承認第12号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について
 - 14. 議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変 更について
 - 15. 議案第31号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
 - 16. 議案第32号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について
 - 17. 議案第33号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 18. 議案第34号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1. 開会宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長(北澤禎二郎君) 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和2年2月分、3月分、4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道 事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から令和元年度白馬村土地開発公社財政状況及びふるさと白馬村を応援する基金 の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおり ですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和2年第1回臨時会が4月27日に、令和2年5月定例会が5月29日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第6番 松本喜美人議員、第7番 加藤亮輔議員、第8番 津 滝俊幸議員、以上3名を指名いたします。

次に、今定例会において受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付いたしました請願文書 表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたい と思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり、所管 の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和2年第2回白馬村議会定例会会期日程予定表の とおり、本日から6月17日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日まで の10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) おはようございます。令和2年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたと ころ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しましては、これまで、村民の皆様に日常生活及び不要不急の外出自粛などについて様々なご不便をおかけしましたが、5月25日に全ての都道府県において緊急事態の解除宣言がされました。改めて、全ての皆様にご理解とご協力を頂きましたことに感謝を申し上げます。

国では、今後も引き続き徹底した行動変容が必要であり、再び感染が拡大しないよう長丁場に備えるための新しい生活様式を示し、この新しい生活様式に基づいた行動を求められています。村民の皆様におかれましては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策や3つの密の条件が重なる場所を避けるなどの徹底に引き続きご協力をお願いいたします。

本村としても、感染症の専門家が懸念する第2波、第3波を見据えつつ、今後に備えることが必要と考えます。ここで、白馬村の新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応についてご報告をさせていただきます。

最初に、経済対策の概要についてですが、新型コロナウイルス感染防止に伴う、国や長野県の各地の経済対策、支援策に加え、本村独自の事業といたしましては、5月12日付の補正予算専決処分により、子育て支援金給付事業として、感染症防止対策の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、ゼロ歳児から大学生等のいる世帯に対し支援金を支給するもの、さらに、独り親世帯につきましては、この支援金を増額することとしております。

商工振興策では、感染症防止対策により、厳しい経営環境を強いられております村内商工業者を 緊急的に支援するため、白馬商工会に対して、商工業者向けに事業継続緊急支援交付金として交付 することとしました。

次に、各課における具体的な取組の内容についてですが、総務課では、特別定額給付金が5月下旬より支給開始となりました。この給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行なうこととされており、白馬村では、申請書に給付対象者を記載したものを送付し、手続において、簡素で確実な方法により手続を進めております。6月5日現在、申請書発生件数は、4,059件のうち、申請書受付件数は3,329件で申請率82%、給付金額は、8,707人のうち5,443人で、5億4,430万円、給付率は62.5%となっています。

観光課では、主に事業者に対する支援を実施しています。持続化給付金等の企業を支援するため

の施策や休業要請に応じた事業者に対して協力金等を支給する、新型コロナウイルス拡大防止協力 事業等特別支援事業など、国や県が主体的に実施する施策については、村の広報無線やホームペー ジのほか、商工会や観光局などといった機関を通じて事業者へ情報が行き届くように周知をしまし た。また、村単独支援事業として、商工業者向け事業継続緊急支援事業を実施しました。

この事業は、何よりスピード感を重視し、手続を簡素化して実施した結果、支援金の支給開始の 5月18日から6月1日までに500を超える事業者への支給が完了しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを支援するための信用保証制度が拡充され、これを受けて、保証認定申請及び保証付融資の申込みも殺到しており、5月25日時点で、申込件数は29件、申込金額は4億8,370万円に急伸をしています。

なお、本年2月に、暖冬と雪不足を受けた緊急経済対策として、運転資金の借入れに係る利子補給制度の実施を決定したところですが、新型コロナウイルス感染症に起因する運転資金の借入れに対しても同様に対応できるように制度要綱を制定をしたことにより、先ほどの融資に対しても24回分の利子の全額が補給されることとなります。

税務課では、国税庁において、所得税等の申告期限を延長しましたことから、村民税の申告期限をこれに合わせて4月16日まで延長をいたしました。また、本年4月27日を予定しておりました令和2年度固定資産税第1期の納期限を5月25日まで延長をしたところであります。

さらに、納税者等への影響の緩和を図るための措置を講じた地方税法等の一部改正が4月30日 に公布、施行されたことから、延滞金免除等の特例措置を設けた村税の納税猶予につきまして、5月 1日から申請を受け付けるとともに、納税相談等に対しては丁寧かつ迅速な対応に努めているとこ ろであります。

なお、緊急経済対策に伴う税制改正につきましては、本定例会に議案を提出しておりますので、 慎重審議のほどをお願いいたします。

住民課では、国民健康保険加入者が感染したときなどに休みやすい環境を整備することを目的に、 特例的な措置として、感染者等への傷病手当金を支給するための国民健康保険条例の改正議案を本 定例会に提出をしておりますので、税制改正同様に慎重審議をお願いいたします。

教育課では、国の要請により臨時休業を行なっていた村内の学校ですが、中学校は4月3日、小学校は4月6日に入学式と始業式を行ない、それぞれ学校を再開しましたが、国の緊急事態の宣言の発令により、4月11日から再び休業をすることになりました。休業は5月22日まで延長し、その間、各学校では、分散登校や短縮授業などを行ないながら教育を継続してまいりました。

なお、学校は5月25日から再開し、現在では通常どおりに授業を行なっております。

中学校では、平成27年度から行なってきた1人1台のタブレット端末整備が功を奏し、端末を 自宅に持ち帰ってのオンライン授業を全国に先駆けて行ないました。国では、高速大容量の通信ネ ットワークと児童生徒1人1台端末を整備するGIGAスクール構想を令和5年度を目標としてい ましたが、第1号補正において、令和2年度に前倒しをして執行できるように予算を補正いたしま した。

白馬村においても、令和3年度以降に小学校の整備が控えていたところですが、本年度中にネットワークや端末整備が行なえるように、現在継続中であります。

学校の休業期間中は学校給食の提供も停止をしておりましたが、その期間に、調理員はキッチンペーパーを使用しての簡易マスクづくりや、分散登校をしていた中学校の消毒作業などを行なっております。でき上がったマスクは小中学校の予備として配布をするとともに、社会福祉協議会などにも配布しています。

学校再建に向けては、給食の時間中の飛沫感染を防止するため、最初の1週間は配膳の要らない お弁当形式から始め、汁のない献立、通常の献立と段階的に給食を再開しております。

子育て支援課では、緊急事態宣言を受け、4月20日から登園等の自粛を呼びかけ、保育園は特別希望保育に、子育て支援ルームは一時保育及び休日保育のみの受入れ、母子保健は4月の乳幼児予防接種や乳児健診、2か月育児相談等を中止や延期をいたしましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、5月18日から通常業務に段階的に戻しております。

給付金の関係では、まず国の子育て世帯への臨時特別給付金は、公務員を除く対象者に、5月26日に給付を行なっております。また、学校等の臨時休業者外出の自粛等により、子育て世帯の負担が大きいことから、村単独事業として、子育て世帯へ対象児童等1人につき1万円の支援金を給付し、支援をしていくことといたしました。この制度は、国の臨時給付金の対象外であった大学生等の県外に居住し、帰省もできずに生活に困っている状況であることから、大学生等の子供がいる世帯へ給付の対象を拡大しております。

また、独り親世帯につきましては、生活に困窮する家庭が多く見られることから、対象児童等1人つき2万円の支援金を加算し応援をします。給付については、福祉医療の対象者は6月4日に給付をしておりますが、大学生等の子供がいる世帯など、福祉医療の対象者以外の方は申請をしていただかなければなりませんので、この制度をしっかりと周知をしてまいります。

このように、今後も国や長野県の政策を速やかに情報収集するとともに、村民の皆様、事業者の 皆様の負担の軽減につながる有効な支援策について検討を行なうとともに、速やかに実施ができる よう対応してまいります。

これまで経験のしたことのない厳しい事態でありますが、一日も早く、活力ある白馬村を取り戻していくためにも、今後も引き続き総力を上げて取り組む所存であります。

それでは、本年度の各種事業の進捗状況を申し上げますが、全体的に新型コロナウイルス感染症の影響から、各種の事業が思うように進まないものや、中には見直しや中止を余儀なくされるものも見受けられる状況をご理解願います。

また、感染予防に役立てて欲しいとのことで、村内外の企業、個人様よりマスク、消毒用アルコー

ル、現金のご寄附を頂き、医療福祉施設や学校などに活用させていただいており、この場をお借り して改めて感謝を申し上げます。

総務課関係では、令和元年度より2か年で実施をしているアナログからデジタルへの移行する新 防災行政無線設備更新事業ですが、広報はくば4月号から本事業の内容や進捗状況をシリーズでお 伝えをしております。

5月には、役場庁舎への親局工事が完了し、今後は、順次、屋外子局の更新や各世帯への戸別受信機の設置を行ないますので、村民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

白馬村第5次総合計画でありますが、今年度で前期基本計画が終了となります。現在、後期基本 計画策定に向けて作業を進めていますが、具体的には、毎年度実施をしている内部評価と外部評価 を基に前期計画の評価を行ない、過去5年間の社会情勢や行政需要の変化も加味しながら後期計画 に反映をさせていきたいと考えております。

また、SDGsへの目標の取組や他計画との整合性の確保、実効性と実現性の確保についても十分に配慮し、年々厳しさを増す財政状況や目まぐるしく変化する国内情勢、また、気候変動による 異常気象など、将来を見通すには非常に不透明な要素を多く抱えておりますが、関係する委員や職員など全てがよりよい白馬村を想像しながら策定作業を進めてまいります。

令和元年度のふるさと納税額ですが、3億2,400万円余りとなり、前年比6,200万円余りの増となりました。この場をお借りいたしまして、多くの納税者の皆様に感謝を申し上げます。

今年度は、新年度コロナウイルス感染症の影響を受けることが予測をされますが、魅力のある返 礼品や使い道の工夫など、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

令和元年度一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告について若干触れさせていただきますが、 歳入歳出とも2億2,200万円ほど減額をし、予算総額を62億2,700万円といたしました。 歳入では、財政調整基金の繰入れを約1億円減額とし、結果として、令和元年度は、財政調整基金 を取り崩すことなく決算を迎えることができました。歳出では、この冬の降雪の少なさから、除雪 経費が大幅に減少したことも補正の大きな要因となっています。

ここ2年間は、毎年2億円弱の財政調整基金の取崩しを行なっていたわけですが、令和元年度は 取崩しがなく、剰余金を積むことができました。しかしながら、本年度は、新型コロナウイルス感 染症対策から、既に2億円弱の財政調整基金の取崩しを行なう予算組みとなっており、厳しい財政 状況に置かれている中でもありますが、この課題に対応しながらも引き続き健全財政に取り組んで いくつもりであります。

観光課関係では、これまで経験のしたことのない暖冬と雪不足、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2019、2020シーズンの状況について報告をさせていただきますが、白馬村内のスキー場の利用者数は8574,000人で、前年比は88.4%となりました。

遡りますと、暖冬による雪不足に、軽井沢スキーバス転落事故の影響が重なり、利用者数が大き

く落ち込んだ2015、2016、平成27年度シーズンが92万7,000人でありましたので、2019、2020シーズンはそれをも下回るという極めて厳しいシーズンでありました。

加えて、白馬の春を彩る地域の花まつり、ゴールデンウィークの代名詞である塩の道まつりも感染拡大を防止するという観点から中止を判断し、さらには、緊急事態宣言の対象区域の拡大、これに伴う観光、宿泊施設に対する県の休業検討依頼もあり、ゴールデンウィークにおける観光客数はほぼゼロという状況でありました。

5月14日になりますと、緊急事態宣言の対象区域が変更をされ、長野県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、長野県は感染防止策の徹底と特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営を観光宿泊施設等に依頼をし、これを受けた村内事業者では、来場者を県内在住に限定し、感染予防防止策を徹底をしながら営業を開始する動きもあり、白馬岩岳マウンテンリゾートでは、5月16日土曜日から週末営業を開始をし、2回の週末で約1,500名の来場があったと聞いております。

また、23日土曜日には、ランドステーション白馬も県内在住者を対象に、限定的ではありますが開業され、その週末では2,000名の来場があったと報告を受けております。

いずれの施設も人数制限や来場地域の確認といった入場者の整理、手指消毒設備の設置、マスクの着用、施設の換気、施設の消毒などといった感染防止策を徹底しての営業開始でありましたが、特に混乱等はなかったとのことであります。

観光の本格的な再開に当たっては、感染拡大を防止しながら、観光事業を存続させるという非常に困難な課題に対応することが求められています。その対応の足がかりとして、感染防止策を徹底しつつ、営業を開始した両者の取組が一つの道標になるのではないかと見ております。

5月30日に第54回の貞逸祭・白馬連峰開山祭が実施をされました。通常であれば、新緑の中で待ちに待った白馬連峰の開山を告げるイベントでありますが、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、村内関係者に限定をし、安全祈願を行なうのみといった形で開催となりました。当日、会場にお目にかかった方々の口からは、夏山シーズンの入込みを心配する声、登山者の安全確保に悩む声などが聞かれ、何より先行きに不安を感じていることを改めて実感をしたところであります。

5月25日になりますと、緊急事態宣言が全面的に解除となり、それに合わせて経済活動再開に向けた目安も公表をされました。これによると、6月19日以降は、都道府県をまたぐ観光を含めて移動が段階的に緩和をされ、8月1日を目途に全面的に再開されるといった内容です。

これを受けて、長野県では、社会経済活動再開に向けたロードマップを示し、その中で、観光振 興については、県民支え合いによる県内需要を喚起しながら、県外からの誘客を段階的に再開をす るとされています。

6月19日を一つの節目として、これまでは移行準備と県外PRを実施し、19日以降に県外から徐々に誘客を実施することとなっています。

村では、県のロードマップに従い、観光の本格的な展開に向けて始動してまいりますが、観光客の呼び込みが地域に新型コロナウイルスを蔓延させる可能性は否定できないことから、県外地域の 感染状況を常に注視をしつつ、手探りではありますが、感染症対策の観光を両立できる枠組み、取 組へ転換する必要があると考えています。

農政課関係では、本年度も昨年同様、米価の安定に向け、米政策の着実な推進を図っていく必要があり、国が策定をした受給見通し等を踏まえ、本村の主食用米の生産数量については、農業再生協議会が示す生産数量目安値2,256トン、面積にすると417ヘクタールの作付を行なっていきます。

この冬は、今までに経験のない雪不足に見舞われるなど気候変動が著しく、水稲や作物への影響 が懸念をされ、特に、夏場の水不足を心配しているところであります。

圃場整備事業につきましては、現在、北上南部地区第1工区の工事が進んでおります。本年度は、順調に行けば、この第1工区7.2~クタールの工事完了とオリンピック道路東側の第2工区15.4~クタールの工事発注を予定であります。

スノーピークランドステーションでは、4月中旬より、芝生の場所を利用して、毎週土曜日に様々なイベントなどを開催しながら、週末マルシェを計画しています。現在は、まだ打合せの段階でありますが、レストランや週末マルシェで白馬の農産物を多くの方にアピールし、購入いただくことでマルシェの担当者とは認識を共有しているところであります。

住民課関係では、北アルプス広域連合が事業主体として実施をします白馬リサイクルセンター等の整備事業でありますが、今年度はリサイクルセンターの建設が計画をされております。建設工事は造成工事と建築工事に分けて発注するとのことで、造成工事につきましては、先月13日に入札が実施をされ、村内の業者が契約の相手方に決定をし、8月31日までの工期で工事が行なわれます。

なお、建築工事につきましては、今後発注されるとのことであります。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、衣類・布類といったリサイクル品につきましては、市場の輸出先の国々おいて輸入停止の措置が取られているため、国内において収集をされた衣類等の保管が困難な状況となったことから、6月以降のリサイクル収集を停止をせざるを得なくなっております。収集の停止は、北アルプス広域連合が運営する施設でも同様であります。リサイクル収集がいつ再開できるかめどが立たないものの、本村といたしましては、燃えるごみとして搬出をせずに、可能な限り各ご家庭において保管されるようお願いをしているところであります。

健康福祉課関係では、新規事業といたしまして、今年度から、白馬村骨髄等移植をするドナー支援事業を始めました。これは、日本骨髄バンクが実施をする骨髄バンク事業において、骨髄を提供するドナーと、ドナーが任務している事業所に対して骨髄等提供に要した日数に応じ、10日を上限に助成金を1日当たり2万円支給するもので、ドナー等の経済的負担を軽減をし、ドナー登録者

の増加と骨髄移植等の推進を図ることを目的に、今年度は2名分を予算計上しております。

2年目を迎える風疹追加対策については、引き続き、風疹抗体価の低い世代の男性を対象に無料 クーポン券を配布し、抗体検査と予防接種を受けていただくよう周知をしてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ず中止をしていました特定健診やがん検診等の保健事業、65歳以上の高齢者を対象とした一般介護予防事業等につきましては、実施方法や実施場所などを工夫し、感染症対策に十分配慮して、順次再開をしてまいりたいと考えております。

建設課関係では、村発注の工事関係につきましては、今のところ新型コロナウイルスの影響による遅れなどは生じておらず、今年度計画をしております村道改良や舗装修繕などの事業につきましては、鋭意早期発注に努めているところです。

また、長野県大町建設事務所で進めております、白馬駅前の無電柱化工事がいよいよ本格的に本格着工となりましたが、村の玄関口である白馬駅前の景観保全や山岳眺望の改善に大きな期待を寄せられている事業でもありますので、工事が円滑に進むよう、引き続き、村として協力をしていく所存であります。

税務課関係では、平成31年度(令和元年度)の村税の課税及び徴収に関する確定額につきましては、出納整理期間を経て、現在、計数整理をしておりますので、9月の定例会において決算数値としてご報告をさせていただきます。

なお、平成30年度以前分の滞納繰越額についてでありますが、3月末の収入総額は2,890万円余り、前年比と比べ1,200万円の減額で、滞納繰越分のみの収納率は9.4%、1.5ポイントのマイナスでありました。

上下水道課関係では、新型コロナウイルスなどのウイルスに対しては塩素による消毒の効果が高いとされており、日頃から、二股浄水場、源太郎配水池、楠川配水池では適正な浄水処理及び塩素消毒を徹底しておりますので、水道水の安全に影響はありません。平常時と同じように飲用使用はもとより、日常生活に不可欠な手洗い、調理、食器洗い、入浴などに安心してお使いいただけます。

上下水道事業の運営に当たりましては、経営状況の把握健全化に努めているところでありますが、 さらなる経営の健全化と運営基盤の強化を図る上で、施設の整備更新計画及び適切な料金の見直し が大変重要な要素となります。今年度より、白馬村上下水道事業経営審議会を立ち上げ、委員の皆 様より幅広い識見を持ってご検討、ご審議をお願いしたところであります。

教育委員会教育課関係では、繰越事業の情報ネットワーク整備事業は5月11日に入札を行ない、 施工業者が決定をいたしました。今後は、現地調査を行ない、夏休み期間中の施工を計画しており ます。取り扱うデータも大容量化、高速化により、ICTを活用した事業を充実させていきたいと 思っております。

小中学校の運営に地域が関わる事業として、信州型コミュニティスクールを学校ごとに設置をし

てまいりましたが、本年度からは、法律に基づいた学校運営協議会に移行してまいります。地域が 学校と同じ立場に立ち、学校の運営に関して意見を出し合い協力をしていくことで、地域とともに ある学校づくりと社会総がかりで教育の実現を目指してまいります。

子育て支援課関係では、一昨年に開設をしました子育て世代包括支援センターは、昨年から課の体制を強化したことにより順調に運営ができていると感じているところです。相談件数も増加をしており、本村が目指しております妊娠期から18歳までの子育て支援事業について、引き続き切れ目のない支援に努めてまいります。

生涯学習スポーツ課関係では、新型コロナウイルス感染症対策として、社会体育施設の一般開放について、当面の間、1施設1団体または1個人の利用としております。村民の皆さんやスポーツ団体の皆さんには大変ご不便をおかけしておりますが、ご協力をお願いいたします。今後は、状況を見ながらスポーツ活動や公民館活動も徐々に行なっていく予定ですので、基本的な感染対策に注意を払いながらご参加をお願いいたします。

本定例会に提出をします案件は、報告1件、承認12件、議案5件であります。

議案等につきましては、担当課長に提出説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会の開会に当たっての挨拶といたします。

議長(北澤禎二郎君) これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、一議員一議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第2号 令和元年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 報告第2号 令和元年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 報告第2号 令和元年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

総務費スポーツ振興事業407万円は、東京2020オリンピック聖火リレーに係る運営委託料で、財源は、全額ふるさと白馬村を応援する基金繰入金です。

農林業費農業振興事業677万7,000円は、国の補正予算による担い手確保経営強化支援事業である経営体育成支援事業費補助金で、財源は全額県支出金です。

土木費道路維持補修事業2,000万円は、3月の補正予算で計上いたしました緊急経済対策による道路維持補修工事費で、2,110万円のうち2,000万円を繰り越し、財源は全額一般財源となります。

同じく、土木費村道改良国庫補助事業3,614万7,000円は、橋梁の点検・改修工事費や橋

梁修繕の実施設計等の委託料で、6,679万7,000円のうち3,614万7,000円を繰り越 し、財源は国庫支出金が1,909万3,000円、地方債が1,180万円、一般財源が525万 4,000円です。

教育費学校環境整備事業857万3,000円は、これも国の補正予算による白馬中学校の情報通信ネットワーク整備工事費等で、財源は国庫支出金が430万7,000円、地方債が420万円、一般財源が6万6,000円です。

災害復旧費現年発生公共土木施設災害復旧事業3,622万7,000円は、昨年7月の豪雨による菅の村道復旧工事費等で、5,540万4,000円のうち3,622万7,000円を繰り越し、 財源は国庫支出金が2,138万6,000円、地方債が1,200万円、一般財源が284万1,000円です。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、以上で、 日程第5 報告第2号は終了いたしました。以上をもちまして報告事項は終了いたしました。 これより承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6 承認第1号から日程第17 承認第12号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第6 承認第1号から日程第17 承認第12号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第1号から承認第12号までは委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることといたしました。

△日程第6 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

- 議長(北澤禎二郎君) 日程第6 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。田中税務課長。
- 税務課長(田中克俊君) 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本改正につきましては、令和2年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として、4月1日から施行されることとされたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

でございます。

議案書の2ページをおめくりいただきまして、改正条例でございますが、1ページの第1条と6ページからの第2条では、白馬村税条例の一部改正を規定し、8ページの第3条では、令和元年6月に公布をいたしました白馬村税条例の一部を改正する条例の一部改正を規定するものでございます。

また、8ページからの本条例附則では、施行期日、経過措置を規定するほか、附則第8条から12条におきまして、施行済みの改正条例の一部改正を行なうものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページ、第24条及び第34条の2は、未婚の独り親に対する所要の改正、3ページ、第36条の3の2及び第36条の3の3は、単身児童扶養者に該当する場合にその旨の記載を不要とする改正、4ページ、第54条では、5ページの第5項により、調査を尽くしても所有者が明らかにならない資産について、使用者を所有者とみなすことができる規定を創設をしております。

7ページ、第74条の3は、登記されている個人が死亡している場合における現所有者に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を創設しております。

8ページ、第94条は、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法の見直しを規定、9ページ、第96条は、たばこ税の課税免除に当たって必要な手続を簡素化、10ページ、附則第3条の2は、延滞金等の特例規定の改正に伴う規定整備、12ページ、附則第8条は、肉用牛の売却による課税特例の適用期限の延長、13ページ、附則第10条の2は、14ページにかけまして、わがまち特例を定める地方税法附則第15条の改正による改正、18ページ、第17条は、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例を創設、19ページ、第17条の2では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例延長でございます。

続きまして、23ページからの第2条関係でございますが、ただいまご説明いたしました第1条の改正を段階的に施行するための規定のほか、24ページ、第31条は、法人税法で連結納税が廃止されたことによる改正、29ページ、第48条第9項の削除は、個別帰属法人税額の廃止に伴う規定の削除、32ページ、第52条第4項から第6項までの削除は、連結納税の廃止に伴う規定の削除でございます。

ただいま説明しました以外の改正につきましては、法改正に伴う条項のずれや字句等の修正、また、平成から令和への改元対応でございます。

次に、35ページ、第3条関係では、単身児童扶養者を村民税非課税世帯の加える改正規定を削除するための改正でございます。

36ページ以降でございますが、平成27年から31年までに交付しました白馬村税条例の一部 改正条例について、それぞれ平成から令和への改元対応を行なうものでございます。

最後に、この条例の施行日でございます。議案書お戻りいただきまして、改正条例の8ページを

ご覧いただきたいと思います。

附則第1条におきまして、原則令和2年4月1日から施行と規定をしておりますが、ただし書きのとおり、一部、第1号から第4号に定めるとおり、順次施行することとしております。

説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを 報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 举 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第7 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について 議長(北澤禎二郎君) 日程第7 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決 処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。田中税務課長。

税務課長(田中克俊君) 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告 についてご説明いたします。

本改正につきましても、令和2年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることとされたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたしますので、3ページをおめくりいただき、新旧対 照表をご覧ください。

新旧対照表1ページ、第2条は、地方税法において、固定資産税の課税標準等の特例を定めた規 定の改正によるものでございます。

2ページにかけまして、附則第3項の削除は、都市再生特別措置法による認定優良事業者に対する特例措置の期間終了による改正、附則第3項は、地方税法において、特定事業所内保育施設の特例を定める規定の項ずれによる改正、附則第4項は、水防法の規定による浸水被害軽減地区に係る課税標準の特例措置の新設によるものでございます。

附則第6項以降につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれ及び字句の修正と改元対応による ものでございます。 議案書お戻りいただきまして、改正条例をご覧ください。

附則で規定しておりますとおり、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。 説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

- 議長(北澤禎二郎君) 日程第8 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。山岸住民課長。
- 住民課長(山岸茂幸君) 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことなどに伴い、白馬村国民健康保険税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、3枚目の裏面をご覧ください。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定しております。第2項に規定する基礎課税額の課税限度額を「61万円」から「63万円」に、第4項は、介護納付金課税額の課税限度額を「16万円」から「17万円」にそれぞれ改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額について規定しております。第1項で規定する基礎課税額の減額措置後の課税限度額を「61万円」から「63万円」に改め、2ページになりますが、介護納付金課税額の減額措置後の課税限度額を「16万円」から「17万円」に改めるものでございます。

第1項第2号は、5割軽減の対象となる所得算定単価について、世帯所属1人当たりの加算額を「28万円」から「28万5,000円」に改め、同項第3号は、2割軽減の対象となる所得算定単価について、1人当たりの加算額を「51万円」から「52万円」に改めるものでございます。

附則第4項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定しております。土地基本 法等の一部改正に伴い、租税特別措置法も改正され、低未利用の土地等を譲渡した場合の特別控除 が創設され、その条項であります第35条の3第1項を加えるものでございます。

裏面の3ページをご覧ください。

附則第5項は、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定しており、下から3行目になりますが、読替え前の条文に第35条の3第1項の条項を加えるものでございます。

3枚目の改め文にお戻りください。

附則第1項において、改正条例の施行日を令和2年4月1日と規定し、ただし書きとして、附則 第4項、第5項の施行日を規定しております。

第2項では、改正条例の適用年度を規定しております。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告 についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

- 議長(北澤禎二郎君) 日程第9 承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。下川子育て支援課長。
- 子育て支援課長(下川浩毅君) 承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、保護者による登園自粛に係る利用者負担額の取扱いについて、国・県より示されたことに伴いまして、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、最終ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

今回の保護者による登園自粛につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に 該当することとなりましたので、同施行規則第58条に該当する場合において、本条例の第3条第 3号を保育料を日割計算とする規定に改め、第7条第2項に副食費を日割計算とする規定を追加したものでございます。

また、別表第1の備考につきましては、字句の修正をしたものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について を報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午前11時06分 再開 午前11時11分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 承認第5号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告について

- 議長(北澤禎二郎君) 日程第10 承認第5号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第7号)の 専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。吉田参事兼総務課長。
- 参事兼総務課長(吉田久夫君) 承認第5号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第7号)の専決 処分についてご説明をいたします。

令和元年度白馬村一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

おめくりをいただき、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,163万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,700万円とするものであります。

この補正予算は、事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものであり、主なものについてご説明をさせていただきます。

10ページ、歳入明細をご覧ください。

2款1項1目自動車重量譲与税は309万円の増額で、11ページ、同じく2項1目地方揮発油 譲与税は126万1,000円の減額です。どちらも譲与額の確定によるものです。

12ページ、6款1項1目地方消費税交付金は311万8,000円の減額、7款1項1目自動車 取得税等交付金は182万6,000円の減額、8款1項2目子ども・子育て支援臨時交付金は、新 たに1,426万1,000円の予算計上で、全て交付額の確定によるものです。

13ページ、9款1項1目1節普通交付税は2,021万円の増額ですが、2節特別交付税は除排 雪に要する経費の大幅な減額により8,759万2,000円の減額となっております。11款分担 金及び負担金関係では、1項1目民生費負担金は、主に保育所保育料負担金が増額となり、459万 7,000円の増額であります。

14ページ、同じく3目農林業費負担金は、主に人件費の減額により、白馬村土地改良区負担金が減額となり、100万7,000円の減額、同じく4目教育費負担金は、精算により学校給食費負担金が174万1,000円の減額となっております。12款使用料及び手数料関係では、1目総務使用料は、主にナショナルトレーニングセンターを利用する選手の増加により、ジャンプ台リフト使用料が増額となり333万2,000円の増額で、同じく5目観光使用料は、シャトルバス利用料が139万7,000円の減額となっております。

16ページをご覧ください。13款国庫支出金関係では、2項1目民生費国庫補助金は、主に科目構成により子育てのための施設等利用給付国庫交付金が減額となり、3,661万円の減額、同じく3目土木費国庫補助金は、主に除雪経費の精算により社会資本整備総合交付金が減額となり、1,467万8,000円の減額、4目消防費国庫補助金は、耐震改修事業の申請がなかったことによる122万円の減額、5目教育費国庫補助金は、主に白馬中学校の情報通信ネットワーク整備に係る補助金が減額となったことによる136万3,000円の減額、7目総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度システム整備費補助金が314万9,000円の減額となっております。

17ページ、14款県支出金関係では、1項1目民生費県負担金は、主に額の確定により障がい者自立支援給付負担金が減額となり、176万6,000円の減額、17ページから18ページにかけまして、同じく2項2目民生費県補助金は、主に幼保無償化による県の補助金が増額となったことによる462万円の増額、18ページ、同じく4目農林水産業県補助金は、主に制度を利用する農地賃借がなかったことにより、農地集積協力金補助金が減額となり240万8,000円の減額であります。

19ページ、同じく3項1目総務費委託金は、主に県民税徴収依託金が増額となり、163万8,000円の増額であります。

20ページ、15款財産収入関係では、2項1目不動産売払収入は、新たに村有地売払収入の予算計上により153万3,000円の増額、16款寄付金関係で、1項1目一般寄附金は、主にふる

さと白馬村を応援する寄附金の増額により、1,272万1,000円の増額であります。

21ページ、17款繰入金関係で、1項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金を9,985万円減額し、令和元年度の繰入額をなしとするものです。2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、基金を充当する事業費の確定により1,883万円の減額であります。

22ページから23ページにかけまして、19款諸収入関係で、4項1目雑入は、主に長野県後期高齢者医療広域連合への派遣職員の人件費に係る負担金の減額などにより、391万5,000円の減額であります。

23ページ、20款村債は、それぞれの事業債の確定により390万円の減額であります。

次に、24ページから歳出明細になりますが、歳出につきましては、金額については省略をし、 事業ごとの主な増減理由についてご説明をさせていただきます。

1款1項1目議会事務事業は、会議録反訳料の減額によるものです。

2款1項1目一般管理事業は、主に職員手当や職員共済組合負担金などの減額によるものです。

25ページ、2目財産管理事業は、主に光熱水費の減額によるものです。

26ページ、6目ケーブルテレビ白馬管理運営事業は、主にアンテナ更新工事費の減額によるもの、ふるさと納税事業は、主に寄附金額の確定による返礼品送料等と業務委託料の減額によるものです。

28ページをご覧ください。

2項1目税務総務事業は、職員人件費の減額によるものです。

29ページ、2目債権回収事業は、主に実績による長野県地方税滞納整理機構負担金や相続財産 管理人選任案件なしによる裁判所予納金の減額によるものです。

31ページをご覧ください。

2款7項2目白馬ジャンプ競技場維持管理事業は、主にナショナルトレーニングセンター事業への科目更正による光熱水費や施設管理委託料等の減額によるものです。

32ページ、3目スキー大会推進事業は、雪不足による大会不履行による負担金の減額で、4目 ナショナルトレーニングセンター事業は、主にトレーナー等の謝礼の減額によるものです。

33ページ、3款1項2目老人福祉事業は、老人福祉施設措置費の実績による減額が主なものです。

34ページから35ページにかけまして、3目心身障害者福祉事業は、給付費確定による自立支援給付費の減額が主なものです。

36ページから37ページにかけまして、6目後期高齢者医療事業は、主に療養給付費負担金の減額によるものです。

37ページ、7目福祉医療費給付事業は、医療費給付額が確定したことによる減額です。

38ページ、2項1目児童手当等給付事業は、幼保無償化による施設等利用給付費の減額が主な

ものです。

少し飛びまして、41ページをご覧ください。

3目しろうま保育園運営事業は、給食等賄い材料費の減額が主なものです。

43ページをご覧ください。

6項1目プレミアム付商品券事業は、実績による減額で、特定財源である国庫支出金も同額の減額となっております。

44ページ、4款1項2目母子保健事業は、主に医薬材料費の減額によるものです。

45ページ、2項1目塵芥処理事業は、収集回数の見直しなどによる塵芥処理委託料の減額が主なものです。

46ページ、5款1項4目村単土地改良事業は、農業集落排水事業特別会計の額確定による操出 金の減額が主なものです。

飛びまして50ページをご覧ください。

6款1項3目地方創生推進交付金事業は、国際トレイルランコース整備費の減額などから、交付 金事業負担金の減額によるものです。

52ページをご覧ください。

7款2項2目除雪事業は、降雪量の著しい減少による除雪委託料の減額が主なものです。 少し飛びまして55ページをご覧ください。

8款1項4目防災事業は、耐震改修事業の申請がなかったことによる耐震改修事業補助金の減額 が主なものです。

56ページ、9款1項2目学校環境整備事業は、白馬中学校の情報通信ネットワーク整備に係る 工事請負費の減額です。

飛びまして60ページをご覧ください。

5項2目ウイング21維持管理事業は、ウイング21高屋根改修工事費の確定による減額が主な ものです。

3目学校給食センター事業は、通常の年度末の精算に加え、新型コロナウイルス感染症対策により、3月の給食がほとんど停止したことによる賄い材料費の減額が主なものです。

61ページ、11款1項2目公債利子事業は、主に長期債利子の減額によるものです。

62ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に合わせて積立金を増額するものです。

なお、ふるさと白馬村を応援する寄附金の総額は、8,034件、3億2,462万4,497円の ご寄附を頂き、令和元年度は全額基金に積み立てを行なっております。

お戻りをいただき 7ページをご覧ください。

第2表の地方債の補正につきましては、事業債の確定などによるもので、限度額の変更はそれぞ

れご覧のとおりです。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第5号 令和元年度白馬村一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第6号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号) の専決処分報告について

議長(北澤禎二郎君) 日程第11 承認第6号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計 補正予算(第5号)の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長(山岸茂幸君) 承認第6号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 5号)の専決処分につきましてご説明いたします。

令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,252万2,000円を減額し、歳 入歳出予算の総額を10億8,373万9,000円とするものでございます。

この補正予算は、事業費の確定により不用額等についての計数整理及び財源の組替えを行なったもので、主なものにつきましてご説明をいたします。

6ページの歳入明細をご覧ください。

1 款国民健康保険税は2,219万6,000円増額し、補正後の予算額を2億4,675万9,000円とするものです。

7ページをご覧ください。

3款1項県補助金は4,580万9,000円の減額で、県からの交付額の確定により、1節普通交付金を5,184万2,000円減額し、2節特別交付金は603万3,000円増額するものであります。

8ページをご覧ください。

5款1項一般会計繰入金は219万2,000円の減額、2項基金繰入金678万1,000円の減額は、令和元年度の国民健康保険事業の収支を勘案の上、基金からの繰入れをしないものとしたことによるものの減額であります。

続きまして、歳出につきましご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

12ページから15ページの2款保険給付費、総額で4,692万5,000円の減額は、医療給付などが少なかったことによるもので、主なものは、12ページの2款1項1目一般被保険者療養給付費3,441万8,000円、13ページになりますが、2項1目一般被保険者高額療養費899万9,000円の減額が主なものでございます。

15ページをご覧ください。

15ページ後段から16ページの3款国民健康保険事業納付金は、財源の組替えを行なったものでございます。

17ページに移ります。

17ページから18ページ上段の4 款保健事業費、総額で417 万8, 000 円の減額は、不用額 を減額するものであります。

18ページをご覧ください。

5款基金積立金1,996万2,000円の増額は、平成30年度から令和元年度への繰越金の 2分の1を財政調整基金へ積み立てるため増額するもので、6款諸支出金、19ページの7款予備 費は不用額を減額するものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第6号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第7号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専 決処分報告について

議長(北澤禎二郎君) 日程第12 承認第7号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予

算(第1号)の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長(山岸茂幸君) 承認第7号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) の専決処分につきましてご説明いたします。

令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,773万5,000円とするものでございます。

この補正予算は、事業費の確定により不用額等について計数整理を行なったもので、主なものに つきましてご説明いたします。

初めに、5ページの歳入明細をご覧ください。

1款後期高齢者保険料は、収入実績を勘案し、757万円の増額、3款1項1目一般会計繰入金は、事業費の確定により68万7,000円減額するものでございます。

6ページをご覧ください。

4款繰越金は5万2,000円の増額、5款諸収入は15万2,000円減額するものでございます。

続きまして、7ページの歳出明細をご覧ください。

1款総務費は38万5,000円減額し、2款1項広域連合負担金は、保険料の収納実績により広域連合への保険料の納付額が増加したことから、736万3,000円増額するものであります。

3款1項過年度還付金、8ページの4款予備費は、不用額をそれぞれ減額するものであります。 説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第7号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の 専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第8号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

の専決処分報告について

議長(北澤禎二郎君) 日程第13 承認第8号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井洋君) 承認第8号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条 第1項の規定により令和2年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376万8,000円とするものでございます。

2枚おめくりください。5ページのところの歳入明細、ご覧ください。

使用料の関係が、4万9,000円の増額となりました。一般会計の繰入金70万2,000円の 減額となるものでございます。

6ページご覧ください。歳出明細の関係でございます。

一般管理費、施設維持管理費としまして63万8,000円の減額、また、公債費利子といたしまして1万5,000円を減額し、合計で65万3,000円の減額となるものです。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第8号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第8は報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第9号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告 について

議長(北澤禎二郎君) 日程第14 承認第9号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号) の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井洋君) 承認第9号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決 処分報告についてご説明申し上げます。

この会計につきましても、予算を固めました最終予算でございます。

令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第2条のところです。第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおりに補正する ものでございます。

水道事業収益につきましては、815万8,000円増額の3億4,015万7,000円といたします。支出につきましては、水道事業費用といたしまして、2,022万8,000円減額いたしまして、2億5,138万8,000円とするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、1ページでご覧ください。

水道事業収益のうち、営業収益の関係でございますが、使用料、加入分担金等で760万5,000円の増額です。営業外収益は、長期前売り金戻入れでございまして、55万3,000円の増額でございます。

支出の関係でございます。1枚おめくりいたしまして、2ページでございます。

営業費用の関係、特別損失は過年度損益修正損56万5,000円、それから、すいません、営業費用の関係が1,766万3,000円の減額でございます。配水及び給水費、また、総がかり費、減価償却等でございます。特別損失の関係につきましては、過年度損益修正損が56万5,000円、予備費におきましては、支出がございませんので、200万円の減額でございます。

戻りまして、第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額の関係でございますけども、資本的支出といたしまして、215万1,000円減額の9,206万円とするものでございます。内訳の欄計、最終のところでございますけれども、資本的支出の建設改良費における工事請負費等、材料費等でございますが、事業費の確定により、合わせまして215万1,000円減額の9,206万円となるものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第9号 令和元年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第10号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分 報告について

- 議長(北澤禎二郎君) 日程第15 承認第10号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。酒井上下水道課長。
- 上下水道課長(酒井洋君) 承認第10号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)の 専決処分報告について説明を申し上げます。

令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の 規定により令和2年3月31日専決処分をしたので、同条3項の規定により議会に報告し、承認を 求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第2条のところでございます。令和元年度白馬村下水道事業会計予算のうち、第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおりに補正するものでございます。

下水道事業の収益といたしまして、252万1,000円減額の5億6,744万6,000円とするもの、支出におきましては、2,224万9,000円減額の5億4,521万1,000円とするものでございます。

2枚おめくりください。明細1ページのところでございます。

営業収益といたしまして、下水道の使用料、それから営業収益につきましては115万9,000円の増額でございますが、営業外収益のところで、長期前売金戻入れ等が368万円の減額となったものでございます。

支出の関係です。次のページでございますけれども、下水道事業といたしまして、2,224万9,000円の減額でございますけれども、営業費用の関係、処理場費や減価償却費等が1,704万円の減額でございます。

営業外費用といたしましては、支払い利息等で71万3,000円の減額、特別損失過年度損益修 正損449万6,000円の減額となるものでございます。

戻ります。第3条資本的収入及び支出の予定額のところでございます。

資本的収入につきましては、109万1,000円増額の4億4,721万7,000円でございます。支出につきましては、73万5,000円減額の5億7,040万6,000円でございます。

最終ページご覧ください。4ページでございます。

資本的収入の関係でございますけども、区域外流入分担金や地区の負担金により、109万

1,000円の増額でございます。

支出の関係につきましては、建設改良に関わる材料費または給与費等で73万5,000円の減額 というものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第10号 令和元年度白馬村下水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員 举手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

△日程第16 承認第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告に ついて

- 議長(北澤禎二郎君) 日程第16 承認第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第1号) の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。吉田参事兼総務課長。
- 参事兼総務課長(吉田久夫君) 承認第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第1号)の専 決処分についてご説明いたします。

令和2年度白馬村一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年5月7日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

おめくりをいただき、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億6,854万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,354万4,000円とするものであります。この補正予算は、国及び長野県との連携事業を含めた新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急経済対策における給付金及び支援事業に要する経費でございます。

6ページの歳出明細をご覧ください。

2款1項6目企画費8億8,932万6,000円は、国の特別定額給付金事業です。主なものは、 18節特別定額給付金8億8,000万円で、その他の経費は関連する事務費関係となり、財源は全 額国庫支出金となります。

7ページ、3款2項1目児童福祉総務費1,121万8,000円は、国の子育て世帯臨時特別給付金事業です。主なものは、18節臨時特別給付金960万円で、その他の経費は関連する事務費

関係となり、財源は、これについても全額国庫支出金となります。

6款2項1目商工振興費6,800万円は、長野県と市町村との連携事業で、長野県の緊急事態措置等に伴う休業要請等に応じた事業者への協力に対する経費で、名称は拡大防止協力企業等特別支援事業負担金です。この事業の財源につきましては、全額国の地方創生臨時交付金を充てることとしております。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第11号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第1号)の専決処分報告 についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、承認第11号は報告のとおり承認されました。

△日程第17 承認第12号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告に ついて

- 議長(北澤禎二郎君) 日程第17 承認第12号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号) の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。吉田参事兼総務課長。
- 参事兼総務課長(吉田久夫君) 承認第12号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号)の専 決処分についてご説明いたします。

令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年5月12日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

おめくりをいただき、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,799万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,153万5,000円とするものであります。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大に関する村内経済への影響を考え、白馬村が実施をする緊急経済対策に要する経費です。

6ページの歳出明細をご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費1,799万1,000円は、子育て支援金給付事業です。主なものは、18節子育て支援金1,780万円で、感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する

ため、ゼロ歳児から大学生等のいる世帯に対し、支援金を支給するものです。

なお、一人親世帯につきましては、支援金を増額することとしております。

6款2項1目商工振興費3,000万円は、感染症により厳しい経営環境を強いられております村内商工業者を緊急的に支援するため、白馬商工会に対して商工業者向けに事業継続緊急支援交付金として交付するものでございます。

お戻りをいただき、5ページをご覧ください。

以上の2つの事業に関する財源につきましては、同額18款1項1目財政調整基金繰入金を充てることとしております。

説明は以上です。

- 議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第7番 加藤亮輔君。
- **第7番(加藤亮輔君)** 7番、加藤亮輔です。まず最初に、この専決2号について、分かりやすくするために、また、テレビを見ている方もいると思います、なぜ、この議案を専決処分にしたのか、その辺の説明をお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 答弁いたします。

専決処分にした理由でありますけれども、5月8日の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、こうした支援はできる限りスピード感を持って行ないたいということで、8日の説明会の時点から10日後の18日には支給できるよう急ぎたいということで、専決処分での対応をお願いし、議員の皆様の同意を得たということで認識をしております。

また、新型コロナ対策の補正予算や条例改正等の議決案件につきましては、内容については議会 に逐次説明してまいりますので、専決処分での対応をお願いしたいという申入れを以前から議会側 へしておりましたことに基づく対応であります。

ですが、特にこの補正につきましては、専決処分前の8日の時点で改めて理由を説明いたしまして専決させていただきたい旨をお願いしております、という手順を踏んでおりますので、ぜひ、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 次に、この支援事業は、もちろん税金で村内の商工業者を対象に支援するための事業です。にもかかわらず、この事業の支援対象を白馬商工会の会員だけに1会員5万円を支給し、商工会に加入していない商工業者には支給しないという不平等な内容になっています。そのことについては、問題を感じなかったんですか。どのような考えなのか、お知らせください。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) この時期につきましては、厳しい経営環境を強いられております商工業者を

緊急的に支援するため、先ほども申し上げたとおり、何よりスピード感を重視する必要があるということで、可能な限り手続を簡素化して実施をいたします。そのため、事業者の経営の実態を簡易情報として有する商工会を交付対象とし、商工会が会員に支援金を支給するといった方式を選択いたしました。

また、商工会では、新規加入の受付、対象者の拡大も図っていただいたところであります。

もちろん100%完璧という認識はございませんが、5月初旬の時点では、第1弾の支援としては最善の方法を模索、検討したというふうに思っております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 質疑、もう一点聞きたいんですけど、この支援内容を課長会か何かの会議で 決めたと思うんですけど、その会議には、村長はじめ副村長も、それから課長全員が参加して決め たのかどうかということ。それから、その中で、この問題は憲法14条の法の下の平等にも抵触す るおそれがあるような内容が含んでいます。それについては、どのような議論をされたのか、お聞 かせください。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 独自支援の第1弾の方針を決める会議は、4月30日の村の第6回新型コロナ感染症対策本部会議で議論いたしまして、村長、副村長はじめ特別職及び管理職全員が出席しております。

その折、事業者支援として、より早く、より広く支援が行き渡る方法は議論いたしましたが、憲 法議論はいたしておりません。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。加藤亮輔議員。

第7番(加藤亮輔君) 7番、加藤亮輔です。

承認第12号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について、反対の 立場で討論します。

この補正予算の中身は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境を強いられている村内の商工業者を対象に支援するための事業と子育て世帯の生活を支援する2つの事業を行なうための補正予算です。

私も、村民支援のために行なうこの2つの事業は必要と考えます。特に、子育て世帯への生活支援については大賛成です。

しかし、村内の商工業者を対象にした支援事業の運用には大きな疑問を感じます。この支援事業の目的は、村内の商工業者の支援です。にもかかわらず、対象者を白馬商工会の会員だけに限定し、 1会員5万円の支給、それ以外は支給しない内容になっています。このことは、行政、村長が憲法 第14条の法の下の平等に反した事業を行なうことであります。私としては、到底認めることはできません。

損害規模や被害額などによる基準ではなく、任意団体に加入しているか否かを支援の判断基準に することは、村民を差別することにもつながります。同時に、この支援金の財源は、村民の皆様か ら集めた貴重な税金です。不平等な使途は許されません。

また、事業会計にも疑問を感じます。村内の事業者数は、平成28年度の経済センサスでは 1,056の事業所です。しかし、今回の支援事業予算の支給対象数は、商工会員550、新規加入 者30の合計580の商工業者しか対象にしていません。約400事業所が最初から除外されてい ることも問題です。

以上の理由から、支援の輪から外された商工業者におわびし、広く支援内容を広報し、該当者は 役場窓口で手続をするなど、別の支給方法を直ちに行なうことを提案し、この補正予算(第2号) に反対いたします。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第8番津滝俊幸議員。

第8番 (津滝俊幸君) 第8番、津滝俊幸です。私は、この補正予算に賛成の立場から討論をさせて いただきます。

この補正予算は、緊急を要する案件で、事前に――5月8日になりますが――議会全員協議会において行政側より説明を受けて行なわれたものであります。商工会を通して支給されたもので、会員限定であるものの、この機会に会員が減少している商工会に入会を促すことも含められていると我々は感じております。

全協でもそのことについて問題視――会員限定ということですね、問題視されましたが、私としては緊急性を重視し、議員間でもその内容をおおむね合意したものと理解しております。よって、私はこの専決処分案に賛成するものであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第12号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告 についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数 举手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手多数です。よって、承認第12号は報告のとおり承認されました。 次に、議案の審議に入ります。

△日程第18 議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及 び規約の変更について

議長(北澤禎二郎君) 日程第18 議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共 団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましてご説明いたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和2年6月30日をもって東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、改め文をご覧ください。

別表中「、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合」を削るものです。これにより、加入団体数は55団体から54団体となります。

附則として、この規約は、令和2年7月1日から施行するものでございます。 説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第31号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を 改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第19 議案第31号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 議案第31号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の 一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

村長挨拶の中でもありましたが、各学校に設置しております信州型コミュニティスクールにつきまして、本年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定に基づく学校運営協議会というものに移行することを計画しております。それに当たりまして、委員の報酬を定めたいものというものでございます。

条例案のほうをご覧ください。

別表に委員の報酬の規定がございますが、農地利用最適化推進委員の下に「学校運営協議会委員」、

こちらを追加したいというものでございます。「日額6,100円」、「半日額3,800円」というもので、他の委員との近似を図っております。

また、この条例については、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用したいというものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第32号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第20 議案第32号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中税務課長。

税務課長(田中克俊君) 議案第32号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてご説明いた します。

本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に 及ぼす影響の緩和を図るために、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布、 施行されたのに伴い、白馬村税条例及び白馬村都市計画税条例について所要の改正を行なうもので ございます。

議案書をおめくりいただき、改正条例でございますが、1ページの第1条と第2条では、白馬村税条例の一部改正を規定し、裏面、2ページの第3条と第4条では、白馬村都市計画税条例の一部改正を規定するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表1ページ、第1条関係、白馬村税条例附則第10条の改正は、固定資産税課税標準の特例規定の読替規定に、このたび創設された地方税法附則「第61条」と「第62条」を加えるものでございます。

第61条は、新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の特例を定めたものでございます。また、第62条は、新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の特例を定めたものでございます。

次に、2ページ、附則第10条の2第19項では、地方税法附則第62条のわがまち特例の特例率をゼロと定めるものでございます。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長し、「令和3年3月31日」までとするものでございます。

次に、附則第24条は、地方税法で定めた徴収猶予の特例について、その手続を規定するもので ございます。

3ページ、第2条関係でございますが、白馬村税条例第10条及び第10条の2は、第1条で説明しました固定資産税の特例措置に係る法改正に合わせた改正でございます。

次に、附則第25条ですが、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定める もので、新型コロナウイルス感染症特例法で規定する指定行事の中止等により生じた入場料金等を 寄附金税額控除の対象にするための改正でございます。

4ページ、附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する措置を追加するものでございます。

次に、5ページ、第3条関係、白馬村都市計画税条例附則第15項の改正は、第1条関係で説明 しました地方税法附則第61条に規定する都市計画税の特例を定めるものでありまして、最終ペー ジの第4条関係につきましても同様でございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、議案書はお戻りいただきまして、改正条例の2ページをご覧ください。

附則で規定しておりますとおり、この条例は公布の日から施行するものとしますが、第2条及び 第4条の関係は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第33号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第21 議案第33号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長(山岸茂幸君) 議案第33号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険加入者が感染等 した場合に休暇を取得しやすい環境を整備することを目的に、特例的な措置として、感染者等へ傷 病手当金を支給するための改正を行なうものです。

改正内容を説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、特例的な措置として支給に関する規定を定めることから、国の準則に基づき、条 例本則ではなく附則に追加する方法により改正をするものであります。

附則第5項は、傷病手当金の支給開始日及び支給の対象となる日を規定しております。

第6項は、傷病手当金の1日当たりの支給額の算出方法とその金額及び1日当たりの支給額の上限を規定しております。

裏面をご覧ください。

第7項は、傷病手当金を支給する期間の限度を規定しており、支給開始日から起算して1年6か 月を上限としております。

第8項は、傷病手当金を支給しない場合の規定及び、ただし書きとして差額支給の特例を規定しております。

第9項は、前項に規定する方が感染等をした場合に、事業主が支払うべき給与などを支払わない場合、傷病手当金を支給する旨、及び、ただし書きとして、既に傷病手当金を支給している場合の支給額との差額調整について規定しております。

第10項は、第9項の規定により傷病手当金を支給した場合は、その全額を事業主から徴収する 旨を規定しております。

2枚目の裏面、附則の部分をご覧ください。

附則として、改正条例の施行日を公布の日と規定し、改正後の附則第5項から第10項の規定については、傷病手当金の支給開始日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間である場合に適用する旨を規定しております。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第34号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第22 議案第34号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第34号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防 団員等に係る損害補償の基準を定める政令により、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害 補償に係る補償基礎額について、制令に基づき、同様に改正をするものでございます。

また、民法の一部を改正する法律により法廷利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払金 一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給期間停止等の算定に用いる利率について も同様に改正をするものでございます。 それでは、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表1ページの第5条補償基礎額でありますが、第2項第1号は、定義規定として、それぞれの確定した「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、第2号では、消防作業従事者等の補償基礎額を「8,800円」から「8,900円」に改定し、第3項では、基準日についても「事故発生日」に改めるものです。

2ページ以降における附則では、今回6から7ページの附則第3条の4第5項第2号以降に規定をいたします障害補償年金前払金一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給期間停止等の算定に用いる利率について改正すべきところ、平成25年に本条例を全部改正いたしましたが、準則でも規定しております制定附則が残されていないことが確認をされ、今回の改正において、制定附則として追加するものでございます。

新旧対照表 2ページにお戻りください。

このため、改め文といたしまして、附則を附則第1条とし、同条に見出しとして施行期日を付し、 附則の次に残されているべき9条を加えるものでございます。

次に、新旧対照表26ページをご覧ください。

別表(第5条関係)では、補償基礎額が階級及び勤務年数に応じてそれぞれ加算されることとなります。同表備考中の基準日についても「事故発生日」に改めるものでございます。

改め文の22ページにお戻りをいただきまして、この改正条例の施行日は、公布の日から施行し、 令和2年4月1日から適用したものです。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号から議案第34号までは、お手元に配付しました令和2年第2回 白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第34号までは、お手元に配付しました令和2年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月9日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日6月9日午前10時から本会議を行なう ことに決定いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時23分

令和2年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和2年6月9日(火)午前10時開議

(第2日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和2年第2回白馬村議会定例会(第2日目)

- 1. 日 時 令和2年6月9日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第	1	番	太	谷	修 助	第 7 番	加	藤	亮	輔
第	2	番	丸	Щ	勇太郎	第 8 番	津	滝	俊	幸
第	3	番	田	中	麻 乃	第 9 番	横	田	孝	穗
第	4	番	太	田	正 治	第10番	田	中	榮	_
第	5	番	伊	藤	まゆみ	第11番	太	田	伸	子
第	6	番	松	本	喜美人	第12番	北	澤	禎_	郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村		長	下	Ш	正	剛	副 村 長 横山秋-	_
教	育	長	平	林		豊	参事兼総務課長 吉田久	夫
健康	福祉課	長	松	澤	孝	行	会計管理者・会計室長 長澤秀	美
建	設 課	長	矢	口	俊	樹	観光課長 太田雄二	介
農耳	攻 課	長	下	Ш	啓	_	上下水道課長 酒 井 消	羊
税	務 課	長	田	中	克	俊	住民課長 山岸茂	幸
教	育 課	長	横	JII	辰	彦	子育て支援課長 下 川 浩 🥫	毅
生涯学	習スポーツ	課長	関	П	久	人	総務課長補佐兼総務係長 田中洋	介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

- 7. 本日の日程
 - 1)一般質問

1. 開議宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長(北澤禎二郎君) 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるよう お願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき 3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますの で、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

第2番(丸山勇太郎君) 2番、丸山勇太郎です。

年初めには予想だにしなかった全世界的な新型コロナウイルスパンデミック、わずか半年で世界が一変しました。今後、一人一人に課せられる新たな日常、とりわけ深刻な影響がある観光に大きく依存する白馬村、行政もまた漫然とこれまでと同じことをやっているわけにはいきません。本日は、コロナウイルス関連の質問が多数ですが、私もタイトルには入らないものの、この事態を踏まえた今後のありようをテーマとして、1問のみ質問します。

では、質問に入ります。

マナー条例とインバウンド観光の未来像について、美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称マナー条例が平成27年12月に施行されてから5年になります。

去る3月初頭に、新型コロナウイルス自粛要請を無視して開催された海外の旅行代理店による音楽フェスティバルでは、外国人が2,000人とも3,000人とも集まり大騒ぎした末、様々な迷惑行為が報告されています。治安の乱れ、環境汚染、マナー条例制定に至った理由も、またその見直しの意見が度々聞かれるのもその懸念からです。

今日の状況は、村長が日頃口にする世界に冠たる国際山岳リゾートの目指すべき姿でしょうか。 また新型コロナウイルス禍は、世界経済の衰退とともにいや応なく観光立村の白馬村をも襲ってい ます。今だからこそ立ち止まって行政が自ら考えを巡らし、改めてこの村の方向性や未来像を描くときです。

そこで、次を伺います。

- 1、行政は白馬村への来訪外国人の客層をどのように分析しているか伺います。
- 2、通称マナー条例は5シーズン運用しましたが、毎シーズン終了後の検証を経て、5シーズン を一区切りとした見直しすべき点を伺います。
- 3、特に飲食業者との話し合いの場を持つと以前の答弁でありましたが、いつ頃何か所で開催したか、またそこで出た意見を伺います。
- 4、白馬村が観光地として、一定のグレードを保ち世界的リゾートを目指すならば、白馬村をきれいにする条例から移行した通称マナー条例のままではなく、罰則規定を盛り込んだ白馬村迷惑防止条例を改めて制定する考えはないか伺います。
- 5、コロナウイルス禍で、立ち止まらざるを得ない今こそ、観光のビジョン、まちづくりのビジョンを見つめ直すときです。今般の状況を踏まえたインバウンド観光の未来像について、村長の考えを伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 丸山勇太郎議員からマナー条例とインバウンド観光について、5項目の質問を 頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の来訪外国人の客層に関する分析についてでありますが、外国人の観光客を受け入れている施設では、既に認識をされていることではありますが、時期による旅行形態の傾向が国ごとに分かれております。例えば、白馬村で最も多いオーストラリア人旅行客ですと、現地の夏休みにあたるクリスマスから1か月間はお子様連れの家族旅行者が多い傾向にあります。同様に東南アジアでは、11月末から年末までが冬休み期間となりますので、12月はシンガポールやマレーシアの家族連れのお客さんが多い傾向となります。また、1月は欧州からの航空券が安価なため、スキー愛好家がスキー仲間と訪れるケースが多く、北米では2月に同様のケースが多く見られます。3月に開催をされた音楽イベントに来られたお客様につきましては、イベントを主催した旅行会社によると、参加者のほぼ全てがオーストラリア旅行客で、主目的はコンサートへの参加であり、スキー、スノーボードは初体験、邦日旅行も初体験ということであったと聞いております。

2件目の5シーズンを一区切りとした見直すべき点と、3点目の飲食業者との話し合いの場やそこで出た意見についてのご質問は関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

平成27年12月に通称マナー条例の施行以降、シーズン終了後、あるいはシーズン開始前に警察をはじめ関係地区、観光策動関係、防犯指導員等との検証、対策会議を開催をしております。会議で出される意見は、冬季インバウンド客絡みの道路交通法に絡む路上スキー等の迷惑行為、通称酩酊防止法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反になる飲酒を起因とし

た迷惑行為が多く占められています。

これらの法律は罰則等も設けられておりますが、マナー条例については白馬村に関係する全ての人々が幸せを感じて快適に過ごせる村づくりを目指すために、社会の一員として守るべきルールを定めるということが条例制定の根底にあり、罰則をとのご意見もありますが、まずは制定当初の精神を忘れないことが大事であるというふうに思っております。

以前に実施したアンケートでは、条例改正については、区長・防犯指導員では改正すべきが23.3%、改正しなくてもよい76.7%、観光局会員では改正すべき24%、改正しなくてもよい44%といった結果でありました。この結果もあり、見直すべき点というよりも強化をしなければならない点については、他自治体での取組事例もありますが、指導員等による巡回指導強化が必要であるとともに、課題であるというふうに考えております。

また、飲食店の事業者との話合いですが、迷惑行為の多い地区の日本人経営者とは、平成30年度に1回外国人の経営者の会、通称HIBAとは、検証会を含めて平成28年度から毎年話合いをしており、場所は役場やHIBAの会議の場所でも開催をしているところであります。これらで出された意見も、先ほども述べた飲酒絡みの意見が多く、主なものは騒ぎを起こす9割は外国人で、小売店で販売をしている安価な高濃度アルコール飲料により酩酊をしてトラブルが発生をしている。ネットでは、外国人は捕まらないとのうわさが流れており、英語が話せて体の大きい警察官を配備をしてほしい。飲食店は午前2時の営業時間は遵守をしているが、この時間以降の交通手段がない。徒歩の移動に際しての飲酒もあることから、小売店がアルコール飲料の販売を規制するさらなる条例の啓蒙の方法を一緒に検討する等々がありました。

これらの意見に対して、村でも迷惑行為について出された意見や要望に対して、できることは随時実施をしております。例えば、某地区のコンビニの深夜営業への自粛要請やオーストラリア大使館との連絡調整、警察との協力をしながら苦情の多い店舗へのパトロールによる申入れを実施しております。

4点目の白馬村をきれいにする条例から移行し、罰則規定を盛り込んだ白馬村迷惑防止条例の制定についての考えについて、お答えを申し上げます。

最初に結論を申し上げますと、迷惑防止条例への移行については現時点では考えておりません。 先ほどの検証作業を進めていく中で、実効性の確保に向けてのマナー条例の改正についてはあり得るものと考えております。

罰則規定につきましては、先ほども触れましたが、酒に酔って公衆の迷惑にかける行為の防止等に関する法律や軽犯罪法により罰則や過料が規定されております。また、長野県条例には公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例が制定をされており、これにも罰則規定がございます。

いずれにしても迷惑行為がなくなることが理想でありますが、過去にマナー条例について雑誌に

住民の意見を取り上げられた記事を紹介させていただくと、外国人観光客によるトラブルが多く、地域側にとって受入れることが大変そうに思われてしまいそうだが決してそうではない。これらは一部に見られる事象だ。大半の人は問題なくマナーを守って滞在をしているため、受入れによるメリットのほうがはるかに多い。こうした課題解決の試みを積極的に行なうことで、旅行者にとっても住民にとっても、より心地よく過ごすことのできる観光地となれば、世界中からさらに多くの旅行者にお越しをいただけるようになると実感をしていると述べています。

迷惑行為については、近年では外国人に限らないということもお聞きをしており、抜本的な解決 策はありませんが、今後も警察や関係地区及び関係する役員等々協力をし、マナー条例の基本理念 で規定する快適に過ごせる村づくりを目指して、連携を図りながら取り組みたいと考えております。 最後に、インバウンド観光の未来像についてお答えを申し上げます。

日本政府観光局の発表によると、本年4月の邦日外国のお客様は2,900人で、前年同月比99%の減少となっており、3月以降日本政府が入国制限を強化する一方、日本への渡航警戒レベルの引上げや外国渡航の禁止を打ち出す国も増え、この状況の終息が見通せない中で、インバウンドの落ち込みは底が見えません。回復の過程も恐らく長期間を要するものと見込まれています。

東日本大震災を引き合いに出してよいのか迷いますが、あのときもインバウンドが激減をいたしましたが、2年後にはほぼ回復をいたしました。この冬の白馬村を振り返りますと、暖冬と雪不足に見舞わられたにもかかわらず、インバウンドが前年比102%であったと伺っています。このことから、来訪意欲は衰えてはいないと見てよいと考えますので、いつになるかは見通せませんが、インバウンドは必ず戻って来るものと考えています。

インバウンドが戻って来るまでの間、これまでに追いついていなかった案内標識や通信環境、街並み、域内交通などといったハード面、加えて丸山議員がご指摘の条例も含めた受入れ環境を整える期間に充てる。つまり、この落ち込みをむしろ奇貨として捉え、抜本的な改善策を実行すべきであると考えております。

丸山議員のマナー条例とインバウンドの関係についての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。 第2番(丸山勇太郎君) 答弁いただいた後ですけども、私にはがっかりです。

行政のほうには届いていませんかね。罰則規定があったほうがいいという意見が私のとこにはかなり強く届いていますけども、何かこうやらなくてもいいことの理由だけをあげつらっているようなふうに私にはちょっと捉えられてしまいます。

お手元にあらかじめ用意しました資料は、先ほどもありました3月1日から4日まで開催された スノーマシンフェスティバルでの迷惑行為、被害状況もほんの一握りの報告ではございますが、そ のとき東奔西走しました当時の八方区長の丸山政博氏がまとめたものです。今、ご覧いただきたい と思います。こういう迷惑行為が現実にあったわけでございます。これは私は氷山の一角だと思っ ておりまして、要は一定のグレードを保った観光地でなければ、いずれ廃れていくということです。 私はこんなようなことがされる観光地であるならば、いずれ富裕層、あるいは日本人観光客からも 嫌われていくのではないかというふうに思っているわけです。

内外のスキー場を知る複数の関係者から聞いたところによりますと、白馬村に外国人観光客が来る理由というのがあります。まず1番目は皆さんよく分かっているところのパウダースノーという雪の魅力。2番目はリフト券が圧倒的に安いということです。北米のスキー場の約半額だそうです。この辺のスキー場のリフト券というのは。それと3番目、これが大事なとこですけども、ルールがない、ルールが緩いということです。私は外国人はルールがあればルールを守るということを聞いております。自国では歩きながらの飲食はだめと聞いております。だから羽目を外しに来ているわけです。だったらちゃんと白馬村でもルールをつくればいい。そのルールがこの村のグレードになるというふうに私は思っております。

この通称マナー条例、平成27年に制定されたわけですけども、これ私が当時八方区長だったときに、この迷惑防止条例をぜひ作って欲しいと4月の区長会議で申しまして、それでできたのがこの通称マナー条例でした。この条例を作って区長に披露されたのが、その年の12月の区長会議でございましたけども、この平成27年12月の区長会議におけるこの条例の説明において、当時の副村長はこの条例は未だ完成形ではない。施行状況を見て見直していくと説明しました。当時、未完成と捉えていた部分はどこですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) ただいまの当時の条例の未完成という部分でございますが、当時、 罰則の規定というお話も当然条例の制定について、入れようかどうかというのは記憶はしておりま す。この辺については、いろいろとご意見の中で、外国人の観光客については条例も一つのルール というふうに解しているという話も伺いますので、この辺については検証をしながら当面の改正等 については検討していくということで、未完成という言い方をしたのだというふうに推察をしてお ります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁は終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番(丸山勇太郎君) 当時から罰則規定は入れたほうがよくないかという意見はもう当時からあったんですよ。それで、でも1回作ったもんだから様子を見てということで、検証ということをしながらという話だったんです。5シーズン経ちました。5シーズン経ったならばもう検証した結果として、結構なそういう意見のある罰則規定を入れてもいいんじゃないですか。また、今、コロナという状況になってきているわけです。今、見直さずしていつ見直すのかと。なぜこの罰則規定を入れることを面倒くさがっている、これ罰則規定というのは公安委員会との協議も必要ですし、また運用というところでもそれぞれ役割が増えてくるわけでございますけども、そこは皆で考えれば

いいことであって、大町警察署長も、私、直接聞いたわけじゃないんですけども、聞き伝えではご ざいますけども、白馬村の通称マナー条例には罰則規定があれば警察は出動しやすいと言っている わけです。

このマナー条例で最も異質な部分というのは、飲食店の営業時間を2時とした一項だと思うんですけども、他の決まりはあえてマナーといえばマナーなわけです。それが迷惑行為に及ぶものですから、迷惑防止条例をというふうに私迫っているわけですけども、この営業時間を2時としたままで、確かに罰則規定を設けますとね、2時過ぎまでやっているところは、じゃあ警察に通報して直ちに店仕舞いをしようという、そんなようなことになってそれはちょっといかがなものかと思うんですけども、この際それを切り離すというのも一つの考えじゃないかと思います。

飲食店の今後の在り方というのは、これからアフターコロナといいますかウィズコロナの時代には密を避けるとか、いろいろ飲食店の営業方法もいろいろ考えていかなきゃいけない時代ですので、こういったコロナ対策も入れ、この営業時間も入れたところの新たなルールというものを別個に設ければ、いわゆる個人が行なう迷惑行為については、迷惑行為罰則規定を入れた迷惑防止条例をつくることは問題ないんではないかと思いますがいかがでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) ただいまの再質問に対して論点を確認したいために、質問の許可を お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの質問については、許可したいと思います。総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) それでは、罰則規定の関係で論点をちょっと確認したいので、こちらのほうから質問をさせていただきます。

罰則につきましては、行政刑罰とそれと過料という2つがございます。ただいまの丸山議員の質問の中で、警察署の署長のお話と地域の住民の方のお話というのが2つ混在しました。この罰則についてはどちらかを指して質問をされているのか、それとも具体的にどちらともなく罰則の規定ということで質問をされているのか、その趣旨を伺いたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 丸山議員。

第2番(丸山勇太郎君) 難しい聞き方をされますけども、私は、執行部側が罰則規定を入れることをためらっている部分というのを私なりに考えてみたわけです。

そうしますと、この美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称マナー条例の中の禁止行為というのは第8条から14条まで並べられていますけども、何人も空き缶、空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻、その他廃棄物を投棄し、または放棄してはならない。あるいは何人も深夜において花火をしてはならない。何人も道路においてスキーやスノーボードをしてはならない。何人も公共の場所等において歩行中に喫煙をしてはならない。何人も道路において歩行中に飲酒してはならな

い。あるいは飼い犬等ふんの公共の場所への放置、または投棄してはならない。あるいは自動車の放置または放棄させてはならない。というものと、第13条飲酒の提供を伴う飲食店は、午前2時を過ぎて営業を行なってはならない。この一項がそれまでの個人の迷惑行為、いってみればマナーと言えなくもない、そういうものとは異質なふうに私は感じたからです。

このところを罰則規定というものをためらっているとするならば、それを分けたらどうかということを質問したわけで、警察署長とか周りの人というのは、どこを指して罰則規定というようなことを具体的に言っているものでございません。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) それでは、ただいまの関係について答弁をさせていただきます。

確かに2時の時間につきましては、時間帯それぞれ賛否があるという部分については、役場のほうも了承しているところでございます。

条例の改正につきましては、切り分けてという部分でいくと現時点では考えてはおりませんが、 村長答弁でもございましたように、これが機能を高めていけるものであれば、その辺については条 例改正をするというのは先ほど村長が申しました答弁のとおりです。

罰則につきましては、もちろんどのようにやっていくのかという部分につきましては、まず行政 刑罰につきましては刑法総則の原理というのがありますので、刑法総則の規定の適用というふうに なりますと、やはり本来の刑事訴訟法の手続に載るというのはありまして、調べてみますと実際に は過失処罰規定等もあるということで、一つは行政刑罰に関しては罪を犯す意思がない行為は罰し ない。いわゆる外国人を対象としてどこまでできるのかという部分はあろうかと思います。

また、過料に関しましては、恐らく議員がおっしゃる部分については、制裁として課せられる秩序割という過料の類というふうに判断いたしますが、過料についても不服がある者の救済措置としては、審査請求等を行なうと。また過料については、徴収に当たっては納税通知書を発して行なわなければならないという自治法の規定もございます。

これを誰がやっていくのかということの体制が必要になってまいります。よく他の自治体であります一つの例でいくと、歩きたばこの例を上げますと、実際に違反者に対していわゆる過料を科すという者につきましては、巡視員であったり指導員というような名前もありますので、ここら辺については現時点でも地域の皆さんと協力をすることができるのであれば、そういう方法も考えられるのかなというところで担当課としては考えているところでございます。

いずれにしましても、罰則規定をためらうということよりも、実際に運用していくのに当たって、 何もできない体制では条例に罰則をのせているだけということになりますので、そこら辺について は慎重に作業を進めているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番(丸山勇太郎君) 私は条例に罰則をのせているだけでもいいと思います。それがアピールだと思います。もともとこの通称マナー条例、美しい村と快適な生活環境を守る条例をつくったときに、その元にあった、それをつくったときに廃止にはされていますけど、白馬村をきれいにする条例、それから移行している部分もかなりあるわけですけども、この白馬村をきれいにする条例には、確か罰則規制があったと私は記憶しておりますけども、そうではなかったでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 手元に資料がありませんので、それについては答弁はいたしかねます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁は終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番(丸山勇太郎君) 営業時間のことをいいますと、先ほど村長の冒頭の答弁にもありましたとおり、ローソン八方店、そのときは八方店とはいいませんでしたが、ローソン八方店は昨シーズン自主的に夜間営業を止めました。12時閉店といたしました。これは大変評価できることです。このローソン八方店の売上げは、深夜時間の閉店によって下がっていないという話です。お客様から文句も出ていないし、働くほうもよかったと聞いております。ですから、深夜までやればいいというものではないわけです。先ほども言ったように、あまり遅くまでやれば交通手段がなくなりますし、当然酔っ払ってよその宿に入ったりしているわけです。

そもそも宿自体が深夜2時には対応できない、玄関を閉めるというところもあるわけです。門限を設けているところは、大体12時を門限としております。私の地元の真っ当な営業をされている地元のホテルのオーナーは、11時半ぐらいをラストオーダーにしていいのではという意見も言っておりますし、別のオーナーは12時閉店でもよいと言っております。ただし、ニューイヤーのカウントダウンは別にしてくれというようなことを言っておりますけども、そういう意見を聞いたことはありませんか。あるいは検証で、飲食店を集めたとき、あるいはそういう観光協会とかを集めたとき、そういう意見は出ていないでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) まず、飲食店の飲んだ後と、言い方があれなんですけども、その後の対応につきましてもいろいろと話をさせていただいております。

例を上げますと、飲食店のオーナーさんが宿に送り届けるというケースもございます。あとはタクシーの帰りの便にあわせて、営業は止めているんだけどもお客様が帰るまでは店の入り口は止めていますけども、それまで待っているという方もいらっしゃいます。また、宿のオーナーさんが来ているというケースもありますが、やはり何もなければ歩いて帰るというケースもありますので、その際に小売店で高濃度のアルコールを買って迷惑行為に至るというケースが、出された意見の中では多いのかなという部分はございました。

その中でもありましたのは、その時間帯のいわゆる2次交通といいますか、帰りの交通の確保が

できればもっと迷惑行為が下がるのではないかという話もありましたが、その時間帯まで、実際に 公共交通の確保ができるかというとこれまた難しい部分がありますので、飲食店の時間ということ につきましては、先ほども申しましたが、いろんな意見が出ているという分もありますので、その 辺については見直しの際に入る一つの大きな要素というふうに捉えています。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番(丸山勇太郎君) 先ほども言いましたように、コロナと付き合っていく時代となりました。 そういうことも含めて、ぜひ村がイニシアティブを取って見直しをしていただきたいと思います。

では、視点を変えて質問をさせていただきます。観光課長に質問しますけども、3,000万をかけました例の観光地経営計画ですけども、ここにはかなりのことが書かれているわけです。これはいってみれば白馬村の観光の未来像を謳ったのが、観光地経営計画だと思いますけども、まさにこれがキャッチフレーズ、キャッチコピーが「恵まれた自然、山と雪が育む生活、文化を未来に残すマウンテンリゾート白馬」と、すばらしいキャッチフレーズ、これこそ実現していく姿だと思いますが、しかしそれを規範として施策が次々打たれているとは言い難いところでございます。

この観光地経営計画の中の戦略に基づく事業の施策は58ありまして、その中で村が中心となる 担い手、あるいは重要な担い手となる取り組むべき施策・事業が合わせて25もありますが、それ らは年次計画的に進んでいるのかどうか、これが1点。

それと、これは無理からぬこととはいえ、この計画には感染症対応が盛り込まれていません。今般の状況を踏まえて、JTBFに頼らずこれを加えた計画にし、今後の本村観光の真の計画としてもらいたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) まず1点目の村が担うべき施策、これが年次計画を立ててしっかり進んでいるかという点なんですけれども、進んでいるものと進んでいないものがあろうかと思います。

例えば、待遇的な例でいえば、景観の最大化これは大町建設事務所の協力もあって、電線の地中 化が進んでいたり、あとは2次交通に関するこれも分かりやすい、そしてとても利用しやすい、そ んな現状は進んでおります。ただ、まだ実現はこの冬に向けてということになりますけども、その ほか安全な観光地づくり、このあたりも平成30年に研究会を経て、昨年、観光防災マニュアルと かということで進捗をしております。ただ、まるで進んでいない部分も確かにあることは十分承知 をしております。

次に、2点目の感染症対応をしっかりということですけども、この計画、昨年度から今年度にかけまして、中期でありまして、見直しをする年であります。昨年度、見直しする中では、もうちょっとインバウンド、外国人に対する対応をしっかりしておくべきだとか、あとは環境活動に関する問題、このあたりを盛り込んでいます。

引き続き、昨年度の結果では、インバウンド、それから環境のこと、こんなことを盛り込んでいくという話もありました。また今年に入って感染症対策というものも、当然、この先新しい生活様式にあわせた宿泊施設、観光地経営、そんな視点が必要なところだと思います。どうしても感染症対策というのは、なかなか多分どの観光地、初めてということになろうかと思いますので、そのあたりは専門家の意見を聞いて、注意深く考えていきたいので、日本交通公社のお力も借りつつ、取り組んでいきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番(丸山勇太郎君) 日本交通公社の力を借りずともできると思いますので、頑張ってやっていただきたいと思います。

もう一度繰り返し同じことを言いますけども、一定のグレードを保った観光地でなければ、いずれ廃れていくというように私は考えております。飲んだくれ外国人がよその宿に入り込んで放尿しているような観光地では、同じ外国人富裕層からも日本人観光客からもやがて嫌われることになります。

この村は村長も言いましたとおり、一定の期間は国内観光客にシフトせざるを得ないと思いますけども、しかしインバウンドは決して終わりではありません。インバウンド観光を続ける村として、マナー条例は一区切りにして罰則規定を盛り込んだ迷惑防止条例をああだこうだ言わず、ぜひ頑張ってつくってもらいたいと思いますが、もう一度質問いたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) マナー条例の関係につきましては、先ほど来、丸山議員からいろんな意見が出ているわけであります。

今年の3月のこのオーストラリアのコンサート、あの関係については非常に地域の皆さん方にも 迷惑をかけたというようなこともあり、そしてまた村でもそのことが把握ができていなかったとい うようなこともありまして、非常に地元は大騒ぎになったということであります。当時の昨年の区 長であります丸山政博さん、そしてまた観光協会とも村長室にお見えになって、事業者にも私のほ うから中止の要請を再三させていただきました。そしてまたオーストラリアの大使館にまで手紙を 送って、ぜひ中止をさせていただきたいというそんな取組をしたわけでありますけども、お客様の 層が若いというようなことで、非常に大きな社会問題というか、その内容が提起されたわけであり ますけども、村といたしましても、先ほど言ったような美しいこの白馬村、世界に冠たる山岳のリ ゾートということを、私は常々そんなことを言っているわけでありますけども、村とそしてまた地 域と観光協会共々いろんなことを研究をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますの で、どうかご理解をお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第2番(丸山勇太郎君) 終わります。

議長(北澤禎二郎君)はい。

質問はありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午前10時43分 再開 午前10時48分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 5番、伊藤まゆみです。昨年12月に中国武漢で始まったと言われる新型 コロナウイルスは、全世界を恐怖へと陥れ、世界経済と連動し、インバウンド頼みのこの村は、戦 後経験したことのない大打撃を被ることは間違いありません。

現在起きている現象のグローバル化は、1980年代から始まった小さい政府をよしとする新自由主義政策によるもので、民営化、自由化、規制緩和、自由な資本移動、関税障壁の撤廃などを通して、株主をもうけさせる政策であります。

浜松市の水道事業民営化や当村の図書館建設計画のPFIも、まさに新自由主義の考え方で、民間が行政に代わってやるほうが効率的だとされており、当村もご多分に漏れず、大企業にふるさと納税業務を委託するなどといったことを行なってまいりました。

たとえコロナは終息しても、もとの世界には戻らないと言われており、今までの生き方、考え方を変えることを余儀なくされると予測されております。自治体レベルでも同じことが言え、どこをどう変えないと持続可能でなくなるかを考えなければなりません。

そこで、以下について伺います。

1、平成28年第3回定例会一般質問で、こちらは私の一般質問です。環境審議会の諮問は、大規模開発を緩和する方向であるのかとの問いに、条例全部改正を行なって数年もたっており、また、総合戦略の中で生産年齢人口の増加を図るということもあり、どういう開発であるべきか、もう一度意見を出し合い考えていただきたいとの答弁でありました。その後、生産年齢人口の増加を図ることができたのかを伺いたいと思います。

2つ目です。この環境審議会開催は、旗艦ホテルの誘致及び優良な投資開発の誘致についてと題された意見書のようなものが引き金の一つとなったと思われております。その後、基準ぎりぎりの比較的大型の建築物件が申請されるなどして、不動産バブル、建築バブルに至っておりますけれども、振り返り、この判断は正しかったのか、正しいと思われるのかを伺いたいと思います。

3つ目、この4月にそんな物件の関連会社が倒産したと聞いております。そのようなことは、今後も起こり得ると思われますけれども、そういった不動産は、その後どうなると予測しているかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 伊藤まゆみ議員からは、環境保全、開発と新形コロナウイルス以後についての 3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の生産年齢人口についての推移についてお答えをいたします。

総合戦略の中でお示しをしています人口推計の基本となる国立社会保障・人口問題研究所推計の2020年の推計値と2020年3月末現在の実数を比較をしますと、生産年齢人口につきましては、4,996人の推計値に対し実数は5,101人となっており、105人の微増ではありますが、増加となっています。

年少人口は871人の推計値に対し実数は951人で、80人の増加としています。老年人口は2,872人の推計値に対し実数は2,735人で、137人の減少となりました。総人口は8,739人の推計値に対し実数は8,787人となっており、48人増加をしております。

一方で、総合戦略の中でお示しをしています人口の将来展望では、「生産年齢人口を厚くする」を目指し、この独自推計では2020年の総人口の推計値は9,003人となっていることから、計画期間中の目標値を9,000人と設定しております。こちらの数値と比較すると下回っていることとなります。

総合戦略の目標値の設定については、期待値を含めて高く設定をさせていただいている点や、生産年齢人口の目標値自体は設定をしておりませんので、実数との比較ができないことはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の過去の環境審議会において、旗艦ホテルの誘致及び優良な投資開発の誘致についてと題した意見書が引き金となって、不動産バブル、建築バブルを招いたのではないか、この判断についての質問についてお答えをいたします。

平成28年当時、従来の環境基本条例及び施行規則等の見直しを前提として、8回にわたる環境 審議会での審議を行ない、平成29年3月に最終答申をいただきました。

それを踏まえて、一部基準の見直しを行ない、現在に至っているところでありますが、この環境 審議会の検討経過の中では、特定の意見のみを取り上げて議論したわけではなく、複数の団体、組 織等からのご意見や一般村民からの役場に寄せられたご提言などを踏まえた上で、多くの議論を重 ねて導き出された答申であるという点については、ご理解をいただきたいと思います。

また、伊藤議員からは、村内が不動産バブルに至っているというご指摘をされておりますが、私は開発基準の見直しを行ったことが引き金となって、バブル状態が生じているとは考えておりません。

逆に、長野オリンピック以降、村内の地価が大きく下落をしてきたことが、外国人等に投機機会を与える大きな原因となったのではないかというふうに思っております。むしろ、適正な土地取引

に基づいて、最近、村内の地価が上昇に転じてきていることは、決して後ろ向きに捉える必要はな いと考えています。

ただ、大切なことは増加傾向にある大規模開発事業に対して、都市計画法や建築基準法といった 上位法令への適合を原則として、併せて村の基準にのっとって事業者に対して指導していくことが 重要であると考えております。

また、法令、条例で定める大規模基準に満たない、いわゆる小規模の開発が散見されることを懸念する声が、当時の審議会委員の皆さんからも出されておりますので、その点につきましては、現在進めております景観計画の策定や景観行政団体への移行手続とも併せて、どういった対応が可能なのか検討をしているところであります。

最後に、村内の不動産に関する予測についてでありますが、ご質問にございました関連会社の倒産とは、恐らくエコーランドや県道白馬岳線沿いに大型宿泊施設の建設を予定をしていた企業を指しているものと思われます。

報道によりますと、当該企業は4月の27日に民事再生法の適用を申請をし、同日、保全監督命令を受けたとのことであります。

破産とは異なり、事業再開に向けて複数の企業から債権支援の表明を受けていることであり、当 該事業がそのままの形で継続されるかは不明ではありますが、村としても情報の収集に努めている ところであります。

村内における不動産の動きでありますが、土地売買の件数を不動産登記情報から集計を見ますと、 昨年の1月から4月まで180件程度あったのに対して、本年1月から4月は170件程度であったとの報告を、税務課から受けております。

新型コロナウイルス感染症の影響が数字としてはっきりと現れていない状況でありますが、国内における本格的な流行が3月以降であったことや、世界的流行により資金調達や施設建設後のインバウンド事業の不透明さから収支の見通しが立たないことが予想をされますので、この先数か月の動向を見た上で、しっかり見極めていく必要があるものと考えております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) ご答弁ありがとうございました。今の、ただいまの村長のご答弁を聞いて おりまして、まさに新自由主義の考え方だなというふうに実感したわけであります。

ところで、こちらのほうに、新自由主義というのを書いておきましたけれども、ここにありますように、民営化、自由化、規制緩和、自由な資本移動、関税障壁の撤廃などを通して、株主をもうけさせる政策であります。

なぜ、この新自由主義、小さな政府、市場の自由イコール競争の激化、これをよしとしております。誰にとって有利な施策だと思われますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 伊藤議員からの通告書に、新自由主義という言葉があったので、若干調べさせていただきましたが、今、誰が一番有利になるかということでありますが、もちろん規制緩和、いわゆる自由主義です。より市場の原理に沿ったものというのが、そういった新自由主義だと思うんですけれども、そういった意味からすると、日本も90年代以降、金融とか保険とかいろんな規制緩和があって、消費者の側からすると選択肢が非常に広がったのではないかということがあります。

もちろん、既得権益があった皆さんからすると、非常に厳しくなったという実態もありますけれ ども、全般的にいうと、過度な自由主義にならない限りは、消費者にとってはメリットがあるので はないかというふうには考えています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 80年代以降と書きましたけれども、まず、なぜこうなったかということ なんですけれども、私の通信ですね、こちらのほうを資料としてお渡ししてある、最初の上の段の お勧め1冊というとこなんですが、この一番上の段の下線部というんですか、赤い線を引いてある ところなんですけれども、これ、より遠く早く合理的にという市場のグローバル化に拡大してきた わけなんです。

それで、今まではどこが市場だったかというと、途上国だったわけなんです。途上国を開拓していったんですが、それが安いオイル、これをベースにして、そちらのほうに広げていったと。それが、もう既にできなくなる、そちらのほうに投資ができなくなったということで、この下の下段のほうです。実物投資の拡大から、電子金融空間の構築、マネーゲームへとシフトしていったわけなんです。そのお金がこういったところに、白馬辺りにも入ってきているということなんです。

マネーゲームなんです。実体経済とは離れているところでお金が動いているんです。その結果、 どんなことが起こったかといいますと、格差社会になったわけです。格差社会、要するに競争を激 化するから格差が生まれてきてしまったわけです。

だから、大きいところが有利なんです。大きいところが有利。これは、もう間違いなく、実際言われていることですので、私が考えたことではありません。

先ほど、ちょっと述べましたが、そういった考え方、要するに市場原理に任せたほうがいいという考え方、この白馬村にもあると思うんですが、どうですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 非常に経済学的なことだと思うんですけれども、確かにグローバル化といったようなところ、いろんな規制が緩和されたというところで、いろんな資本の参入を招きやすいというのは、それは事実かと思います。

ただ一方で、その旧来の、いわゆる保護主義的なものが全ていいかというと、それはいかがなも

のかというふうにも考えております。

ただ、それだけのが、いわゆる経済の新自由主義という要素だけで、いろんな土地取引だったり、 白馬へいろんな投資をする方が増えるとか、そういったものではないんじゃないかなというふうに は、個人的には思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) ちょっとさわりのところで、ちょっと質問させていただいたんですが、どんなことが世の中で起こっていてというか、世界も含めた日本で起こっていて、それが白馬にどう関わってくるかというのを、ちょっと頭の片隅に入れておいていただくと、考え方が変わってくるかなと思って、こういう質問をさせていただきます。

それで、先ほどの、ご答弁いただいた生産年齢人口の増加ですが、こちらは増えたというように おっしゃったかと思いますけれども、どういう職種が増えられたかご存じでしょうか。

また、総合戦略の中で掲げていた新規正規雇用者数、こちらのほうの数とか、把握していたら教 えていただきたいんですけど。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) ただいまの生産年齢人口の職種につきましては、ここまでの内容の 詳細については把握はしてございません。

結果として、この3月末現在の生産年齢人口の数値が増加したと。それが、社人研で示している 推計値との比較ということで、数字のほうを答弁させていただいたというところであります。

あと、新規雇用者につきましては、ちょっと通告をいただいている部分でありませんので、数値 を手元に持っておりませんので、答弁については控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) これ、ぜひ調べておいていただきたいなと思います。私、この大型ホテルとか入ってくることに、規制緩和することに反対した者なんですけれども、なぜかというと、やはりここに入ってきたいという方、こちらのほうに移住したいという方、割と自営をやりたい、自分でやりたいという方、特に今回コロナのようなことがあった場合に、そういう方のほうが多いんじゃないかと思うんです。

季節労働的なものになってしまうかもしれませんけど、そこは、今、ギグ・エコノミーといって、一つの仕事だけじゃなくて、いろいろなものを持って回していくというの、今朝のラジオでも言っていましたけれども、そういった形で一つに頼らないという生き方、一つの仕事に頼らないという生き方になってくるんではないかというようなことを言っていましたので、ぜひこの辺を調べていただきたいなと思います。

ちょっと、次のほうに移りたいかと思うんですが、旗艦ホテルの誘致、これがオリンピック以降、

下落した土地価格に外国人が買って入ってきたと。それで、その当時、オリンピック前は言ってみればバブルで不動産価値が高くて、それ以降、落ちたので、そこに外国人が入ってきたという形なんですけども、その外国人が、そもそもバブルって、どうして起こるかってご存じですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 本来、その価値のないものに、いわゆるバブル、泡のような価値をみんながつけて、そこをそれで取引をすると。実際の価値以上のものを、架空の価値をみんな信じて、それに飛びついたというのが、私の考えるバブルであります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) すいません、いきなり、ちょっとそんな質問をしてしまって申し訳ありませんでした。

この、私がお配りしました資料の本の著者、水野さんなんですが、この方、バブル研究家ということで、法政大学か何かの教授をされているかと思いますが、この方がおっしゃっているのは、このコロナに関して、「コロナが突きつけた「資本主義の限界」を人類は乗り越えられるのか」ということで、週刊エコノミストに、ちょっとコメントのほう、コメントというか評論というんですか載せていまして、1980年以降はバブルの生成と崩壊の繰り返し、しかも規模は年を追うごとに大きくなり、ショックが起きた後の実態経済への悪影響が格段に増しているということなんです。やっぱりバブルで、先ほど土地評価額が上がることは悪いことじゃないっておっしゃったんですが、これ、誰にとって悪くないんですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 価値が上がるということは、純粋にその土地に対する評価、いわゆるバブルはその評価以上のものがかぶさっているような気がしますけれども、今回の、いわゆる地価の上昇というのは、いわゆる需要がある、それに伴って価格が上昇しているというふうに、私は認識しております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 土地というのは売らないと、理財がないと利益にならない、キャピタルゲインにならないんです。だから、住民にとっては、別に評価が上がって売れればオーケーですけど、売れなければ、別にそんなことは、固定資産税が高くなるだけですから、ちょっと住民にとってはよくないんです、言ってみれば。

資料の2つ目の資料5というふうに書いてある、この怪文書みたいなもんですよね。名前もなし、 日付もなし、資料として扱うなら、名前を出して再度提出すべきというふうに一般質問したんです けれども、これの旗艦ホテル、優良な投資開発とありますけれども、この旗艦ホテルというのは、 今現在、入ってきているんですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) これ、当時の環境審議会のほうに出された、意見書のようなものに対して、今、伊藤議員はご質問されていると思いますけれども、この当時、出された意見書の内容が、旗艦ホテルってどういったものを指すかという定義づけまでは、私はよく確認はしておりませんけれども、現状で把握できているものについては、いわゆる村の開発基準、一定規模の以上のものにつきましては、全部届出をしていただく。それに対して、審議会に付議して審査してから、着手をしていただくという形になっておりますので、ここ一、二年の状況を見てみますと、昨年4件ございました。今年はまだ、4月以降1件だけなんですけれども、それが旗艦ホテルかどうかというふうに関しましては、ちょっと私は、この場でそれに合致するかどうかというのは、定かではありません。あくまで基準にのっとって、今、審査を審議をしているというところでございますので、ご理解お願いしたいと思います。

それからもう一点、当時の環境審議会、いろいろな議論をしてきたというふうに、私も議事録とかを通して見ますけれども、今、伊藤議員が提示いただいたこの意見書のみをもって議論されていたというふうに私は認識しておりませんで、当時、村内のいろんな団体、あるいは個人の皆さんからも意見をいただいた中で、最終的に環境審議会でもんだ、そうした上で基準というものを設けてきたと認識しておりますので、その点につきましては、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 私、これを、言ってみれば資料として扱ったことに、すごく不安は当然あります。

言っている内容も、すごく、どなたの視線でこれを言っているのかな、これをやることで、言ってみれば地方自治体というのは、住民の向上するわけですよね、すいません、福祉の増進を図るのが目的なんですが、これを入れることによって、福祉の増進って、どうやって図るんですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) 福祉の増進と、いろいろな考え方があると思いますけれども、まず白馬村、 言うまでもなく観光で生きている村です。観光事業者が大半を占めておるわけでありますから、ま ず経済を回していかないといけないというのが、大前提にあると思います。

そういった上で、当然そこに暮らす観光事業者であれ、あるいは観光事業者に携わっていない者であれ、その福祉の向上を図っていくという前提になっていると思いますので、この意見書のみをもって、これはすぐ、即、住民の福祉に結びついているかと、どうかという部分に関しましては、ちょっと私の段階ではお答えすることはできません。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 今回、コロナのことで、この水野さんが言っている、ここ、こうして生き

残れというのが財政均衡、再生エネルギー、小さい政府による小さい経済圏と言っているんです。 コロナによって、こうせざるを得なくなってきているんですけど、今、考えてみてどうでしょう。 今後、今、そうやって大きな投資を呼び込むことに対して不安とか、住民が持つ不安とか、そうい うのは感じられませんか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) すいません、ちょっとお答えの論点が、少しずれるかもしれませんけれども、投資を呼び込むという前提ではなくて、また、その投資の結果が、いわゆる白馬村、皆さんがよく言われるのは景観を守っていかなければいけない、環境を守っていかなければいけないと、そちらのほうにどういった影響があるのかという部分で、私は議論をしてきたというふうに認識をしておりますので、そもそも投資云々というふうに関してのいい悪いという部分に関しては、またちょっと論点としては違ってくるんではないかなというふうに感じております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) これは、先ほど旗艦ホテルというのが入ってきたのかという質問をさせていただいたんですが、私の知る限りでは、ホテルではなくてコンドミニアムだと思います。

これ、前、以前に私、環境審議委員のときに審議会に参加させていただいて、その中で地元の雇用を何人採るんだ、雇用はどのくらい確保できるんだということを、会社の方も見えていましたので聞きました。

そしたら、みんなパートタイムだって言っていたんです。コンドミニアムで。正社員は東京から 連れてくるって言っていました。そのときに、「ええっ」って思ったんです。

そもそも、生産年齢人口の増加を図るために規制を緩めたんだよねって思ったもんですから、それはまずいんじゃないかなと思ったんです。だから、その場でちゃんとそういうことを、こういう理由で基準を緩めましょうという審議会をやったはずですので、であるならば、その皆さんが投資されるときに、正規雇用は何人雇ってくれとか、そういうものをちゃんと作るべきじゃないかって言ったんです。そしたら、ある方が「そんなことをすれば、誰も入ってこないじゃないか」って言われたんです。

私は思ったんですが、それで、後から議事録が送られてきたんですが、その意見は全く載っていませんでした。どう思われますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) 議事録に載っていないという部分の事実関係は、すいません、私も把握は しておりませんが、仮に発言した内容が意図的に議事録から削除されたということであれば、それ は私は問題だというふうに思います。

ただそれは、私、それが本当にそういったことがあったかどうか、今は、知るすべもございませ

んので、お答えはできません。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) ちょっと視点を変えまして、今回、3番目のあれなんですが、4月に関連会社が倒産したということで、コロナの倒産で一番多い業種ってご存じですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) すいません、確かなことか分かりませんが、多分、観光関連で、特に宿泊業だと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) そうなんです。一番多いのは、やっぱり観光関係、要するにホテルとか、 そういうところが一番多いんです。

ちょっと私どもでも、私どもの村でもそういうとこ、こういったことがこれから起こるんじゃないかなということが危惧されるわけなんですが、今の不動産市場ですね、観光地、例えばニセコです。ニセコの、この不動産市場って、どうなっているかご存じですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 不勉強で存じ上げておりません。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) すいません。突然、私も後から再質問のあれを作るもんですから、皆さん にお知らせしておけばよかったのかもしれないんですが、たまたま私、北海道新聞を見ることがあって、それを見たら、「コロナでも続く億の投資、ニセコは安全資産、別の投資家は値上がり期待 が投資の決め手」ってなっているんです。

あと、産経新聞、これ6月、これもやっぱりネットで見たんですが、たまたまです、本当に。「中国の富裕層が狙う日本旅館、コロナ禍で割安、オンライン視察」でやっているそうです。こちら見ていただけないので。そういうふうに稼働率が悪い中、ばたばた倒れていくところを、皆さん買われることが起きているということなんですが、片や倒産、廃業しているのにどうしてこんなことが起こるのかなと思って、その論理というか、お分かりになります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 今、初めてお聞きした話なので、ちょっとコメントは控えさせてください。 議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 言ってみれば、端的に言うと、先ほど申し上げた金融のほうにお金がどん どん行っているということなんです。バブルが起こるたびに。だから、持っているところは持って いるんです。だから、そういうところが、この、言ってみれば暴落が起きたときに、買いあさると いうような、言い方は悪いですけれども、そういう形になっているわけなんです。 ですから、私どもの白馬村もそういうターゲットになりかねないということで、これは新自由主義なんです。皆さんご存じないのかもしれないですが、知っている方もいらっしゃると思いますけれども、量的緩和、こういったことをすればするほど、あるところに集まってくる。

あるところというのは、ファイアーセクターって言われているところなんです。「ファイアー」っていうのは「 $F \cdot I \cdot R \cdot E$ 」なんです。火のファイアーなんですが、「F」がファイナンスの金融、「I」がインシュアランスの保険、「RE」がリアルエステートの不動産です。ここにお金が集まる、そういう仕組みになっているんです。

なので、私ども、実体経済に従事しているものは、どんどん貧乏になるし、そういった金融をつかさどっている人たちは、どんどんお金が貯まっていく、資産を買っていく、それで長期に投資をしていくという形になっているわけです。その投資の対象になりかねない。これ、危機感ないですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 投資の対象となるというのは、ある意味でいうと、この白馬という地が、恐らくそれに触手をつけられる魅力があるという土地であるんだろうなという感想も持ちました。 ただそれが、投機目的だけでそういったものになるというのは、私も不安だし、本意ではないというふうに考えています。

伊藤議員、一貫して新自由主義の、どっちかというと批判的なご意見を承っておりまして、もちろんそれが、今、言ったとおり格差が広がっている現実だったり、さっき、パートタイマーって言いましたが、非正規がどんどん増えているというのが、この新自由主義のデメリットであるというのは、ずっと言われていることでありますけれども、行政といたしましては、過度なそういったものはあれですけれども、バランスを取った、行政としての公正な判断というのは必要になってくるというふうに考えています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 魅力あるというのが、それで喜んでいいのか悪いのかなんですけれども、一番問題だなと思うのは、倒産、やっぱり資本家の手に渡って投機の目的になる。そこでどういうことが起こるかというと、住民は廃業していくんです。住民の小さな業者が廃業していっちゃうんです。田畑も土地も売って、村外へ出ていっちゃう。そうですよね。現に起こっているところありますよね。

子供たち、これで戻ってくるんですか。土地、家も土地もないのに、戻ってくるんですかという ところをお聞きしたいんです。これ、持続可能ですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 仮にでありますが、もちろん土地、家屋売ってしまえば、それは子供は戻ってきません。それはそうだと思います。そうならない施策をしなきゃいけないなというふうにも思

っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 先ほどの丸山議員の質問の中で、観光地経営計画の理念という中に文化を未来に残すってありましたよね。それをするのに、やっぱり住民に踏ん張ってもらって、頑張ってもらって、ここにいてもらうしかないと思うんです。それで、子供たち、次につなげる、それが持続可能な社会だと思います。いかがでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) そうですね。住民の皆さんに踏ん張っていただくと、それは賛同いたします。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 是非ともこれを機会に村がどうあるべきか、どうすれば住民を守れるか、 住民にいていただけるか、そういうのを本当に真剣に考えていただきたいなと思っています。

それと、ちょっとよく言われることですけれども、悪貨は良貨を駆逐するということをよく言われるんですけれども、村外からの投資、それと村の住民が落とすお金、どちらが悪貨だと思われますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) そういった観点で見たことはございませんので、お答えはしかねます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) ぜひ、そういった観点で見ていただきたいな、そのように思っております。 やはり、住民あっての村です。住民あっての自治体です。それを忘れてはいけません。私はそう思います。

時間も余りなくなりましたので、次に行きたいと思います。

今までやってきました質問の1でやってきましたように、このままグローバル化、大企業重視、 金融経済重視の路線を進むと、白馬村に多くいる個人事業主のような中産階級がいなくなり、小さな自治体は消滅の憂き目に遭うと予測されます。これは、私個人の感覚ではありますけれども、このコロナ禍という危機に直面した今、すばらしい景観を持つこの村は、その景観を生かした観光をどう復活させるか、重大な局面に差しかかっていると思われます。

そこで、次にについて伺います。

1、公益財団法人日本交通公社の観光地におけるBCP、これビジネスコンティニュープランとかなんとか、そんな感じだったかと思います。事業継続計画に関する実践的研究の報告書、これ、平成31年、昨年の3月に提出されております。では、今回のような感染症に対し、どう対処すべきとあるかを伺いたいと思います。

2つ目、平成30年第4回の一般質問、これ、私の質問ですけれども、観光局の過去と現在の役

割、観光地経営計画の中で果たすべき役割はに対し、地域の観光振興を牽引するトップランナー組織の位置づけは変わっていないと答弁をいただきました。今回のコロナ化において、トップランナーとしての観光局の振る舞い、対処に対し、どう考えるかをお伺いしたいと思います。

3つ目ですけれども、今までの観光政策、機能で、今後、廃止・縮小等を検討すべきものは何か。 また、この村の観光を持続するために観光事業者は今後どうすべきで、この村の観光のトップランナー組織、観光局はどうあるべきかとお考えかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 2点目の観光の危機管理と新型コロナウイルス禍後について、3項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の観光地におけるBCPに関する実践的研究の報告書についてお答えを申し上げます。

この報告書は、観光地における防災対策の現状や問題提起が叫ばれる中で、白馬村と公益財団法 人日本交通公社JTBFが、2017年度から2か年にかけて、有識者を交えて共同研究を進めて きた内容について報告をしてまとめたものであります。

この共同研究における成果を要約すれば、観光地の災害に対する回復力を高めて、危機に強い観光地を運営していくための枠組みとしては、観光地継続マネジメントといった考え方が、白馬村においても必要ではないかという結論に至るまでのプロセスを、全国の観光地の取組事例や有識者の意見、分析などを踏まえて、その結果が報告をされています。

したがいまして、この報告書は議員ご質問の感染症にどう対処するか、すべきかなど、個別の発生事象に対する対処方法を記載したものではありません。

村では、この共同研究の提案をもとに、昨年度、白馬村観光防災マニュアルを策定をし、大規模 災害を想定をした備えをすることで、多くの災害に対応可能となる観光防災に関する基本的な考え 方を取りまとめたところであります。

村といたしましては、このマニュアルを地域防災計画の附属資料として位置づけておりますので、 発災対応機能、行政観光局、常設観光協会、そして交通事業者の役割と対応方法を再確認するため、 今後の防災訓練等にも活用をしていく考えであります。

2点目の観光局のトップランナーとしての役割についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出等の自粛による影響が村内で顕著になったのは、4月に、各スキー場が営業を終了を決めた頃からでありますが、その頃から、白馬村観光局では、全国の白馬ファンに向けてSNSを通じてメッセージを発信をしていました。

その内容は、全国各地でステイホームと叫ばれていた中で、ステイレディ、この状況が緩和された時には、一番に白馬村に来ていただけるように、旅の準備をしましょうというものです。

それからは、旅の準備の言葉どおり、来シーズンに向けたスキー・スノーボードのメンテナンス

方法や動画や、登山愛好家には自宅でできる登山家によるエクササイズ動画、また、この桜の時期 を楽しみにしている方々に、白馬村内の様子をお知らせをしておりました。

緊急事態宣言が解除され現在に至るまでには、県内客に向けたクーポン付き宿泊プランの販売や、 県内ラジオでの宣伝等を行ない、また、県外からの移動自粛が解除される19日を基準として、さ らに多くのプロモーション施策を準備しており、いち早く本来の白馬村を取り戻すべく尽力をして います。

前段の投稿は非常に評価も高く、通常の投稿よりもさらに多くのエンゲージメント数、「いいね」やコメントを残した数の獲得をしていましたし、後段の誘客活動もタイミングを判断をしながらの行動であり、観光局はその時々の情勢を見極めつつ、先を見据えて行動をしていると評価をしています。

最後に観光施策機能で、今後、廃止や縮小等を検討すべきものはというご質問ですが、現時点で はそこまで考えるに至ってはいないというのが現状であります。

なぜならば、経済活動が段階的に再開されたとは言え、このコロナ禍は現在進行形であり、終息 と言える段階に至っていないからです。

これからの観光の本格的な再開に向けて始動してまいりますが、観光客の呼び込みが地域に新型 コロナウイルスを蔓延させる可能性は否定できません。また、コロナ禍は短期間で終息をすること なく、当面は共存をしていく覚悟が必要であります。そのため、感染症対策と観光を両立できる枠 組み、取組への転換が求められていると考えます。

観光客を受け入れる側としては、感染拡大を防止するため、利用者に検温や手指消毒を依頼をしたり、来場地域の確認、氏名や連絡先等の記入をお願いをしたりしなければなりません。

そのような場面を想定すると、受入れ側として感染予防防止策を徹底することはもちろんでありますが、利用者との関連性を構築をすることも重要になってくるのではないでしょうか。

また、新しい生活様式に対応した営業も求められるはずです。例えば宿泊施設において、食事を 提供する場面では、人数制限や席の配置など工夫が求められているほか、テイクアウトを用いた泊 食分離への転換という選択肢もあるかもしれません。

以上は、あくまでも例示でありますが、観光客に求めることは、訪れる側と受け入れる側がお互いに安心できる環境を構築をし、その情報を発信することであると考えております。

コロナ化と共存するすべに前例はありませんので、未知の領域へ踏み入れることになりますが、 観光局には白馬バレーツーリズムとともに、取組の中核を担うことを期待をしているところであり ます。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと11分です。 質問はありませんか。伊藤議員。 **第5番(伊藤まゆみ君)** ご答弁ありがとうございました。このBCPですか、こちらは全6回、共同研究ということでやられていて、報告書が昨年出ている。今のご答弁によりますと、もうマニュアルができている、そういうことでよろしいですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) はい。そのとおりです。本年3月に決定、作成しております。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) その中には、感染症に関する災害というか危機管理の項目はなかった。そ ういうことでよろしいですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) この観光防災マニュアルでは、主に一番被害が大きい地震災害というものを想定しておりました。ですので、感染症対策というものは記載してございません。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) そちらからいただいた報告書なんですけれども、こちら、ちょっと見させていただいて、ちょっとびっくりしたのが何ページにも英語の文があって、これに対する翻訳もないと。あと、スライドが京都ですとか沖縄のスライドが出ていて、これが報告書なのかなと思ってびっくりしたわけなんですけれども、この6ページに、サンタナ2004年ということで図が載っておりまして、このフームワーク・オブ・ジェネリック・コーズイズ・オブ・クライシス・イン・ツーリズムということで、この線があるんですが、この真ん中にヘルスというところで、ペストとかエピデミックスというのが載っているんです。これ、ご存じでした。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 今、資料が手元にありまして、それはあります。その先の66ページなんですけれども、ここにも感染症というのがありますね。

ただ、この感染症に対するというようなものは、この報告書では記載はございません。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) ちょっとこういう言い方は分からないですが、危機管理というのは50% 使わないんだ。要するに、危機に備えるということは、50%は使わなくて50%使えばいいんだ、 あとの50%は無駄になるんだということを、どなたかがおっしゃっていました。確かにそうだな と思いました。想定外というのは駄目なんだと思うんです。

なぜ、私、このBCP計画のことを質問に入れたかといいますと、商工会の事業主の皆さんにア ンケートを行ないまして、そこに載っていたんです。ちょっと読ませていただくと、「観光立村と 言いながら観光産業に甚大な被害を与えている中で、村としての発信力がない。つまり、どう村は あるべきかの理念とBCP計画がないということを痛感しました」こういうように言われちゃっているんですが、これ、ご存じでした。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) そのアンケートの結果は、私も一通り目を通しましたので、存じ上げております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) この中で、ずっと私、ほかにも一応チェックはしているんですけれども、このコメントに関して、例えばBCP計画はないっていうのとか、観光産業に甚大な被害を与えているのに理念とかないって言っている、これに対して、何か、どう思われました。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 感染症対策、初めて日本というか世界が体験する新型コロナウイルスに対する対応なので、本当に何をやればいいのかというのは具体的には分からないというのが、多分、皆さん、共通だと思います。

そういう認識に基づいて、専門家の方も含めて村の中で、各業種別のガイドラインを作成していきましょうという動きはあります。

ガイドラインにつきまして、施設、事業者が衛生管理ポリシーみたいなものを作って、しっかり それを発信していけば、お客様の安全と安心にも結びつくのかなというふうに考えております。

「お客、来て」というような誘客というところではなくて、安心で安全な観光地を作っているんですよというような内側の取組を充実させて、それを発信させていこうということから、今、取り組んでいるところです。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 災害のときは、じゃあ行政としては、一番先に何をしようということになっているんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 観光防災マニュアルの中では、しっかりと情報を届けようというものです。 情報をしっかりと届けて、その先に避難誘導があって、その先に避難がある。そういうような流れ で防災マニュアルを作っています。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 情報を届けるのも大切かと思うんですけれども、情報を得るのも、物すご く大切じゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 情報を得るというのは、災害に関する情報を村として得ます。その上で、 それを観光客を含め住民の方に情報を提供すると。避難状況、避難情報というものも、村として得 るということを考えております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 今のと、ちょっと情報を得るというときに、白馬村の何かの場合は、やっぱり観光に従事していて、外からのお客さんもいっぱいいるわけなんですけれども、その中で、やっぱり皆さん、どのような経営状態ですかということを、これ、情報として集めるべきだったんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょう。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 宿泊施設の経営状況ということが必要ですというふうに捉えてお答えさせていただきますと、現在、今、取り組んでいるところでございます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 宿泊業者だけじゃなくて、皆さん、観光に携わる方は苦戦されているし、 建築業者の方も、かなりキャンセルとか待ったがかかったりなんかしているというふうに聞いてい るんですけれども、やっぱりちょっと、皆さん、かなり不安だと思うんです。

それで、諦めている方も多いんじゃないかなっていう部分があるんですが、今後、廃業とかそういうことは懸念されていないですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) そうですね。現在の状況が続いて、この冬、インバウンドがほぼ見込めないということを考えると、廃業という施設も出てこようかなというふうに思います。

ですので、村としてもしっかりと国内のお客様を呼ぶ、近場では県内のお客様を呼ぶ、国内を呼ぶというところで、可能な限り、廃業、経営状況が悪いから廃業というようなケースは出さないように、いろんな施策に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) そんな中なんですが、平地観光の目玉商品、目玉といいますか、あそこです。スノーピークのランドステーション白馬がオープンしたということで、お客さんの列、週末、お客さんが外に列を作っているというようなうわさを聞いたんですけれども、コロナ禍で生き残れるか否かというこういう状態のときに、税金を投入した施設がにぎわっているというのを、皆さん、どのような目で見ていらっしゃると思われますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) すいません。すぐ税金を投入した施設と言われますが、確かに関連はしてお

りますけれども、投資したからにはにぎわうということは、非常にいい結果になっているんではな いかと、私は思っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) そのにぎわいを、どうやって住民の福祉の増進に回すかということだと思うんです。ここで、例えば今回オープンして、お客様のデータ、こちらのほうにいただけるんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) データというか、数というものは報告をいただいております。その中の客層であったりとか、出身地みたいなところまでは、まだ提供はいただいておりませんが、この先、必要に応じて求めていきたいなというふうに考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問時間はあと1分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第5番(伊藤まゆみ君) ぜひ、ここがにぎわっているのであれば、そちらからデータをいただいて、 例えばどこから来た、何泊している、リピーターなのか、この後どこに行く、こういったものを、 あちらにはインフォメーション、観光局のインフォメーションもありますので、ぜひとも取っていただいて、これをやはり観光局、観光に従事している方に回していただく、情報は血液ですから、 そこに回していただくことによって、じゃあ、自分たちはこうしたらいいんじゃないかということ が出てくると思うんです。ぜひそうしていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 観光局のほうのインフォメーションセンター、これまで、ちょっと多目的 ホールというところにあったので、お客様と接する機会が非常に少なかったと言えるかと思います。 これが、今回、ランドステーション白馬という、まさにお客さんと相対していろんなことをご案 内したり、いろんな話を聞く、そういった情報というのは、これからの施策にしっかりと役立てていきたいと思います。

それを局の会員の方は、もう少し分かりやすくする形で事業者の方に提供していけば、それぞれ 事業者の方の取組にも役立っていけるかなというふうに考えますので、そのような取組は進めてま いりたいと思います。

以上です。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いた します。

ただいまから、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分 再開 午後 1時00分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番(津滝俊幸君) 第8番、津滝俊幸です。昨年末に中国武漢にて発生した新型コロナウイルス 感染症について、このように世界に爆発的に蔓延していくことは、そのときの日本国民誰もが思い もよらぬことだったと思います。政府はウイルスによるパンデミックは新型インフルエンザだけ想 定したため、いまだに届かぬ通称アベノマスクを初め、全ての対応策が後手に回り、大きな感染拡 大を起こしてしまいました。私たちにとって誰もがあのキャラクターのまねをし、余りにも存在感 があり過ぎた志村けんさんがこのウイルスによって侵され、亡くなられてしまった報道にとても衝 撃的でショックを覚えました。

白馬村では、村民の皆様の行動の自粛や感染防止の努力により、まだ1人も感染者がいないことは幸いです。今もなお、世界中で尊い人命が奪われていく中、病と闘っている患者さんへのお見舞いと、それを支えて治療に当たっている多くの医療関係者の皆様に激励と感謝をし、そしてさらなる感染防止を地域の皆様と一緒に行ない、自分や家族が感染していかぬよう努め、早く終息を願うものであります。

今回、登壇している一般質問者は7名でございますが、7名のうち、ほぼほぼ皆様がこのウイルスについて質問をしておりますので、私はそうではなくて、これから未来志向の中の白馬村の道路・交通行政について伺いをしていきたいというふうに考えております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まちづくりにおける未来志向のインフラとして、道路整備や交通体系の形成は必要不可欠です。 しかしながら、第5次総合計画や地域総合戦略には、その旨の展望や方針、整備計画すら記載がありません。また、村のホームページにおいても同様の状況です。道路や交通網について今後の展望と方針について、次のことについて伺います。

- 1、通称、山麓線の平川に橋を架けて47スキー場と八方尾根スキー場の往来を確保し、観光道路として活用していく計画はありませんか。
- 2、地域高規格道路の白馬村内のルート帯を計画決定するべきではないかと考えます。その旨に ついてお伺いします。
- 3つ目、長野白馬間、糸魚川白馬間のさらなる道路整備へ向けて、県や関係自治体との連携協議 を密にすべきではないかと考えています。そういった考えはないか、お伺いをいたします。
- 4つ目、北陸新幹線延伸による糸魚川からのバス運行の計画と要請について、そのような考えはないか、お伺いをします。

5つ目、大糸線南小谷、糸魚川間の乗降客減少等による運行廃止にならないよう、JR西日本、

またJR東日本への要望や要請はいかがになっているか、お伺いいたします。

6番目、国道、県道の路肩の草刈りなど道路維持等や道路改良について、関係機関との調整内容 はどのように行なわれているか、お伺いをいたします。

7番目、地域公共交通網形成計画による実施状況について、お伺いいたします。

以上7点になりますが、よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 津滝俊幸議員から、道路・交通行政について7項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の山麓線の平川以北への延伸計画についてのご質問でありますが、白馬五竜からHakuba47まで神城山麓線として整備した当時、八方地区までの路線延長について検討すべきとの意見もございましたが、財政計画等との兼ね合いから具体的整備計画は立たず、現在まで至った経過があります。また、ここ数年は道路の新設ではなく、現在ある路線の長寿命化、つまり舗装や橋梁等の修繕計画に基づく事業などに予算配分がシフトしてきている現状もございます。

こういった点や現在の村の財政状況を踏まえますと、平川以北への路線延長をここ一、二年のうちに実施計画に挙げていくことは正直、厳しいというふうに考えております。仮に今後、事業化する前提で進めていくとすると、まず財政計画との整合や村民のコンセンサスを図っていくことが第一であるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

2点目の地域高規格道路の村内のルート帯についてのご質問ですが、昨年、大町市において市街地区間の強化作業が行なわれ、西ルート帯が最適ルート帯として選定をされたことはご承知のことと思います。そして、次の段階として大町市以北の調査に入っていくわけでありますが、特にバイパス区間として予定をされている白馬市街地区間につきましては大町同様、複数のルート帯での評価を行なった上で最適ルート帯の絞り込みを行なっていくことになりますので、その前提となる調査に早期に着手をいただくよう、長野県へ要望をしているところであります。

3点目の長野市方面、糸魚川市方面との連携を密にすべきではとのご指摘につきましても、私も 津滝議員と同じ考えでありますが、現在は道路関係の期成同盟会を通じ、糸魚川市、長野市、さら には東北信地域の市町村とともに情報共有を図りながら、国・県への要望活動なども一体的に取り 組んでおりますので、今後もこういった同盟会組織を通じ、引き続き連携強化を図りながら道路事 業を推進をしていきたいと考えております。

4点目の北陸新幹線延伸による二次交通対策については、大町市・白馬村・小谷村の3市村で構成する北アルプス3市村観光連絡会において、主に関西圏からの誘客強化と利便性の向上を図るための事業として、JR糸魚川駅から北アルプスエリアのスキー場間を結ぶ連絡バス、北陸新幹線、シャトルの冬期間運行について補助をしているところであります。昨シーズンからは、村内の民間バス事業者がJR糸魚川駅から3市村スキー場間を結ぶ路線バスを路線価し、冬期間の路線運行を

行なっているところであります。

村といたしましては、2023年3月に予定をされる北陸新幹線敦賀延伸により、さらなる関西 圏からの誘客強化と二次交通の確保が必要となることを踏まえつつ、グリーン期を含む通年におけ る二次交通の充実に努めていきたいと考えます。

5点目の大糸線南小谷駅以北の存続に関するJRへの要望についてですが、平成27年3月の北陸新幹線金沢延伸により、首都圏と北陸が短時間で結ばれたことから、観光客の流動が大きく変化をしました。大糸線沿線には世界ジオパークに認定されたジオパークを初め、北アルプス山麓に立地する数多くの観光地があり、高速・鉄道網の整備によって拡大した滞在時間を大糸線沿線の観光地に誘導するための対策が課題となっていると認識しているところであります。

一方、JRでは、人口減少や少子高齢化による乗車率の低下から運行本数の増便などは困難な状況であり、今後の大糸線の利用促進には地域における利活用対策が不可欠であるとしております。こうした状況を踏まえ、白馬村としては、大糸線沿線の自治体と経済団体で組織する大糸線利用促進輸送強化期成同盟会や、大糸線活性化協議会と歩調を合わせ、JR各社に対して新幹線を初めとする各種路線との接続強化の陳情や、イベント列車の企画実施など利便性の向上と利用促進事業の展開を引き続き、関係各所と連携して取り組んでいるところであります。

6点目の国道、県道の道路維持等や道路改良についての質問にお答えします。基本的に、道路の維持管理事業は管理者である大町建設事務所が担っておりますが、従来から地域住民の皆様のご協力をいただきながら、沿線の草刈りや美化活動等に努めてきた経過があります。また、行政区と県、村との協定によるアダプトシステムでは現在6地区から登録をいただき、精力的に道路維持活動に取り組んでいただいている地域もございまして、こういった地域住民の皆様のご協力があってこそ快適な道路環境が維持されているものと考えております。

一方で、地区懇談会などでの意見を伺っておりますと、区民の高齢化などにより、最近ではなかなか道路の維持管理作業まで手が回らなくなってきているという話も聞き及んでおります。特に、急なのり面などの作業では危険を伴う箇所もありますので、村としては現場の状況を見ながら、その都度、大町建設事務所へ対応をお願いをしているところであります。いずれにいたしましても、引き続き、村民の皆様からのご協力もいただきながら、適切な道路維持体制が図られるよう、村としても対応をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、7点目の白馬村地域公共交通網形成計画の実施状況につきましては、昨年度より計画に 定められた具体的な施策について順次、着手をしているところです。具体的には、デマンド型乗り 合いタクシーの運行日、運行時間の増便について実証事業を行ないました。結果としましては、利 用者が少なかったことにより実際の増便には結びつきませんでしたが、引き続き交通体系の一つと して利用者の声を聞いてまいりたいと考えております。

それぞれが主体で運行しているシャトルバスの統合運行、通年運行の検討につきましては、関係

する課や事業者が集まり、検討を行なっております。今年度も冬期に向けて引き続き、統合運行について検討を行なってまいります。主軸になる生活交通の検討につきましては、今年度、先行してスクールバスという位置づけで試験運用を実施する方向で進めております。こちらにつきましては、先ほどの答弁のシャトルバス統合と生活・交通との組合わせが考えられますので、今年度の試験運行の結果と併せて、さらなる検討を進めてまいりたいと考えています。

この白馬村地域公共交通網形成計画は、これからのまちづくりを考慮し、まちづくりと連携をした面的な公共交通ネットワークを構築をするとともに、地域の足を確保していくための具体的な方針を示した計画となっています。引き続き、具体的な施策の検討を進めるとともに、それぞれの事業がしっかりと連携を図ることにより事業の合理化、利便性の向上、経費の削減等につなげてまいりたいというふうに思っております。

津滝議員の道路・交通行政についての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) それでは、再質問をさせていただくんですが、まず初めに今回この質問をするに当たって、冒頭の話の中にもありましたけれども、村のいわゆる道路に関しての、また交通関係に対しての整備計画というものが存在するのかというところから疑問を持っていろいろ調査をさせていただいたところであります。

一番見る総合計画ですとか戦略等々に関してなんですけれども、そういった道路のことに関してこういうふうにしていきたいというものは、冒頭のお話のとおり、ないわけであります。何でこういうものがないのかということで建設課のほうに問合せをしてみたところ、まるっきり確かにない、現実的にはないかもしれないが、20年ほど前に作ったこの白馬のまちづくりマスタープランというのがあるんですけれども、最終年度が今年になっています。

この中に、まちづくりですから道路のことですとか交通のことですとか、そういったようなことに触れられているというようなことです。このとき作ったのは第3次総合計画、その前には整備計画というようになっていたと思います。まるっきりそういう整備計画がないということではなくて、私のここのところに書いてある――確かにそういうところには書いてはいないんだけれど、もとになるものは、これなのかなあということで建設課のほうとも話をさせていただいたところであります。

まず、そういうことで間違いがないのかどうかということを、まずは建設課長にお伺いしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) 間違いはないと思われます。

議長(北澤禎二郎君) 津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) それで、この計画は2003年3月に作られて2020年を目標年度として、

まちづくりの方向や土地利用、都市施設整備等々に関して書かれているというようなことであります。

これに沿ってインフラが整えられているんですけれども、今日、皆さんのところに参考資料として道路網構想図というものが行っているかなあというふうに思います。これは上のほうが西側で下のほうが東側、こっちが南でこっちが北というようなことになります。真ん中に通っているのが幹線道路、ルート148号の国道になります。広域幹線道路と都市幹線道路、それから村道になる幹線道路というようなものがここに書かれているということになります。この中に書かれている点線になっている部分が、計画としてまだ実施になっていないところということで解釈していいかなあというふうに思います。

さきに通称、山麓線なんですが、村道2026号線ということのようでありますけれども、このことに関しては平成17年に平川に関わる関係地区から要望書が提出されていて、八方・瑞穂・エコーランド、みそら野、飯田、飯森、堀之内等々、それから観光索道協会等々からの要望書になります。17年の12月13日には第4回の議会で一般質問をそれに併せてしているということであります。それで山麓線を何とかということで19年に飯森側から着工されて、終点は47までというようなことで24年に完成しているということであります。そのときに、さらにもっと延伸してほしいというような話もあったかなあというふうに思います。

議会ではその後、平成27年に同僚議員が下川村長に対して――これは村長、一番最初の年になるかと思うんですけれども、その年に質問をしていて要望書が出ているが、このことについてどういう考えを持っているかというようなことを聞いているかなあというふうに思います。そのときにこれは確認なんですけれども、17年に出たものと同じような内容のものが村に対して要望書として挙がっているはずだと私は記憶しているんですけれど、そういったものは村長もしくは建設課のほうで橋を架けていくというような要望書は受け取っているか、受け取っていないか、お伺いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) 具体的にその書面という形で要望書を受け取っているかどうかという部分 に関しましては、すみません、ちょっと確認は取れておりませんけれども、津滝議員のご指摘にありましたとおり、神城山麓線事業を進めている当時から、北側のほうにも延伸していくべきではないかといったようなご意見なり等はいただいているということについては私も承知はしております。以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。再質問ありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 書面というようなことで確認は取れていないが、そういう要望があるというようなことは承知をしているという解釈かなあと思います。

村長のそのときの議事録を見ると、このように答えています。神城山麓線の北城上地籍への延伸

でありますが、この計画については継続事業と考えております。地域役員懇談会の要望においても 複数の行政区から要望されていることは、私といたしましても十分認識しており、そして神城山麓 線の延伸は必要と考えております。

そのときはルート等に関しては今も同じような答弁をしていただいたかなと思うんですが、白紙 と。財政的に非常に難しいということなんですけれども、村長、この計画について、今はお金はな いかもしれないけれども、将来的に国や県に要望して、また村費を使いながら橋を架けていくとい うようなことは考えているのか、考えていないか、お伺いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 今、津滝議員のこの山麓線を北のほうへ延伸という要望書をもらったことは、 私の記憶にもあるわけであります。

そんな中で当時、各区長がそろって村のほうへ、ぜひお願いをしたいというふうに来たことは承知をしております。そしてまた、毎年、索道事業者のほうからもそういった要望の声が挙がっていることは私も十分意識をしているわけでありますけれども、先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたけれども、今の白馬村の財政力を考えると、ちょっとそちらのほうへは手が回らないというような現実であります。

そんなこともありますので、できればこれは橋があればいいという言い方じゃないけれども、今のこの長寿命化の関係、道路の補修、そしてまた橋梁の補修等々を考えていくと、ちょっとそちらのほうへは当面、財政的には無理だというふうに考えております。そんなことから県のほうへも、できるだけ県や国のほうでやってもらえるんだったら、それは今でも私は応援はしたいというふうに思っていますけれども、当然今まで一般財源をするということになると今の状況ではちょっと無理だというふうに考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 今現時点では確かに無理な話だと、それは私も理解します。だけれど、橋というのはやっぱり道路の中でも一番お金がかかりますし、橋とトンネルというのは一番お金がかかっるんですよね。やるとなれば多分、数十億円のお金がかかってくるようなことになると思うんです。

これが一長一短にいくわけは当然ありませんし、そこに整備をしていくということを念頭に置きながら、やっぱり話をしていく。国や県に協力していただくということをやっぱり運動としていかないと今日、明日に、いや架けてくれと。ああ、分かったからと、そんな簡単には架からないと思うんですよね。これはやっぱりそういう意思を持って事に当たっていただかないと多分、橋はずうっと架けられないのかなというふうに私は思っているところです。

何でそういうことを言うかというと、この道路網の図面を見ていただくと分かると思うんですけれど、南のほうからちょっと見ていただきたいんですが、もう実線になっているのは、これはオリンピック道路でちょうど土合橋のところまで来ています。それを過ぎて犬川沿いにずうっと道を上

がっていって五竜とおみスキー場、それから、いいもりスキー場を通って47と間は点線になっていますが、この点線のところは整備をしていくという方向で、これはもう既にさっきもなっているんです。もう1個は、ジャンプ台のところから今度、オリンピック道路で下まで下りてきていると。そのまま新田を通って森上の交差点のところまで下りてきていると。

それから、その下です。今度、その下は通地籍のところから松川に橋を架けて、そのまま大出地 区を抜けて、ここのところは点線になっていますけれども、もうこれは実線になりました。蕨平の 下を通って深空までもう延伸してきていると。これが多分、この中で言っている白馬村の中の主要 環状線ということになって、要するにループでこう回っていくところなんです。唯一、道が架かっ ていないのは上部の47のスキー場、八方のスキー場の間のこの橋、それとグリーンスポーツのと ころに橋を架けるかどうか分かりませんが、道路整備をしていくというようなこれは図面になって いるんですけれども、これは私が書いたんじゃないんですよね。

20年前の白馬村のそこにいる皆さんの先輩たちがこういうところがいいだろうということで書いたものなんですけれども、これは今年が最終年度になるんだけれど、これに沿いながら、さっき課長はやってきているんだと、こういう計画なんだというような話はしているんですけれど、そういうことを働きかけていくことは大事なことだと僕は思うんですが、そこはどうなんですか。やらないんですか、やるんですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) まず、村の事業として当然やると。先ほど村長が答弁で申し上げましたとおり、財政計画を立てて、その上でやるということになっていけば当然、国・県へ要望していかなければいけないというふうに思いますけれども、現状では村の中の実施計画自体が出来上がっているかという、具体的なところまではできていないというのが現状であります。

それから、もう1点。先ほど議員から、まちづくりマスタープラン、これは平成15年当時に策定されたものなんですけれども、このプランの前段のところを見てみますと、もう昨年度である2020年、つまり今年なんですけれども、1万人といくとあります。つまり、これを策定した当時の人口は右肩上がりで、これから増えていくだろうという予測のもとで立てられた計画だというふうに私は認識をしております。

ところが、白馬村の人口を見ますと、平成17年を境に減ってきております。これは総合計画等でも書かれているとおりでありますので、今後、人口減少社会というものを見込んだときに、じゃあ果たしてその中で道路整備というのをどういった位置づけをしていくかといいますのは、やはり財政計画もそうですし、先ほど村民のコンセンサスのお話もありましたけれども、恐らく億の単位の事業を入れていくとことになるとしますと何らかの事業費を削っていかないと、道路整備だけではやっぱり成り立っていかないというふうに考えます。

私が建設課長の立場だけでもしここで答弁を許されるのであれば、来年、再来年にももう実施計

画をやると、具体的に進めたいとお答えしたいことは、やまやまなんですけれども、やはりそうはいかない事情もございますので、今後、津滝議員のほうからもご質問ありました松糸道路との兼ね合いもございます。それが西側のルート帯がよいという判断になるのか、東側になるのがよいという判断になるのか、それによってまたそのアクセス道路もプランとして今後整備していかなければいけない、さらに考慮していかなければいけないということも将来的には想像されるわけですから、そういった部分も総合的に判断をしながら、ここは対応していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。再質問ありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) お金のことを出されちゃうと、それは私もはっきり言って、私も議員やっていれば無理でしょうと言いますよ。

いや、私の言っていることはそういうことじゃなくて、もう20年も前からこういう計画を持って事に当たって、それに即していろんなものを整備してきているにも関わらず、国や県にそういったことをやっぱり今の行政体として一緒になって将来的にここに橋を架けたいんだと。ですから、そのときにはぜひ協力してくれということをやっぱり関係団体にしていかないと忘れられちゃいますよ、人が代わっていけば。ですから、そういうことはやっぱり常に言い続けると。やれるかやらないか分からないんじゃなくて、常にやるということで言い続けていくと。これが私は大事だと思っていますので、そこのところは私からの強い要望だということでよろしくお願いしたいと思います。

次、これも関連してくる話なので、地域高規格道路についてです。

先ほど村長の答弁にありましたとおり、大町地区はルート帯を東、中央、西というようなことで、 どこを通るかは別として、そこの大きなルート帯を見て評価をして、西側のほうが一番いいんじゃ ないかと現状を使うか、新規に作るかどうかはそれは知りませんが、でもそういうふうにして方向 づけをしました。白馬はどうなんですか。いずれは期成同盟会もあったりとかして、我々もそうい うところに入ったり何かしているんですけれども、将来的に来ることは間違いないんですよね。来 るんですよね、村長。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 松糸道路につきましては、もう白馬としては何十年来の悲願だということで、 ずっと取り組んでいるところでありますが、そういった中で、まだ安曇野市のところがはっきりし ないというようなこと、そして大町市も東、真ん中、西とある中で西側がよいだろうというという ことで、500メータースパンで今検討を始めるようであります。

そんな中で先般、大町建の所長ほか担当者が来た中で、ぜひ白馬でも調査をしてくれという要望 を強くしたところでありますけれども、大町建のほうでも、そういうことはよく分かっていると。 だから、部分的にどういう問題があるかというようなことも含めて検討してまいりたいと、そんな話を頂いたところであります。いずれにしても、大町のルート帯がはっきりしてくると判断することになりますので、白馬でどういう問題点があるか、そういったことを先に調査をしてまいりたいと、こんな返事がありましたので、大変時間がかかるかもしれませんけれども、期待をしているところです。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) この道路網の中に一番下に大きな四角い、これは点線になるのかちょっと分からないんですけれど、一番下のところに松糸道路のことが横にぴやっと引かれているんです。もう20年も前から構想があって要望もしているけれど、まだこの村の中のどこを通るかも全くもって決められていない。どこの場所をどういうような形で通っていくかも全く決まっていない。いや、これではやっぱりこのまちを作っていく、インフラを整備していくに当たって非常に私は大きな障壁になるんじゃないかなと。おおむね例えば、白馬の東側を通る、真ん中を通る、西側を通る、そのくらいは決めていったほうがいい。特に東側、東側は、まさかのまさかです。活断層が通っていて一前から通っていたのは分かっていたんですけれども、地震が起きたと、こういうリスクがやっぱりあるわけです。

大町も結局、東側を最初は進めていたんだけれど、そうじゃなくて、やっぱりこの神城断層があって、これによって非常にリスクが高くなるから、だったらそれよりも安全なルート帯を選ぼうというようなことでそっちに変わったというようなことが記事に載っていました。私も白馬はそういう状況じゃないのかなというふうに考えています。もっと言えば、もう既に今の国道の通地籍においては高規格道路化をするための道路改良が始まっています。小谷はもうトンネルをやるようになっていますよね。この白馬だけですよ、どこのルートを通るかということが決まっていないのは。これは村がこのルートを通してほしいと、やっぱり強く要望すべきだと私は思っています。商工会では、東側なんていう話もあったり何かするんですけれど、これを決めていくのはやっぱり私は村だと思います。

住民とのコンセンサスを図ってルート帯を決めるべきだと思うんですが、村長、いかがですか。 議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 当時、商工会のほうで東側ルート、真ん中、それから西ルートということで3ルートを検討した結果、当時は東側が一番いいんじゃないかという、そんなお話がございまして、私も県のほうへそんな要望等々をしてきたわけでありますけれども、議員おっしゃるとおり、平成26年の神城断層地震が起きて、あそこに活断層があるというようなことで、そんなことも含めて先ほど私が大町建の室長のほうにもそんなことを含めて調査をしてくれということで、当時とまた変わったいろんなリスクが発生しておりますので、ぜひそんなことも含めて早く調査をしてくれという要望をしているところであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) ですので、そういうことですから村長が言っているようなことでありますので。そうすると、ここは白馬村にはお金がないと。東側は非常に断層とか、そういうものがあって非常にリスクがあると。白馬村はどうしても、この西側のほうの場所、どこを通るかは別として非常に有効的に経済を活性化させていくことができる、橋をあそこに架ければ、この地域の中は当然よくなるということは分かるわけですから。

そうすると、村で今思い描いている、その平川のところにもう1本橋を架けて、両方の神城地区と北城地区のスキー場を行ったり来たりできるような形にしていく。できれば、それを高規格道路として担っていただくというようなことを申し上げていけば私はいいと思っているんですよ。そういうことをどんどん小谷村、例えば通地籍なんかももうそういうことで始まっているわけです、一部ですよ。そうすると、将来的には高規格道路にそこのところをすべきだから、橋を架けてもらいたいというような運動にもなるんじゃないでしょうか。そういうことはどうですか。これは建設課長でも村長でもいいですけれど。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) ちょっと何回も繰り返しになりますけれども、先ほど東側のほうが神城断層地震というような話を私がしたわけでありますけれども、まだそこが駄目だということじゃないもんですから、そこも含めて調査をしてくれということで要請をしているところでありますので、何回も同じ答弁になりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 声を発しないと。黙っていても。もう20年たっても何の手だてもできなければルート帯もできなければ、どこを通るかも誰も……。だけれど、一生懸命みんなでもって高規格道路、高規格道路とずうっと言っているんですよ。

オリンピックを招致して、招致は10年前から始まってオリンピックが決定してから7年です。 その7年の間にオリンピック道路は、ばあ一んと作っちゃったわけですよ。それで、長野から今まで1時間以上かかったのが、もう40分ぐらいでもって長野と白馬間は通じるようになってしまいました。いつまでたっても、この高規格道路というのは進んでいないわけですよ。白馬はこういう道が欲しいと、やっぱりきちんと言わないといけないんじゃないですか、村長。私は、そういう姿勢が大事だと思っているんですけれど。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 毎回同じ答弁になりますけれども、村としても議会と一緒に県のほうにも早く 調査をしてくれという要望を毎年毎年、県の土木部のほうへ議長と一緒に行って要望をしていると ころでありますので、そこら辺はよく――何もしていないじゃなくて常に議会と一緒になってやっ ておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) その要望をしていないということを言っているんじゃないんですよ。具体性に欠けているという話なんです。もうこの場所を通してほしいぐらいのことを持っていくと、相手に対しての伝わり方が私は違うんじゃないかなというふうに思いますので、村内のことに関してはやっぱり白馬村が非常に責任を持って事に当たるべきだろうなというふうに考えます。十分、景観に配慮した道路整備にしていただきたいなあと。よくいうところの盛土にしたほうがいいとか下を通す、いわゆるアンダーパスとか、それに接続していく接続道路、高架、こういうようなものも高規格道路の中には当然入ってきます。白馬のこの景観にそぐわない道を作ってもこれはよろしくないわけで、やっぱり白馬村は主体的にもっとハードリングしながら、この道、ここへというような形で対応していただければありがたいかなあというふうに思います。

それから、道路整備における広域連携についての話なんですが、いろんな同盟会を通じながら、 それぞれのところに行って話をしているということになっているわけですけれども、議会でもよく 406号の道路については議長を初め、それぞれのところで調整をしていて、カーブを抜いていた だいたりとかトンネル化をしていただくとかしているわけなんですけれど、前からよく言われてい るところの富山県朝日町も、この白馬村との間にトンネルを入れてという話があるんですけれど、 これももう本当に笛吹けどという話なんですよね。富山県の何か対応を待っているみたいなところ があるんですけれど、こういうことに対して国や県に言って、村長もしくは建設課等々で行政側の ほうで要望・要請等をした経緯はあるんですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) このアルプス越えの道路は昔の夢のまた夢というような、そんなことが当時あったようでありますが、そんな中で特に松本糸魚川道路、高規格道路をお願いをするという運動をしながら、このアルプス越えということの声を挙げることに対して果たしていかがなものかという、そんなこともございました。

富山県のほうも3町村が名乗りを挙げているようでありますけれども、富山県も一向に話は進んではきませんし、それから長野県として、とりあえず先にやるのは松本糸魚川高規格道路に力を入れていくべきではないかというふうに考えておりますので、そこら辺はよくご理解をいただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 松糸道路だって村長、私が覚えている限りでは、もう30年ぐらい前から構想がありましたよ。だけれど、全然前に遅々として話が進んでいないじゃないですか。同じですよ、このアルプス越えも似たような状況ですよ。

でも、たまたまオリンピックという一大イベントがあって、ばあーんと道ができましたよ。そう

いうことじゃないですか。やっぱり大きな仕事に当たるというときには、こうしてもらいたいということをきちんと言って、そういうことを国会議員の先生やら県会議員の先生にきちっと言って、白馬村はこうしたいと、こういうような世界に冠たる国際観光都市でいたいから、こうしてもらいたいということを――当然、言っていると思います。言っているけれど、具体性に欠けていると私は思っているんですよね。だから、そういうことをこの村の中でぜひ何かやってほしい、運動してほしいなあと。住民の運動としてやってほしいなというふうに私は強く要望するところです。

似たような話で、さっき白馬糸魚川間については、三市村で定期的なバスを冬だけ閉じていて、 夏場はこれから考えていくというような今話になっています。 これから新幹線が敦賀まで延伸して いくようになりますから、関西方面のお客さんが相当これでもって、東京と北陸圏をも含めて近く なっていくというようなことになります。そうすると、糸魚川と白馬間の間というのは、鉄道があ って道路があるわけですけども、さっきの言った高規格道路ができれば一番いいんですが、これが 全然進んでいないということになると、やっぱりバスに頼るしかないかなと。大糸線はJR西と東 で非常にアクセスが悪いというような状況で、もっと言えば、もう南小谷糸魚川間は、JR西日本 の中では、昨年5月にデータが公開されていますけども、JR西日本が運営している路線の中で最 低です。一日平均、大糸線だけですよ、南小谷糸魚川間だけで63人です。52路線あって52番 目です。多分このままいったら、敦賀まで延伸されてくると、もう飛び地になっているので、私が そこの社長だったら、もうそれは、いつにかに廃線しろというような話にならざるを得ないかなと。 でも、やっぱり公共的な使命はあるから、そのところは何とか残そうということでやっている。ち なみに、JR東日本は70路線あって、大糸線は38番目。大体中くらいということです。一日当 たり1万7,596人、平均ですね、動いていると。一番多いのは、その中でも駅の乗降客で一番多 いのは、大町駅2,600人です。白馬駅、まあ白馬管内は白馬駅ということになるんですが、白馬 駅は一日644人の乗降客があるということです。どのぐらいがボーダーラインかどうかは分かり ませんけども、やっぱり道路とともに、鉄道というのは非常に大きな私は意味を持っていると思い ます。それぞれのところに話をしているというふうに聞いているわけですけども、例えば、これが JRの東日本だけが残って、西日本がなくなってしまったときにはどうするかという話ですよね。 そのためには、今からやっぱりバス路線というのはきちっと、それも長野と白馬を結ぶような高速 バスみたいなものが必要だと思うんですが、そういうお考えはありますか。ありませんか。先ほど そういうことを始めているというような話がありますが、通年でやっていくというようなことはあ りませんか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) お答えします。

先ほど村長答弁にありましたとおり、糸魚川、北アルプスエリア、冬期のみということで、平成27年度から運行しました。昨年度から貸切りから乗り合いに路線化をして冬は運行するようにい

たしました。その状況も見つつ、オールシーズンへというような展開も当然考えていく必要あるんですけれども、またお金の話になってしまいますけれども、費用との兼ね合いで、効果のあるところにしっかりとお金をかけてまいりたいというふうに考えているところが現状です。

加えて、大糸線活性化協議会という組織が、平成31年の2月にできました。それが今、大糸線大町糸魚川間、これをしっかりと使って存続させようというような組織なんですけども、そこでは住民の利用、それから観光の利用というのを狙っていて、現行の路線ダイヤでは薄いところはどうしても出てしまうので、それをバスで補完しようということで、昨年10、11、12、3か月に限定になるんですけども、ディスティネーションキャンペーンに併せて、バスを3.5往復走らせました。そこでも3か月で大体約3,000人の利用があったので、観光路線というような形ですけども、冬だけではなくて、それ以外のシーズンもそういう需要があるんだなということはしっかりと受け止めているので、路線をオールシーズンというのは、しっかり視野に入れて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。(発言する声あり)

村長(下川正剛君) JR西日本の関係でありますけれども、毎年この大糸沿線、松川、それから大町、白馬、小谷、それから糸魚川、その首長が、毎年JR西日本の金沢支社のほうへ訪問して、ぜひ大糸線の活性化をお願いしたいということ、それから、新幹線がどんどん延びていくこと、そういった中で、大阪のお客さんもぜひ白馬山麓沿線に誘致をしたいと、こんなお願いを毎年毎年展開しているところであります。JR西日本の金沢支社のほうでも、白馬山麓の何というか、自然が財産というものを非常に高く評価をしていただいておりまして、いずれにしても、大勢のお客様が白馬山麓へ来ていただくような、そんな要望をしておりますし、金沢支社のほうでも結構力を入れていただいたということでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問時間は答弁を含め、あと9分です。質問はありませんか。

第8番(津滝俊幸君) 各沿線と、自治体とそれぞれ連携をしながら、各所にお願いを村長もしているということであります。それはそれとして、非常にありがたいなというふうに思っているとこであります。

こないだ新聞の社説の中に、6月の1日に載っていたんですけど、公共交通が非常に苦境に立たされているというような新聞記事が載っていました。松本市がアルピコ交通、松電ですよね、松本電鉄、これに非常に、コロナの関係もあったり何かして、乗降客が非常に少なくなって、特に上高地線になるんですけども、市内のバスもそうですが、2億円余りのお金を拠出して支援をしていくというような記事が載っていて、これを読んだときに、松本市もすげえことやるなというふうに思ったり何かするんですけど、やっぱりでも、それだけ地域の交通、もちろん道路も含めてですが、

非常に大事なことだと思うんですね。一旦の鉄路というのがなくなっちゃうと、やっぱりもう、復元することはもう難しくなるし、それに代わるものをやっぱり作らなきゃいけなくなる。その時の、村や町というのは、行政の負担というのは物すごいものに多分なるんじゃないかなというふうに思います。ですから、そうならないように、ぜひ両方の鉄道会社等々にしっかりとそういう話をしていっていただきたいなというふうに思います。

地域交通網計画についてですが、大きな目的を持って今当たっているということなんですが、今 それぞれ動いているものについて説明をいただいたんですけども、全部をやると、予算というのは 大体お金としてどのぐらい、まあさっきの橋を架ける話もあったですけども、お金としてはどのぐ らいかかっていく、毎年お金をかかっていくものなのかどうなのかというのは、試算はされたんで しょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 公共交通網での予算といいますか、事業費の考えなんですけども、 試算については正直やってはおりません。というのも、どの交通、いわゆる交通体系を何にするの かによって、いわゆる国の構成措置等が変わってきますので、それをどうするのかというところが、 現在スクールバスでの試験運行と、それと、この冬、索道と、コロナの影響でできるかどうかがち ょっとまだ調整は取れておりませんが、それぞれの行なっているシャトルの一元化、これが可能性 があるというふうになると、村内にある資源をいかに活用して、いわゆる大型バスであるとか、マ イクロバス、ジャンボタクシー、これをどのように運行して、いわゆる公共バスというか、公共交 通を立てるのかというものを、一応今年度のそれぞれの検証結果を見ながら、できれば来年度に具 体的な作業に取りかかりたいというふうに考えておりますので、そこまで進めば、おおよその考え 方というのは出てこようかと思いますので、それまでの間はどうしていくのかというのを模索して いるということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 今年のスクールバスからで、まあ秋になるのか、ちょっといつになるか分かりませんけど、たしか一千四、五百万ぐらいのお金がたしか計上されていましたよね。ですので、いろんなデマンドから観光、もろもろのものをやっていくと、相当の積上げ予算になるんじゃないのかなというものは、正直予想されます。また財源の話も今総務課長していましたけど、交付税措置の内容がどうなるかということで、非常にどの事業に実効性を持たせるかというようなことも、今検討をしているということなんですが、計画がある以上は、やっぱりそれに対してどのぐらいお金かかっていくかということが、概算でもいいから出して、財源はどういうふうにしていくか、どこがどういうふうにやれるかやれないかぐらいは、まあこれは来年に向けてということになると思うんですけど、考えていっていただきたいなというふうに思います。

終わりになりますけども、先ほどまちづくりマスタープランという話を出しましたけども、白馬村は過去に、私が記憶している中では、失われた10年というオリンピック後の時代がありました。下川村長も就任当時から神城断層地震があったり、今年の冬はもう雪が全然降らないような状況もあったり、ましてやこれでコロナウイルス、非常にもう本当に心中穏やかじゃないというのはよく理解できるところなんですけども、その対応に追われて本当大変だと存じます。ですが、やっぱりこういうふうに私は言われてほしくないし、やっぱりこのマスタープランに書かれている内容って、とっても、20年前に書いたとはいえ、相当結構良い内容じゃないかなと私は思っています。これも多分今年が最終年度なんで、次に向かって新しいものに変えていかなきゃいけないと思いますので、それは、建設課長、よろしくお願いしたいなと思うんですけども、失われた時代というふうに言われないように、やっぱりインフラは先を見据えて作っていくという方向性だけでも付けていかないと、できるできないはいいんですよ。それは、そのときの時代の財政状況や、人々のやっぱり力ですから。でも、方向性はやっぱりしなきゃだめだと思います。ですから、そういうことはもう言い続けてほしい。言ってほしい。国会議員の先生や県議会議員の先生にどんどん言っていってほしい。白馬村はこういうふうなスタイルでいきたいということだけは言ってほしい。これを最後に、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(北澤禎二郎君) 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終了いたします。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午後 1時58分 再開 午後 2時03分

議長(北澤禎二郎君) 一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

第3番(田中麻乃君) 3番、田中麻乃でございます。

3月議会におきましては、約20分もの長い答弁をいただきました教育長の答弁が控えておりま すので、早速質問に移っていきたいと思います。

1、新型コロナウイルス教育現場の対応についてです。

教育委員会や学校現場において、新型コロナウイルスの感染拡大による政府の要請を受け、3月の臨時休校を経て、4月6日から学校を通常再開したものの、4月11日から再び臨時休業、分散登校などを踏まえ、これまで、通常の学校再開に向け試行錯誤されてきたと思います。今後、新型コロナウイルス感染拡大第2波、第3波の発生が予想される中、これまでの経験や反省を生かし、対策を講じることが望まれます。

そこで、以下について伺います。

- 1、4月6日からの学校通常再開時、また、分散登校時に自主休校された生徒数を伺います。
- 2、自主休校された家庭の理由をどう受け止めているか伺います。
- 3、同じ村内であるにもかかわらず、南小、北小の学校運営の違いをどう考えているかを伺いま

す。

4、白馬中学校は、県内でも前進的なオンライン授業の取り組みで話題になりました。対比して、 小学校では進んでおりません。これまでの対応や検討を受け、今後の学校の取り組みについて考え を伺います。

5、休業中の給食センターのあり方について伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。平林教育長。

教育長(平林豊君) 新型コロナウイルスの教育現場環境について。

最初に、4月6日からの学校通常再開時、また、分散登校時に自主休業した生徒数ですが、学校再開の4月は1人、5月に入って、1人の生徒が2日、2人の生徒が1日、出席停止扱いでした。生徒数とのご希望でありますが、児童数についても申し上げますと、南小は4月6日が2人、7日から9日まで各4人、10日が2人、4月14日以降、最大5人の児童が出席停止扱いと聞いております。

また、北小は、4月6日が44人、7日が56人、8日が57人、9日が62人、10日が59人、 5月7日、8日ともに24人、11日が14人で、徐々に減少し、29日は1人の児童が出席停止 扱いとなり、今現在は0と聞いております。

次に、自主体校された家庭の理由をどう受け止めているかとのご質問ですが、地域における感染拡大の状況等を確認しつつ、長引く臨時休業が子供たちへ及ぼすリスク等をかんがみ、学校における集団感染の発生リスクを下げる対策を講じた上で、令和2年度新学期をスタートさせましたが、新型コロナウイルス感染の不安や感染リスクを心配し、しばらく登校を様子見したいという保護者が北小は多く、4月9日は62名の児童が出席停止扱いとなっております。

保護者の心配内容はぜんそく、花粉症など、ご家庭ごとに異なりますが、特に、4月3日に、大町保健所管内において、新型コロナウイルス感染症の患者が1名確認され、プライバシー保護や風評被害防止の観点から、市町村名等の公表がされなかったことで、余計に不安が高まったものと思われます。今後も、心配内容に応じて、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じ村内であるにもかかわらず、南小、北小の学校運営の違いをどう考えるかとのご質問ですが、学校の組織体制を検討するに当たっては、各学校の規模、あるいは、それぞれの子供や地域の状況など様々であり、必ずしも、これを一律のものとすることは適当でないと考えます。したがって、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う学校運営についても、学校等において、それぞれの実情に応じたものとなるよう工夫したものであります。

今後におきましては、両校とも、長期休業期間の短縮、学校行事の精選等により、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置づけない補習を実施したり、家庭学習を適切に課するなどの必要な措置を講じ、年間の学習内容を消化していくことになります。南小は夏休みを5日間短縮し、8月1日から19日まで、北小は夏休みを7日間短縮し、8月1日から17日までとしました。

これから一定期間、新型コロナウイルスとともに社会で生きていかなければならないという認識 に立ち、感染症予防策を講じながら、児童生徒の健やかな学びの保障との両立を図り、新しい学校 生活を定着させていくことが必要と考えます。

次に、小学校のオンライン授業についての対応や検討過程、今後の取り組みについてのご質問ですが、中学校では、生徒1人1台の環境が整備されており、休業期間中、タブレットを家庭に持ち帰り、教師と生徒がインターネット上で同時双方型の授業を行なうことで、対話のある学びを実現することができました。

小学校では、キーボード脱着式のパソコンを1クラス分、南小22台、北小34台整備し、主に、 総合的な学習の時間を調理学習の調査などで活用しております。

小学校の情報通信設備の整備については、文科省のGIGAスクール構想に沿って段階的に進めていく予定でいましたが、政府は、新型コロナウイルスへの対応としてまとめた緊急経済対策に、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習、評価が可能なプラットフォームの実現を目指すことを盛り込み、4月末に、令和2年度補正予算が可決、成立しました。

これを受けて、教育委員会では、児童1人1台の情報端末環境の整備を本年度中に完了を目指して、現在、準備作業を進めているところであります。

最後に、休業中の給食センターのあり方についてのご質問ですが、今回の学校休業は、二度の期間延長などもあり、食材のキャンセルや新たな献立の作成など、給食センターの運営には非常に苦慮したところであります。

休業期間中、半数の調理員が勤務し、中学校の消毒作業や、キッチンペーパーを利用してマスクの製作を行ない、約2,000枚を小中学校及び社会福祉協議会などへ配布しました。また、夏季休業期間の短縮を想定し、当初予定していた勤務を要しない人、勤務日の振り替えなどの調整も行なっているところであります。

学校給食の再開に当たっては、献立委員会等で、感染症と食中毒予防に最大限配慮した提供方法 を検討した結果、再開日から1週間は、配膳を要しない弁当方式、次の週は汁なしと段階的に行な い、現在は通常の給食を提供しております。

学校給食法に基づく衛生管理基準や保健所の認可基準に抵触しない範囲で提供できないかを模索 し、今回の給食提供に至っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 感染症対策についてお伺いしていきたいと思います。

4月6日から学校を再開するまでの4月11日の間は、恐らく、約60人あたりが自主休業して

いたということであったと思うんですけれども、その4月11日からの休業におきましては、非常 事態宣言があったから休業としたというふうに理解しているんですけれども、もし、それがなけれ ば、このまま、同じような対応をされていたのかどうかを伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 学校再開の対応に関しては、その辺は学校現場で、そのまま続けていたというふうに理解していただいていいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 答弁におきましては、リスク対策を行なっていたというふうに申し上げておりましたけれども、正直、学校や教育委員会側からの感染症対策というものが、常に登校してからの、学校友達が登校してからのプリント配布、といっても、健康チェックカードだけかなと思うんですけれども、それだけで入れてあったと思っております。その対応は適切だったかどうかをお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 特に、学校で不安をお持ちのご家庭が多かったということは、教育委員会、 学校としても非常に驚いたという部分がございます。そういった方に対して、学校の内容について ご理解をいただくために、実は学校の様子を見ていただくとか、そういうことを検討をし始めたと ころなんですが、その矢先に緊急事態宣言というのがあって、休業になったということでございま す。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 4月6日から学校を再開するに当たって、教育委員会ですとか教育課には、 保護者のほうからたくさんお電話いったかと思うんですよね。

その際に、やはり、どういう形で受け入れをしていくのか、しっかり聞かせていただきたいという保護者の意見が多かったと思うんですよ。ただ、それに当たって、教育委員会側として、しっかり保護者の不安に寄り添えていなかったんではないかと私は考えているんですけれども、その点についてはどうお考えですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 学校再開に当たっての3月の時点でご通知申し上げたところなんですけれども、その時点で不安を払拭できなかったということは、真摯に受け止めて反省していくべきだというように考えています。

また、この第2波、第3波が出るぞというのが予想されるわけなんですけれども、そういったことに対して学校はどう対応していくかということは、丁寧に説明していくべきだということで、反省して、今後に生かしていくということです。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 今後対応していただくというところなんですけれども、実際、入学式に参加された保護者の方からは、本当に密な状態であって、学校に対する危機感のなさというのをとても感じたという保護者の方からの意見を聞いておりまして、子供たちを迎えるのであれば、しっかり感染症対策を万全に講じてから迎えるべきだったんじゃないかという意見もたくさんいただきました。

そこで、入学式の状況を見て、さらに登校させた状況を見て、余りにも感染症対策が不十分だと、 自主体校を選んだ家庭もいらっしゃいます。そのお声を真摯に受け止めて、第2波、第3波と改善 していく予定だということをおっしゃっていただいているので、しっかりその点は、保護者の気持 ちに寄り添った形での情報提供なりをよろしくお願いしたいと思います。

そして、自主休校期間中なんですけれども、学年にもよりますが、学習プリント等の考慮も全くない学年もございました。実際、私も子供を休ませておりました。その間、その状態で自主休校していた約60人の学習の遅れというのは明らかだと思うんですけれども、それに対して、教育委員会側としては、どう対応していくのかをお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 先程の教育長の答弁にもありましたが、夏休み期間の短縮によりまして、 前半の遅れについては、取り戻せるというふうに報告がありました。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) やはり、夏休みの短縮というのは、ほかに自治体も行なっていくような対応 だと思うんですけれども、保護者の中には、夏休みを使って、学校の講義時間を取り戻すということに目的がいってしまって、講義時間のノルマ達成が目的となっているのではないかという不安を お持ちの方もいらっしゃいます。生徒一人ひとりの習熟度に関して、どうやってはかって、生徒一人一人の学習状況に対してどういう配慮をする予定なのかを伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 文科省のほうでは、休業期間中に出した課題のプリントの評価についても、 成績のほうに含めていいという通達がでています。

今、学校教育指導員のほうも北小、南小、中学校、高校毎日回って、授業の内容を確認しておりますので、その習熟度、定着度について小まめに対応してまいりたいと思います。具体的には、ちょっと今、具体的なものは持ち合わせてはないんですけれども、そういった対応をしていくということです。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 学校が通常に再開されて、ほぼお休みの方はいなくなったというご答弁だったと思うんですけれども、保護者の中に、やっぱり、その中でも、休校期間中で約2か月間出ましたよね。その中で、どうしてもやっぱり、学習の遅れに対して、いまだ払拭されてない保護者の方々

もすごく多いです。その中で、やっぱり具体的にどういった形で子供たちをフォローするのかというところは、しっかりお示ししていただきたいと思います。

今までの答弁の中で、しっかり、今までの反省を生かして、第2波、第3波対応していくという ふうなお話をお伺いできたんですけれども、じゃあ、具体的に、どういう対応を想定して、感染症 対策等、また休業等の措置等を行なうおつもりなのか、ざっくりで構いませんので、お考えをお伺 いさせてください。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 6月以降の学校経営についてということで、教育委員会のほうから各学校 に通達をしておりますけれども、具体的な保健衛生環境ですとか、職員の感染予防については、文 科省、県等からガイドラインが出ておりますので、それを参考にしてくださいというふうに出して おります。

それがあって想定されるのは、学校管内で感染者が発生した場合、学校はどうするかということ については、外国からの村外、学校関係者というように例を挙げて、その対応については、当分休 みますというような方針を学校で示しています。

それに備えて、二、三日の休業に耐えられるように、配布できるプリントについてはいつも準備 しておいてくださいというようにしておりますので、急な休業については、そういったプリント配 布でしのぐという準備をさせていただいています。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) すいません。ちょっと聞き漏れでちょっと戻ってしまいますが、一番最初の 自主休校期間中、約60人近くお休みいただいている中で、各学年によって対応が違ったというの は、教育委員会としては、その休校期間中、どういう対応を学校にとってくださいという形での方 針の説明というのはなかったという理解でいいですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 4月以降ということの対応の方針について、各学年、このようにしてください。細かいものについては、指示はしておりません。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) これまでの2か月の休校を踏まえて、例えば、4月の6日以降、通常再開された場合は、想定はしていなかったけれども、今の時点では想定ができるものなので、プリントの配布等、しっかり準備して対応するという理解でよろしいですか。はい、わかりました。

では、質問を変えまして、オンライン授業についてお伺いしていきたいと思います。

休校期間中、オンライン授業などの情報環境整備について、ニーズや家庭環境など、調査を含めたアンケートも実施されなかったと思うんですが、その理由はなぜか、お伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 現在、その作業をまだやっているということで、今ぐらいにはご家庭に届くと思うんですけれども、最初にやらなかった理由というのは、国のほうで、整備の促進ですとかマイナスというものがまだ出される前でしたので、やっていなかったと。小学校については、配布できるパソコンもなかったということでありますので、ちょっとそれは時期尚早かなというところでありました。

現在は、児童生徒1人1台当たり、端末を整備するという方針で、各家庭の接続環境ですとか、 そういったものを調査を始めているということでございます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 調査を始めているということは、私はまだ来てないと思うんですけど、これから、そのアンケート内容をしっかり整えているという理解ですね。はい、わかりました。

もう隣の大町市では、もう小学校のほうでアンケート調査を実施しているそうで、正直、今年度中に国の施策で環境整備が整うと。1人1台タブレットが支給されるという状況で、やはり、これから必要なのは、その端末をいかに利用して子供たちに学習を深めるというところだと思いますので、環境整備はあくまで国の施策、村としてどうやっていくのかということはしっかり考えていただきたいと思います。さらに、隣の町でのアンケートは、紙のアンケートだけではなくて、Webでアンケートも回答できるようにしているそうです。

正直、このオンラインに関しては、恐らく、中学校のオンライン授業で教育長、ズーム体験されましたか。(「いいえ」の声あり)

ありがとうございます。正直なご回答ありがとうございます。

恐らくなんですけれども、正直申し上げまして、行政関係や教育関係というのは、情報通信に関する接し方というのが、余り仕事上行なわれてない職種だと思っています。後で申し上げますけれども、5月11日に、文科省が情報環境整備に関する説明会というのを開いているんですけれども、その中でも、一般社会に比べて、教育の現場というのは、かなりICT環境が遅れている。さらに、行政関係におきましても、やはり、セキュリティの関係だったりとか、なかなかそういうオンラインに接する機会というのはとても少ないと思うんですよね。

なので、そういう、ズームも使ったこともないという正直なご回答をいただきましたけれども、一般の民間の私たちの世代であったり、子供たちは、これからはそういうのが当たり前の時代になってきます。ですので、ぜひ教育長、教育課長含めまして、そういった情報環境に慣れていただきまして、積極的に進めていっていただきたいと思います。

質問変えまして、保護者が独自にICT環境整備やオンライン導入に関して、村内の小学校保護者の方々を対象にアンケート調査を実施されたものを受け取っていただいていると思います。その集計結果を受けて、どう感じたかどうかをお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 行政に先駆けて動いていただいて、非常にありがたいお話だったと思って おります。拝見いたしました。

みんながもろ手を挙げて賛成ではなかったなと。中には、家族に見られたくない、授業態度を見られて嫌だと思う子供の気持ちも考えてほしいというような貴重な御意見もあったりして、オンライン一辺倒で進むんではなくて、いろんなことも考えながら進めていかなければいけないなというように感じております。私の率直な、個人的な意見ということです。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 私もこのアンケートを拝見させていただきまして、やはり、いまだやったことがないことなので、恐らく、そのアンケート結果では、ズームであったり、オンライン会議のツールを使ったことがない保護者が半分以上いらっしゃって、中学校が先進的にオンライン授業を進めていただいたので、私は小学校の保護者ですけれども、小学校の保護者はかなり期待をして待っていたわけなんですよね。だけど、なかなか連絡もなければ、アンケートも来なくて、すごくもやもやした休校期間中を過ごしていたわけです。

ただ、その中でもやっぱり、保護者の中でも、待っているだけじゃいけないねということで、私 はもともと使い慣れてるものですから、できる保護者だけ集めて、ズームの体験会やってみようと 言ったりとか、その保護者の中でもいろんなことをやり始めておりました。

そういった中で、そもそも、オンラインの知識がなくて、恐らく、オンライン授業という響きを聞いたとしても、やっぱり、わからないから回答はできないという保護者もすごく多いと思うので、どういう意図で、例えば、私はちょっと話それますけど、対面の授業の今までの授業においても、100%同等のレベルで授業が担保されていると思っていなくて、子供によって、習熟度って違いますよね。なので、対面でも格差は生まれているわけなんですよ。それを担保するために、子供が1人1台、タブレットを持つことによって、その子なりの習熟度、例えば、どこが間違いやすくて、この子の、この子に合った勉強方法を担保するためにICTがあると思っています。

そういったところもしっかり、対面が全て悪いと言っているわけではなくて、対面でできないこともありますし、対面授業を生かしながら、しっかり、そのICTを生かすことがいかに重要なのかどうかというところを、ぜひ保護者の方々にも伝えていっていただきたいと思っています。

先ほども申し上げましたが、5月11日に、文科省が情報環境整備に関する説明会をユーチューブでライブ配信いたしました。その説明会をごらんになったかどうか、お伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 私と補佐で見ました。非常にショッキングな説明会であったと。今までの 常識は全て捨て去ってください。これだけ国が予算をつけているのに、手を挙げない自治体に対し ては説明責任を問われますよというような強い言葉で言われたというように、すごい強い印象があ ります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) はい。私も見させていただいて、課長と担当係長がご覧いただいているということ、すごく安心しました。やはり、今までの常識とはやっぱり違う。さらに、緊急事態であるということを踏まえて、やはり、やれることからやってくださいということを必死に伝えていただいていたと思います。

文科省の説明会でも示されていますけれども、4月21日に新型コロナウイルス感染症対策のために、小学校、中学校、高等学校等において、臨時休業を行なう場合の学習の保障等について、文 科省が通知を出しております。

先ほどの答弁では、国のほうから通知がなかったのでというようなご答弁だったんですけれども、 実際、恐らく、この10日は5月11日だったので、それを知る以前のもので、この文科省の通知 も、もしかしたらご覧になってなかったかもしれないんですけれども、その中で、学習指導に関す ることにICTの最大限の活用が記載されております。

児童生徒に家庭学習を課す際や、学習状況の把握を行なう際には、ICTを最大限活用して、遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることにもかんがみると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすることとあります。

ですので今、現時点では、恐らく今、通常再開していると思いますので、考えてないかもしれないんですけれども、例えば、今の状態では、まだ端末がそろっていませんと。ただ、喫緊に第2波、第3波が起こった場合はどのような対応をされるのかどうか、お考えをお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 今、ご質問の中でありました様々なセキュリティ部分では、中学校のタブレットの持ち出しについてセキュリティを解除して、それぞれにアカウントをとって、個別で使うようにということを緊急にやったということがこのあたりになります。

小学校のほうには、イーボードということで、個人個人にIDとパスワードを付与して、家庭のパソコンからドリル学習ができるように、それぞれに通知をしたと。これはICTを活用した部分です。さらに、ユーテレのほうでは、県でつくった授業ビデオを流していただいておりまして、それも参考に見てくださいというところで、教育委員会としては、できる範囲の中で、今までICTを活用して対応してきたというように思っております。

今後についても、こういったようなことで、中学はオンラインが確立されてますのでそちらで対応しますけれども、小学校も同じくイーボード、ユーテレで、学校のほうもちょっと、多少、お話

もしたんですけれども、議場であれば中継もできますんで、それを使って授業もできますよというようなこともお話をしております。ですので、そういったことを学校と相談しながら、学校も創意工夫しながらやっておりますので、進めてまいりたいというふうに考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 今のご答弁だと発信系ですね。ユーチューブだったりとかイーボードも、自分がアクセスして入っていくという形だと思うんですけど、文科省が言っているのは、やはり双方向での対話が必要だということを申し上げていると思います。

なので、双方向と言いますと、中学では、もうやられておりますように、ズームを使って、画面上でもクラスメイトが見れる。担任と話ができる。そういったところは必要になってくると思うんですけれども、その部分は、今のところ、整備が整っていない中では考えていないということでよろしいですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 文科省は、対話的で主体的な学びというものを基本に据えております。この対話的な部分は、ICT等と克服していくのが双方向のものだと思っております。

現在のところでいくと、残念ながらちょっと、ハード的にそろってないもんですから、ICTを使っての小学校の双方向は、ちょっと不可能な状況ですので、それについては、電話ですとかメールですとか、そういったもので対応せざるを得ないというように考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 不可能に近いというご答弁だったんですけれども、やはり、文科省の説明会では、あるもの全て使って、やれる人からしっかりやっていってくださいということばっかりだったと思うんです。

なので、不可能というのは、自分でつくっているハードルだと思いますので、アンケートをとって、これから保護者にとる中でどういうニーズがあるのかを把握していただきながら、あるものを使って、できる限り進めていくというような姿勢をぜひお願いしたいと思います。

3月の一般質問でも同じような、似たような質問をさせていただいているんですけれども、やは り、ICTの活用というのは、子供たちの将来を左右するものですので、私たち大人の知識不足で あったり、地域格差といったもので、子供たちの学びを止めないように、教育委員会としてもしっ かり、積極的に説明を進めてもらえるようにお願いしたいと思います。

この非常時に何も進まない、やろうとしないことが、一番、子供たちに対して罪だというところを文科省も言っておりますし、私もそう思いますので、重ねて言いますが、ぜひ進めていただくようお願いいたします。

給食センターの件なんですけれども、全員協議会でも同僚議員から提案がありましたが、給食センターの職員が出勤しているのならば、給食センター等を活用して、給食がない子供たちや家庭の

負担を考えると、お昼のお弁当などのテイクアウトなどをしたらいいのではないかという意見が出 たと思います。

近い取り組みといたしましては、藤沢市では、4月中旬からおにぎりやパンなどの軽食を学校で 提供する取り組みを行なっていたりですとか、尼崎市では、生活困窮世帯の子供たちを対象にして、 弁当店で使える昼食券を配布するなど、いろいろな取り組みをされています。 白馬村においては検 討されたかどうか、お伺いさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 給食センターを利用してお弁当をすればどうでしょうかというようなご意見も保護者の方からいただいております。給食センターのほうとも話をするわけですけれども、一番、給食センターとして危惧するのは食中毒の部分です。温かいものと冷たいものが混在することによって、食中毒が発生する確率が高くなるということで、これはある意味、コロナウイルスよりも恐いもので、つくってからすぐ食べていただきたいということで、今の学校給食、学校に運んでいってすぐ食べていただくということが可能になっておるわけです。

それはもう、多分家庭に、弁当として配布してしまったときに、いつまでに食べていただけるのかという部分も非常に不安な部分があって、ちょっと学校給食センターとしては保証ができないというようなことでありました。

こういった困窮世帯ですとかの部分については、学校給食という目的ではなく、福祉という観点から、あるいは、村内の飲食店を利用してお弁当を配ったほうが、経済活性化とか、そういったような観点から、逆に考えていったほうがいいのではないか。給食センターからすると、ちょっと目的外ということになってしまいますので、そういった広い観点で見たほうがより効果的かなというふうに思っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 恐らく、民間ではこういったコロナウイルス感染症に対する、例えば、会社 の休業などはやはり、助成金が出たりするものもあるんですけれども、行政の場合は、やはりなかなか、従業員さんを休ませるということは難しいというのは承知した中で、では、出勤していただいているのであれば、その出勤している方々が見えるような形で、どういう取り組みをして、今、このコロナ禍の中で、行政として対応しているのかというのをしっかり見せていただきたかったなというところは思っています。

村長の冒頭の挨拶でもありましたけれども、中学校の消毒ですとかマスクづくりとかというのは わかりますけれども、今後、第2波、第3波が来たときに、給食センターの従業員さんを出勤させ る場合には、そういう休業した後の従業員さんの対応についても、しっかりお考えいただけたらと 思います。これは意見になります。

では、次の質問に移りたいと思います。

障がい者福祉の充実についてです。

本年4月に白馬・小谷村の有志で結成された障がい者福祉推進支援団体から、障がい者グループホーム設置と就労支援施設及び災害時避難所設置についての要望書が両村に提出されました。 10年以上前から切望されている障がい者グループホームの設置、障がい者の就労の場の多様性の確保、さらに、新型コロナウイルスの影響や多くの自然災害に見舞われている近年、福祉避難所の指定がなかなか進展しない現状も踏まえ、だれもが避難できる場所の確保を要望するものです。

そこで、以下について伺います。

要望書をどのように受け止めているか、伺います。

2、2019年3月の私の一般質問において、村では、この地域におけるグループホームの必要性を十分に認識しており、早期に実現したいと考えている。保護者の皆様の思いをしっかりと受け止め、支援団体や事業者との対話を欠かさずに、着実に前に進めてまいりたいと答弁をいただいています。進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 障がい者福祉の充実について、2項目の質問をいただいておりますので、答弁 をさしていただきます。

最初に、障がい者グループホームの設置と就労支援施設及び災害時避難所設置についての要望書をどのように受け止めているかについてをお答えをいたします。

平成31年3月議会定例会において、田中麻乃議員からの同様の質問に対して答弁をさせていただいているところですが、グループホームを設立の要望に対する受け止め方については、障がいのある方と、その家族の高齢化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、グループホームの施設整備に対する保護者の皆様の切実な思いは変わることなく、極めて重く受け止めているところであります。

現在、本村には、障害福祉サービスのうち、共同生活援助、グループホームの支給決定をされている障がいを持つ方が15名おられますが、本村にサービスを提供する施設がないために、村外の施設を利用されています。また、入所希望者の中には、40代、50代の方がいらっしゃり、その親御さんの年代は60代、70代となっている状況を考えると、1日も早い施設整備が求められており、時間がたてばたつにつれ、その要望書の重みがより一層強く感じているところであります。

今回の要望書では、新たに就労支援施設と災害時の避難所設置について追加要望がされておりますが、こちらにつきましては、要望書に記載されているとおり、障害を持つ方の就労の場が1か所ふえて、選択の幅が広がることは、利用者にとってもとてもよいことでありますし、避難所の設置は、福祉避難所として利用できる避難所が確保できるならば村の災害対策にも資するものであり、事業者へ要望としてしっかりと伝えてまいりたいというふうに思います。

次に、障がい者グループホーム開設の進捗状況と今後のスケジュールについてでありますけども、

昨年12月の議会の一般質問で、加藤議員のグループホーム建設に関する一般質問に対して、村内でのグループホームの設置、運営の意向を持つ事業者があり、その事業者に対し、村では、できる支援をしていくという答弁をさせていただいておりますが、これまで、当該事業者とは、当初から白馬・小谷地域における当該施設の必要性等について、認識を共有をしながら、施設の設置に向けて小谷村と連携をしながら、継続をして協議を行なってきたところであります。

施設の設置に当たり、白馬・小谷両村で協力して、それぞれできる支援を行なうこととしており、 白馬村からは、村有地を建設用地として物証貸与により提供をし、小谷村からは、造成地として金 銭的負担をしていただく予定であります。

なお、財産の無償貸付は地方自治法の規定により、議会の議決が必要となりますので、これら補助金に係る手続の中において改めて議案として提出をさせていただき、説明をさせていただく予定ですので、ご理解をお願いを申し上げます。

グループホーム建設については、そののちの運営費等を考慮すると、自己資金のみで建設費を賄うことは困難ということで、国・県の社会福祉施設等整備事業補助金を活用する計画で進んでいるというふうに聞いております。

県が令和3年度の補助事業について募集を開始をするのがこの7月の予定であり、まず、9月上旬までに施設整備事業計画を提出をし、県では県の障がい者・障がい児施設整備基本方針に基づき、緊急性及び必要性の高いものから優先をし、採択候補として決定をし、その可否について、本年11月ごろ、文書で通知をされるようであります。その後、県の社会福祉法人、社会福祉施設等整備審査会での審査、国と国庫補助の協議を経て、事業採択となれば、令和3年度に入って、補助金の内示が行なわれます。

工事の竣工は令和3年度末、グループホームの開所は令和4年4月を予定しております。ただし、これは事業採択等がスムーズに行なわれた場合のスケジュールで、県からお聞きする最近の傾向では、事業採択までには毎年申請をし続け、3年程度かかるという話もあります。それに加え、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、国庫の補助金への予算配分等がどうなるか、不透明な部分もございますが、村としては、関係機関と連携をしながら、力強く国・県へ、引き続き要請してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、再質問には健康福祉課長、手ぐすねを引いて待っておりますので、よろしくお願いしたい と思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 健康福祉課長に再答弁をお願いしたいと思います。

今のご答弁ですと、やはり、最短で令和4年度の4月ということで、この要望書が出される前に、 もう要望書にも書いてありますとおり、10年以上前から保護者の皆さん、要望しています。その 中で、最短でも令和4年度4月ということで、またさらに期間が、最短でも待たせるスケジュール にはなってくると思うんですけれども、要望書にもありますとおり、ぜひ小谷村と白馬村で、両村 で連携しながら事業者誘致などを積極に進めて、早期実現に努めていただきたいと思います。ぜひ 対象の事業者さんがあるのであれば、密に連絡を取っていただいて、進めていっていただきたいと 思います。

今回の要望書、恐らく前回私が一般質問をしたときより追加されているものなんですけれども、要望書にもある災害時の避難場所について、私、昨年の12月議会のほうでも、災害時要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための災害情報伝達避難支援体制の整備について一般質問をさせていただいております。要望書にもありますが、障がい者の状況に応じた体制づくりについて、すぐに取り組めることも多くあると思います。最短で令和4年度4月に開所される前であっても、できることは多くあると思います。その一般質問の課長の答弁では、要配慮者の方につきまして、避難誘導から言いますと、普段から要配慮者の方を安全に避難させるためには、周りの支援だけではなくて、平時からの日頃の備えというのが不可欠になる。そのためには、隣近所の日頃のコミュニケーションを密にしておくとか、あと、支援者と避難経路の確認を普段から行なってまいるとか、そういった取組について、災害時住民支え合いマップづくり等を通じて、村として支援をしてまいりたいとお答えいただいております。今、実際取り組んでおられることや、今後の支援計画についてお伺いさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 手ぐすねを引いていたわけではないんですけど、ちょっと考えていた 質問と違うんで戸惑っています。今、障がい者の方についての支援ということですが、今回のグループホームの申請で、建設場所については、地域の住民と触れ合えるようなとこで建設していくよう なことで考えていまして、そうしろというようなことも言われております。その中で、施設を開放して、地域住民等、先ほど議員から話がありましたとおり、日頃から顔の見える関係をつくっていくようなことで進めていければと思っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 前回、課長が健康福祉課長になる前のお話なんですけれども、やはりこの要望書は何度も出されてきて、10年以上前から要望されているものがなかなか実現できなかった背景というのは、一般質問を重複する形にはなるんですけれども、やはり地域の方々の障がい者に対するイメージといいますか、配慮というのが今後大切になってくると思っています。恐らく事業所様まだ決定されてはいませんけれども、手を挙げてくれるであろう事業者様においては、しっかり地域の方々と対話をしながら、施設建設をしていく予定だというふうには伺っております。そこに対して、村としてはどういう形で事業者と地域の方々をつなげて、住民の方々の意識啓発というか、そういうところをどうやって行なっていくご予定なのかお伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えいたします。

今後、建設事業を進めていくに当たって、事業者のほうでは、当然地元のほうへ説明会なり開催 して、理解をいただくような形になると思います。それに対して、村では、職員のほうで同行しま して、住民に対しての理解を求めていきたいということで考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁は終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) こういった障がい者のグループホーム建設におきましては、やはり建設したい事業者さん側との地元の乖離が多くて、どうしても迷惑施設というふうに限定されてしまって、実現できないといったものもいまだに、今、こういう障がい者福祉に対する意識が高まっている今でも、ほかの各地で起こっているというふうに聞いております。そういうことに事業者様がならないよう、しっかり村としてもコミットしていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

恐らく想定していない質問かと思うんですけれども、以前の12月議会において、お答えいただいていない質問がございますので、それを再度お伺いしたいと思います。

平時から災害時への対応について、災害時要配慮者参加型の防災訓練・避難訓練の実施と、その 訓練に対する参加率についてお伺いさせていただきます。また、その参加率が低ければ、向上する ためにどのような取組を今後されるのか、お考えをお聞かせください。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えいたします。

地域で行なわれている防災訓練等の参加率については、特に参加者を名簿等で把握しているわけではないので、参加率等については、ちょっと分かりません。分かりませんが、今後、防災のほうでやっています地震総合訓練みたいなものですとか、そういったところに、ぜひ大勢の方に参加いただくように声をかけて、注視してまいりたいというようなことで考えています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。田中議員の質問は、答弁を含め、あと8分です。質問はありませんか。田中議員。

第3番(田中麻乃君) 前向きに取り組んでいくということは、ご答弁でよく分かっているんですけれども、先日、同僚議員からもありましたけれども、やっぱり具体性に欠けるんですよね。なので、しっかり今回の障がい者福祉施設、グループホーム建設に当たっても、実際保護者の方々が求めていらっしゃる避難所だったりとか、じゃあ、その設立に当たって、どういう形で住民の方々巻き込んで理解を得ていくのかという部分に関しても、そりゃ前向きに取り組んでいく、しっかりコミットしていくという言い方は分かるんですけれども、やっぱり具体的に、今回、避難訓練だったりとか、前の質問にも絡みますけれども、近隣の方々とのコミュニケーションをどういう形で取っていくのかということに当たっては、今あるクロスロード白馬さんだったりとか、そういう方の担当者と密を連絡を取って、年間で考えて、どのぐらい防災訓練をしっかりやっていくんだとか、そうい

った具体的なことをやっぱり示していただきたいなと思います、今後は。なので、参加率が分からないとか、恐らく数字を取るところまで意識がいっていなかったと思うんですけれども、今回やっぱりグループホームを迎えるに当たって、今できることをしっかりやっていただきたいと思います。特にスケジュールであったりとか、具体性をもって、ぜひ計画を立てていただきたいと思います。今までの課長の答弁は、ほぼそういった数字のこととか、具体的なことは一切なかったと感じておりますので、ぜひその部分を、次、質問するときには、ぜひ具体的な施策をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 質問はありませんので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月10日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日6月10日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時58分

令和2年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和2年6月10日(水)午前10時開議

(第3日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和2年第2回白馬村議会定例会(第3日目)

- 1. 日 時 令和2年6月10日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第 1	番	太	谷	修 助	第 7 番	加	藤	亮	輔
第 2	2 番	丸	Щ	勇太郎	第 8 番	津	滝	俊	幸
第:	3 番	田	中	麻 乃	第 9 番	横	田	孝	穗
第4	1 番	太	田	正 治	第10番	田	中	榮	_
第:	5 番	伊	藤	まゆみ	第11番	太	田	伸	子
第(3番	松	本	喜美人	第12番	北	澤	禎_	止郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村	長 下	Ш	正	岡川	副村	長	横	Щ	秋	_
教 育	長 平	林		豊	参事兼総務認	果長	吉	田	久	夫
健康福祉課	長 松	澤	孝	行	会計管理者・会計	室長	長	澤	秀	美
建設課	長 矢	口(俊	樹	観 光 課	長	太	田	雄	介
農政課	長 下	JII J	啓	_	上下水道調	長	酒	井		洋
税務課	長 田	中:	克	俊	住 民 課	長	山	岸	茂	幸
教 育 課	長 横	JII)	辰	彦	子育て支援語	果長	下	Ш	浩	毅
生涯学習スポーツ記	賬 関	П	久	人	総務課長補佐兼総務	務係長	田	中	洋	介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

- 7. 本日の日程
 - 1)一般質問

1. 開議宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長(北澤禎二郎君) 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は3名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるよう お願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき 3回目までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしま すので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番(加藤亮輔君) 7番、日本共産党、加藤亮輔です。

本日は、新型コロナウイルスについて質問したいと思います。

新型コロナウイルス、以後コロナと言いますけど、感染症の拡大が小康状態になり、落ち着きを 取り戻しつつあるかのように見えます。しかし、潜在的陽性患者を18万人と推定している専門家 もいます。もしそうなら、今後コロナ問題がどのような展開を見せるか予想はできません。

一方、年末の11、12月に再度コロナの感染拡大を予想する専門家もいます。これからの半年 は感染防止と生活立て直しのための貴重な対策時間と考えます。そこで、以下の質問をいたします。

1、コロナ対策に万全を期すために検査、医療体制の整備と機能強化が求められます。白馬村で コロナ感染患者が発生した場合、どのような手順で対応するのか、また、感染者、重篤者とか軽症 者がどの病院に入り、またどのホテルに入院、待機するのか、発生から退院までの流れを伺います。

2番、小康状態になったが感染は続いています。村民希望者には、抗原検査、抗体検査、PCR 検査を村で実施すべきと考えますが、見解をお願いします。

3、コロナ禍の中、村の経済が縮小しています。将来不安の解消と暮らしを維持するために村ができる国民健康保険料税、固定資産税、軽自動車税、水道料、小中学校の給食費などの独自減免を 実施しませんか。また、後期高齢者医療、介護保険料などの減免を、県及び北アルプス広域連合に 要請すべきと考えますが、見解をお願いします。

4番、村も厳しい経営状況を考え、商工業者向けに緊急支援事業を決めました。内容は商工会員に5万円を支給する。しかし、加入していない商工業者には支給されません。これは、憲法第14条の法の下の平等に反します。行政が憲法違反を公然と行なうことになります。

コロナ感染拡大で、国から自粛要請され、厳しい経営環境に強いられている商工業者を支援する 目的で行なわれる事業に、差別、不平等を持ち込むことは許されません。全ての村内商工業者に支 援金を支給すべきと考えますが、見解をお願いします。

5番、今後の外国人観光客の受け入れについて、村はどのように想定していますか。また、外国 人観光客の誘客が厳しい中、全国の観光地がこぞって、今国民の動向に注目しています。多彩な誘 客事業が全国で展開されると思いますが、白馬村観光のコロナ感染対策は何でしょうか。また、こ の冬の誘客対策の目玉は何かお伺いします。

以上、5点よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 加藤亮輔議員から、新型コロナウイルス感染について5項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の村外で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の対応と、退院までの流れ につきまして答弁をさせていただきます。

感染症に関する基本的な対策は、県が所管していますので、仮に村外で感染者が発生をした場合についても、入院先の調整や濃厚接触者、感染経路の確認などの対応は県が行なうものと認識しております。県では、第2波の発生に備え、医療提供体制の構築ということで、これまで県内の41病院で300床と、別に軽症者200人以上を受け入れるための宿泊施設を確保しており、重症患者、中等症患者、軽症患者といった症状に応じ、治療等に適切な受け入れ先が決まってまいります。また、医療機関名が公表されているのはごく一部で、宿泊施設名の公表は全くされておりません。

したがいまして、具体的にどこの病院、どこのホテルで入院、待機するのかというのかという質問については申し上げることはできません。

退院については、先日、PCR検査なしでも退院ができる新たな基準が国から示されていますので、条件を満たせば退院可能となります。

2点目の村民希望者への抗原検査、抗体検査、PCR検査を村で実施すべきと考えるが、村としての見解についてでありますが、これまで行なわれてきたPCR検査は、ウイルスの遺伝子を調べるのに対し、先月、保険適用となった抗原検査は、ウイルスに特徴的なたんぱく質を調べることで、PCR検査同様、現在感染をしているかどうかを診断するものであります。

一方で、抗体検査は、抗体があるかどうかで過去に感染したことがあるかを診断できる検査という違いがあります。

その他、陽性、陰性の判定に要する時間や制度、検査の簡便性などに違いがあります。検査はそれぞれ目的であって行なうものですが、PCR検査については、医師の判断で感染が疑われる方に対して行なわれ、重症化する前に適切な医療につなげるという目的で行なわれています。

抗原検査は、PCR検査を補完することが期待されておりますが、まだ導入が始まったばかりで 実施しているところは限られており、抗体検査については、一般的に疫学的調査として、感染が地 域にどのくらい広がっているか、蔓延状況を把握するために行なわれるものであります。

国では、抗体検査を今月から感染の多い東京と大阪、そして、感染がそれぞれ多くない宮城県で 1万人規模の抗体検査を行なっているところであります。

このような検査を村独自で実施するとなると、医療機関等の検査体制にさらなる負荷を与えることが懸念をされ、本来検査が必要な方が必要なときに必要な検査を受けられないといった事態が生じる可能性が否定はできません。今はまだこれらの検査を行なうより、一人一人が感染を広げてしまう可能性があるということを自覚をし、手洗いやうがいの徹底、マスク着用や3密を避けるなど、新しい生活様式の普及により、感染の拡大を防ぐことが重要ではないかと考えているところであります。

3点目の村税、各種料金の独自減免と後期高齢者医療、保険料等の減免に関する広域連合等への 要請についてお答えいたします。

初めに、村税、料金等の独自減免についてでありますが、まず、水道料金でありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、自宅で過ごす時間が増えている今、生活用水としてだけでなく、衛生上の観点からも水道の重要性が注目をされていると認識をしております。新型コロナとの闘いは長く続くことが予想されますが、なくてはならないものが水と衛生であります。水道が止まってしまってはウイルスが付着した手指を洗うことさえできません。在宅時間の増加により、嵩む水道料金に対する経済対策として、水道料金の減額に踏み切る自治体があることは聞いております。仮に水道料金の減免を行なえば、何かしら財源から補填しなければなりません。公営企業という観点からも、安易な水道料金の減免は、水道の持続性に悪影響を与える可能性もありますので、現時点で水道料金の独自の減免措置は考えてはおりません。

次に村税でありますが、固定資産税、軽自動車税につきましては、国の緊急経済対策における税制改正において、所要の減免措置が講じられ、これに伴う税条例の一部改正を提出をしているところでありますが、これ以外の村税における減免措置につきましては、独自の特例措置を設けることは考えておらず、現行、条例の減免規定により取り扱うものとしております。

また、国民健康保険税につきましても、税の減免については、新型コロナウイルスに関する減免 要綱を整備をしているところであり、現行条例にも国保税の減免及び軽減についての規定がありま すので、独自の特例措置を設けることは考えてはおりません。

また、保育料、副食費及び学校給食費につきましては、独自減免は考えておりませんが、今後の

村内経済や所得の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免についての県及び広域連合への要請についてでありますが、両保険料とも、新型コロナウイルス感染症に関する減免措置については既に制度化をしており、また、保険料の軽減につきましても、現行の制度において制度化されておりますので、県等への要請は必要ないものと考えております。

4点目の商工業者向け事業継続緊急支援事業についてでありますが、この事業については5月8日の議会全員協議会でご説明をさせていただいたとおり、厳しい経営環境を強いられている商工業者を緊急的に支援するため、白馬商工会に対し交付金を交付し、商工会が会員に支援金として5万円を支給するものです。

このコロナ禍でさまざまな給付金や支援金が用意をされていますが、いずれも支給までに申請、 審査、調査といった過程を踏まなければならず、時間を要しているという認識の下、村事業は可能 な限り手続を簡素化し、スピーディーに支給することを目指しました。そのため、審査や調査とい った過程を省くため、事業者の経営の実態を簡易情報として有する商工会を交付対象といたしまし た。

このような方法を選択したことで、結果的にこの支援が行き届いていない事業者がいるということは認識をしております。この支援については、第1弾として、スピード感を重視して実施をしましたが、これに漏れた事業者を支援しないということではありません。厳しい経営環境を強いられている事業者に対して支援が行き届くように、次の支援の中で制度設計をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、今後の外国人観光客の受け入れと新型コロナウイルス対策、冬シーズンの誘客について お答えをいたします。

日本政府観光局の発表によると、本年2月の訪日外客数が前年同月比58.3%の減少であったものが、新型コロナウイルス感染の世界的な広がりによって、3月は93%の減少、4月は99.9%の減少となっております。国内では5月の25日に緊急事態宣言が解除をされましたが、インバウンドに当たっては、落ち込みの底が見えず、回復の過程も恐らく長期間を有するものと見込まれております。白馬バレーツーリズムが各国の出入国の規制状況を調査をし、まとめたものがありますが、5月下旬時点のものでありますが、本村にとって重要市場であると言えるオーストラリアや台湾からの入国は拒否されており、その先も見通せない状況にあります。出入国の規制状況によりますが、最悪のシナリオも想定する必要があると見ております。

とはいえ、状況を注視しつつ事業を逸することのないように、いつでも始動ができるように備えておく必要があるというふうに考えております。観光庁では、第1次補正予算の中で、GoToキャンペーン事業の費用を予算化をいたしました。旅行商品の割引だけでなく、飲食業やイベント業なども対象として、クーポン券の発行等によって、国内観光の消費を促すこととしております。こ

のキャンペーンは7月下旬から動き出すとのことですので、これを見据えて備えていくことになりますが、業種ごとの縦割りではなく、オール白馬で対応することで、他のエリアには真似のできない価値を生み出す必要があると考えております。例えば、冬のシーズンであれば、インバウンド対象に販売していた白馬バレーチケットやシーズン券を国内展開をし、そこに何らかのサービスを付加することで商品力を高め、集客と滞在の長期化を促すこと、または、これまでインバウンドを想定をして充実、選択肢を増えた、レストランの国内客にも楽しんでもらえるような仕組みの構築など、業種や事業者を超えた新しい枠組みの中で独自の価値を作り出していきたいと考えております。以上、加藤亮輔議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) どうも答弁ありがとうございます。

では、順次再質問をさせていただきます。

まず検査の問題ですけども、県が行なうから村はあんまり分からないというような答弁内容だったと思います。それで、皆さんご存じように、6月2日付の大糸タイムズに、8日からコロナ感染症の問診と検体採取を行なうということが載っていました。この中に、新型コロナウイルス感染症外来検査センターを大町病院の中に設けて、これからはかかりつけ医が検査を必要とする判断すれば同センターですぐに検査を受けられるようになるというふうに記載されています。そういうふうな感じで受けていいのかどうか。それとも、先ほど言ったように、県にお任せだから、そこのところは村は分からないという見解なのか、その辺ちょっとはっきりしていただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えいたします。

加藤議員がおっしゃっています、大北地域に新しく新設されました新型コロナウイルス感染症外 来検査センターについては、県のほうで検査体制の強化ということで、各圏域ごとに1か所以上、 合計で20か所設置するということで進められているものでございます。今月の8日に、大町病院 の敷地内で大町市のほうで開設をしていまして、そちらでやるのは、あくまで簡易的な問診と検体 の採取、検体を採取したものを県の環境保全研究所ですとか、信大などの検査機関のほうに送って そちらで検査するとなっています。

また、かかりつけ医の判断で検体の採取をして検査はできるんですけれども、それには、大町保健所のほうに設置されている予約センターに連絡して予約の上、行っていただくというふうなことになってございます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 今課長から答弁いただきましたけども、今の答弁で、村民の方が、いや、今までとどう変わったんかなという感じで、ちょっと分からない、はっきりしないという状況ですから、新しい体制になったということも含めて、広報はくばとか、いろんな宣伝媒体がありますから、

そういうものに詳しく、今後はこういう形で検査体制をしていくと。また、それらしい症状が出た 場合はこうして対応してくださいということを、やっぱりお知らせするということは、私は非常に 重要やと思うんです。

だから、新しい形になったんですから、広報はくば、それから、ホームページ、また、それを見れない方のために新聞折り込みでもいいんですけど、そういう形でみんなにお知らせするということをやっていただきたいんですけど、その辺はどうでしょうか。

それから、ついでにこの中には、新聞を読みますと、運営は平日の午後の1時半から2時半までの1時間だけだというようなことも書いてあるんです。でも、病気というものは、夜も発症というんか、発熱するときもあれば、土曜日日曜日に病気になるという日もあると。そういうときには対処は、どういう対応をするんかと。これ以外にもいろんな知りたい要点はいろいろあると思うんです。それも併せて、今の広報の中で村民にお知らせすることはできるんでしょうか、いかがでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えします。

まず初めに、このコロナの関係、今の検査体制が新しくなったというところも含めてですけれども、随時必要に応じて広報等では周知はさせていただいているとこであります。広報誌につきましては、発行が月1回ということで、ちょっとタイムラグがあって、そのときの状況に合わないところもありますので、その辺は、ホームページとかで補完をしていきたいと考えております。

あとこの大町市のほうにできました外来検査センターにつきましては、おっしゃるとおり、平日 1時間での対応ということですが、それ以外につきましては、大町保健所のほうに24時間体制の 電話対応の窓口がありますので、そちらのほうにしていただくようになるかと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) かかりつけ医からの指定とか、それから、保健所へ連絡してくださいということは、これはもう2月、3月のときから厚労省及び国会答弁でもいろいろ問題になって、全然拡大していないということが指摘されていました。これで、この新聞、これは6月6日の新聞によると、新型コロナウイルスの感染の有無を調べるPCR検査については、長野県の場合、保健所のほうに検査を断られた医療機関が6割以上あるということで、何で保健所が医者のほうが見てくれと、検査してくれと言っているのに、保健所が断る、そんな権利はないと思うんだけど、体制ができていないから断ざるを得ないというふうに、私は考えているんですけど、こういう断るというようなことは、今後少なくなる、減少すると、ゼロに近づくという考えで受け取っていいんでしょうか、どうでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 県の保健所のほうで、医師の必要性の判断があるにもかかわらず断ら

れたというようなケースについては、すみませんがちょっと承知しておりません。ただ、県外では そういったこともあったかということでは、新聞等で見させていただいています。

県では、この検査体制の強化ということで、先ほどの感染症の外来検査センターの設置もそうですが、検査機関のほうも、今、日250検体ですか、できるような体制をとっていますので、そういうようなことが、断られたりとかいうことが起きないような体制を作っているということですので、よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 課長の情報網が少ないんかもしれないけど、私のとこへは、3月の初めに、村民の方から何回保健所へ電話かけてもまだ待ってくれという形で、何回も断られたということは聞いています。その人がどうしたらいいんだということで、泣きつくというか、何とかしてほしいということもいます。直接電話かかってきました。だから、そんなに誰もいないというような答弁はちょっと差し控えてほしいと思います。

それから、次に、検査の必要性についてちょっと、メリットとして私はあると思うんです。検査をすることによって白馬村の今の状態が分かるということですから、やっぱり希望者には積極的に検査していただくということが、私は必要だと思うんです。何か消極的で、どっちかというとやらないというような答弁内容でしたけども、例えば、今は大体PCR検査をするのには、1人6,000円ぐらい、村民が8,000人います。そうすると4,800万円です。この4,800万円で検査ができるんだったら私は安いと思うんです。プロ野球にしても、Jリーグにしても検査をすると。それで、毎月やっていくというような新聞報道もあります。この4,800万円で検査して、11月ぐらいにもしやって、白馬村の村民がみんな陰性だということを、きちっとマスコミを通じてアピールすると。それによって、白馬村は安全な地域なんだということを国内外にアピールしていくと。そういうことで、やっぱり白馬に行ってみようかということもできますし、それから、もちろん村民の意識も向上すると、そういう意味はありますので、ぜひとも検査については積極的に考えてほしいと思います。

次に移ります。

今度、コロナの中で非常に生活が厳しくなっておると、その問題について再質問をしていきたい と思います。

それで、このコロナの対策として、各自治体がいろんな対策をしています。それで、私も書きましたけど、この水道料については、お隣の松川村は基本料金を6か月間、大体月1,650円ですけど、6か月免除していると。それから、安曇野市は、基本料金を1期分減免しています。それから、東御市は、上下水道2か月分減免していると。それから、小中学校の給食費についても、佐久は小中とも今年度は無料にしておる。御代田町についても、7月から小中学校は無償化にすると。上松町は、一部負担を町がやっておると。それから、南箕輪村は、学校の通学が始まったもう2か月間

免除すると。それから、立科町は、弁当代今まで払っていた分600円のうち300円を補助する というような形で、いろんな地域がいろんな形で減免、生活を支援しているというのが、新聞など に報道されています。

それで、白馬村も、村長の説明の中で、国の第1次補正で白馬村へ6,800万円の交付金があったと。でもこの交付金は、全額県と村の支援金30万円、そのうちの10万円は村が負担するもんですから、680人分を予算化し、10万円ですから6,800万円、こっちのほうに全部消えちゃったと。だから、ほかの村のように、細かい、多彩な支援ができなかったということを悔しかったというような説明がありました。

今度、国のほうから第2次補正があって、これは2兆円補正予算がもう決まっています。そのことについて、2兆円ですから、単純計算しても1億3,000万円白馬村に大体来ると考えられます。そういうお金を使って今後やっていく気はないか。この水道料にしても、給食費にしても、村長の考え一存でやるんだといえばできることですから、その辺、やっていく気は、この際悔しい思いを晴らすためにもやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 今、加藤議員から言われたように、第1次の国の支援金、先ほど言われましたように、白馬村には650数件の事業者があるというようなことで、それに全額経費として消化するという、そんなことで、特に白馬村は、全国でも非常に珍しい地域であります。他の市町村と違って、余った金については何に使ってもいいよという国の方針があったようでありますが、我が村にはそういった余ったお金はないというふうなことで、非常に残念だという話を議員の皆さんにお話をした経過があります。

その中で、今度は第2次の補正予算、2兆円ということでありますが、今、加藤議員が倍の一億 二、三千万円来るというような、そんなお話があるわけでありますけれども、まだ、我々のほうで はそういったことは察知をしておりません。まだ情報が入ってきておりませんので、これから第2次 の補正がもしあった場合については、村としてのいろいろな対応をしてまいりたいというふうに考 えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 今、村長のほうから情報が入ってきていないと。情報が入ってきていないかもしれないけども、国会ではもうそういうふうに審議されて、17日にはもう決まるということは、もう誰でも知っていることなんです。今の国会の構成の人員からみれば、自民党と公明党の出した政策については、99.9%成立するというのは、これは誰でも常識です。だから、分かるんですよ、そんなことは。だから、もう出ておるんだから、それについて積極的にやっていくことを早く。だから、前回の第1次のときの10万円の特別定額給付金でも、こんな過ぎたことを言いたくはないけども、白馬村は、新聞報道によれば、ほかの自治体は5月の1日から始めているのに、白馬村は

6月入ってからしか、5月の28日かぐらいしか支給できなかったと。やっぱりそれはもう取組が 消極的といおうか、早くスピードをするという、そういう姿勢はちょっと欠けておるんじゃないか と思うんです。

だから、これ分かっておるんだから、そういうことを何かこの場さえ過ぎればいいというような 感じじゃなくて、いや、やりたいんだとか、やっていくんだというような、村民に対して発信して いくようなことは私は必要だと思います。

それで、次に移りますけど、今度税金のほうなんですけども、国保税一つとってみても、今年の会計、6月現在の会計見て、9月決算の大体予想を立てると、財政調整基金1,000万入れたんだけども、結局その1,000万については、使わずに私は済むと思っています。それで、そういう補正が今回の中に出ています。だから、これは、皆さんがやっぱり健康意識が高くて、医療費を使わなくて、予算を立てたけどもこんだけ余ったと。そういうお金もあるんです。

それから、今後、不急な事業について少し先送りするということも、前の3月議会のときにおっしゃっていましたから、そういうことも含めて、財源を作り、それから、今度の2兆円などでやっていけば、私は税のほうも、多少皆さんが軽減できるような状態は作れると思っています。その辺、税務課長、どのようなお考えでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長(田中克俊君) 地方税の軽減、減免の件でございますけれども、地方税につきましては、 国、地方税法というもので、各税目ごとにおおむねの規定を作っています。減免の規定につきましては、各自治体のほうに委任されているわけですけれども、国が全国の自治体が大体均衡になるようにということで、主な基本的な部分を作っているものでございます。

税の減免の考え方でございますけれども、基本的には、徴収の猶予等を行なって、それでも納税が困難である者に対して、担税力の薄弱な場合に限りということになっていますけれども、そういう者に対して行なっていくものであるということでございます。

現行の条例の中でも、例えば生活保護の世帯であるですとか、生活に困窮している方、こういう方については、減免の規定が設けられているわけで、一定の基準をもって全員を減免していくというような特例的なものを設けることは考えておりません。あくまでも現行の条例の中で、生活に困窮しているというような、そうなった場合に、個々の税金の担税力、こういったものを勘案しながら判断していくことになるかと思っております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 山岸住民課長。

住民課長(山岸茂幸君) 国保税の関係は住民課所管になりますので、私のほうから触れさせていた だきたいと思います。

確かに令和元年度の決算に向けては、財政調整基金への積立も行なえたところでありますが、令

和2年分の所得については、今後減少することも有意に修訂することができます。そうなりますと、 国保税の所得割の減少というものも考えられます。そうなりますと、国保税自体の収入が減少する ということで、財調基金をそういったことで取り崩さざるを得ない状況も生まれてくるかと思いま す。それが、令和3年度のみではなく、有識者、新聞報道では、経済が復活するまで複数年かかる であろうというような報道もありますので、そういったことを鑑みますと、単年度に向けて、ここ で減税というような軽減を行なうというようなことは難しいかというように考えております。

ただ、国保税の減免について、令和2年度分の課税分については、国から財政支援があるという ことで、現在要綱を整備しているとこでございますので、その要綱、国の指針に従って、国保税の 減免については、令和2年度分について考えていきたいというように考えております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。ちょっと待ってください。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) それでは、全体的な財政の関係で私のほうからまとめた感じで答弁 させていただきたいと思います。

まず、国の2兆円につきましては、1次同様に、やはりマスコミから流れてくるという部分が多いというのが現状でありますが、我々もつかんでいるのは、2兆円のうちの1兆円については事業継続についての費用、もう一兆円については、新たな生活様式ということで、要綱が現時点では示されておりませんので、第1次のときもそうですが、実施計画をどのように組み立てるのかというところについては、先ほど議員からもご意見がありましたとおり、事業の見直しであったり、事業の先送りであったり、そこら辺を含めながら全体的に考えるという部分がございます。

それと、もう一点、徴収猶予等の関係が出てまいりますので、キャッシュフロー上の問題というのは出てまいります。事業をどのように組み立てるのか、ここら辺についても全体的に判断をしていかなければいけないということで、現在そこら辺の情報提供を待っているということでございます。

ちなみに、官庁速報によりますと、補正予算成立後に金額とその率の算定については示されるということでありますので、これを待っているということで、ここはぜひご理解をいただきたいと思います。

それと、先ほど隣接のところの特別定額給付金のことのお話がありましたが、確かに、給付の開始時期は遅れましたけども、今週末、予定どおり支払いをいければ、対象者の85.1%の支給になるということで、この辺につきましては、職員一同、課を挙げて対応しておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 支給が84%、どうもご苦労さまです。村民の方は非常に喜んでいると、私 は重く感じます。

それでは、まだ質問を続けたいんですけども、時間の関係上、次の質問に移りたいと思うんですけど、先ほどスピード感を増したいということで、商工会員だけに限定したというような答弁でしたけども、スピード感を増すために、商工会員だけでいいと、そういう論理は成り立たないと私は思うんです。やっぱりこの村からの税金でやる支援金について、団体に加入しているかどうか、それだけでやる、決めるということは、やっぱり公平性が私は担保されないと思います。ああいう形で大きく憲法にちょっと抵触する、違反だということまで述べますけど、やっぱりこういう考えは、村として、行政としてやっぱり最低限頑張らにやいけないところだと私は思うんです。その辺を村はいろいろ今後考えるということは言っていますけど、やっぱりこういうことが二度とあってはならないと私は思うんですけど、村長の初日の日の答弁の中で、これを決めるのに当たって、課長もこの問題について誰も発言しなかったということに、私は非常にちょっと驚きというか、びっくりしたんですが、だって、私は公務員を全面的にリスペクトしているか尊敬しています。やっぱりそれだけの人格者だと思っているし、やっぱりみんな、あなたも一生懸命やってくれよると、そういうふうに考えています。それで、また憲法のことを持ち出して悪いんだけど、99条には、憲法の遵守義務もあるし、それから、皆さん方も何十年前かは服務の宣誓をして公務員をなられたと思うんです。そういう初心を忘れては私はいけないなと、忘れてほしくないなという思いもしています。

だから、この問題については、早く実施するようにお願いしたいんですけど、どういう実施過程 を考えているのか、その辺をもう少し明確にしていただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 答弁をいたします。

まず、議員さん憲法云々のお話をされましたが、ゆめゆめ憲法違反をしようなんてことは思っておりません。私も差別は大嫌いですし、あってはならないと思っております。

ただ、一昨日も申し上げましたけれども、要は5月連休明けの時点で、5月中にどうやれば一番 広く行き渡るかといったところでありますと、行政がやる仕事というのは申請を受け付けて適当か どうか審査して、怪しいのは調査してといったことを踏まえますと非常に時間がかかる。しかも、 例えば営業していますといった定義をどうやって決めるかといったところもまだまだ課題がありま す。そういった中で、商工会と連携をとりながら、商工会の組織を使った給付型の支援を選択した ということであります。

結果、5月中には500件を超える事業者に給付が終了いたしました。これは、1人10万円の給付より早く給付が行き渡りました。

ただ、そこで、先ほども村長申し上げたとおり、行き渡らない方いらっしゃいますので、それについては、第2弾で考えていきたいということでありますので、まずもって憲法違反だということ

は全く考えておりませんので、そんな大それた私犯罪はしたくないので、そんな大それた人間でも ございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 憲法の問題についてそういう考えはないということなんですけども、でも、やっぱりちょっとうかつというか、もう一つちょっと質問したいんですけど、商工会に関する商工会法という産業経済省管轄の法律があります。この商工会の法律によると、商工会法第6条は、商工会は、第6条の原則の中、3原則があるんですけど、その3原則の中に1つに、商工会は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行なってはならないという形が決められています。だから、商工会自身も、地域全体の商工業者の生活向上のために活動をすると。会員、非会員、そういう分け隔てなく活動しなさいよと、またするんだということは決められているにもかかわらず、村のほうから商工会員だけに配るというような支援、方針をいえば、商工会もそれに従わざるを得ないから、やっぱり問題が大きくなると思うんです。

だから、いろんな法律、自治法のほうにも、それらしい、抵触するような感じの条文もあります し、やっぱりその辺は熟知して要綱を作っていただきたいなと、私は思います。

それで、この追加の支援策については、第2次補正のお金を使ってやるんか、それとも、村の財 政調整基金、第1次のときにやったお金を使って行なう予定なのか、その辺はいかがなんでしょう か。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 先ほど総務課長も申し上げましたが、いろんな財源的には要素があります。 もちろん国の第2次補正の臨時交付金の金額が固まれば、それも手当ての一つとして考えてまいり ますので、広く財源の確保については検討していなきゃいけないというふうに考えています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) ちょっとまた時間の配分が悪くてあっちこっちしますけども、先ほど国及び 県、それから、村から今回いろんな支援金が今出ています。それで、国からは特別定額給付金10万円、それから、県と村のコロナ感染防止協力金が30万円、それから、村独自の経営者向けの支援金5万円とか、それから、子育て支援金が1万円から3万円が出ています。こういうお金、非常に 支給されて、給付されるほうは大変ありがたいことなんですけども、この給付されたお金について は、来年の年末調整のときの課税対象になるんか、それとも非課税になるんかということをちょっとお聞きしたいんです。

理由としては、私ちょっと計算してみたんですけど、もし持続化給付金なんか100万円から200万円頂けるんです。それ頂いた場合、100万円の個人事業で計算すると、所得税で5万円とか、村税で10万円、それから、国保と介護保険で大体12%ぐらい。すみません、所得税で5%、村税で10%、国保、介護保険で12%ぐらい払うことになります。そうすると、100万円のう

ち27万円ぐらい出ておるというような感じにもなりますので、この辺は全体を非課税にするよう に村長のほうから国へ働きかけてほしいなと思っています。だから、どういう感じになるんか、ま ず教えていただきたい。課税になるんか非課税になるんか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長(田中克俊君) 答弁します。

給付金等の課税上の取り扱いとこういうことでございますけれども、まず、4月30日に公布、施行されました、この法律の名前長いんですけれども、略しますと、新型コロナ国保税臨時特例法、これによりますと、特別定額給付金、いわゆる10万円の分と、あと子育て世帯への特別臨時給付金プラス1万円の分です。これについては非課税とするということが法律で規定をされております。それ以外の国、または地方公共団体が給付する給付金ですとか、助成金ですとか、名前をいろいろあると思いますけれども、これにつきましては、国税庁のほうからその考え方というのが既に示されております。簡単にご説明を申し上げますと、まず、事業者向けの支援につきましては、減収補填あるいは経費の補填、具体的にいいますと、休業等に伴う収入の減少あるいは家賃などの経費、こういったことの補填を目的とするものについては課税所得となって、事業所得に区分されるということであります。また、給与所得者への減収補填、これにつきましては、同じく課税対象となりますが、一時所得に区分されるということでございます。

一方、家計の支援につきましては、既に加えられた損害に対する賠償金やそれ相当の見舞金、具体的に例をいいますと、小中学校臨時休業になって、それに伴って新たな追加支出が余儀なくされたと。こういったものに対してする目的のものは非課税とされております。ただ、同じ家庭支援であっても、需要喚起、こういったことを目的としたものについては、課税所得、課税対象となりまして、一時所得に区分されるというものでございます。

先ほど加藤議員のほうから、試算ということで話ございましたけれども、誤解してはいけないのは、事業所得ということで考えた場合に、当然1年間の収入に加えて事業所得として計算しまして、 それに見合った必要経費を差っ引いて、赤字であれば当然非課税となってきます。また、一時所得につきましても、控除の50万円の控除ございますので、他の一時所得と合わせて50万円未満であれば非課税になってくるということでございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めてあと2分です。 質問ありませんか。加藤議員。

第7番(加藤亮輔君) 簡単に次のことを聞きます。

もう一つ、村民の皆さんからちょっと質問があったことなんですけど、今の5つの給付金、これ について、税の滞納者に給付された場合、これは、滞納して通帳に入ると、入るまんま分からなく なるんですけども、そういう場合、差押えの対象になるのか。それとも、この分については、支援 金ですから差押えはしないよというような税務のほうの考えなのか、その辺はどのような統一な考えなんですか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長(田中克俊君) 給付金等の差押えの関係でございますけれども、これも4月30日に公布、施行されました特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律、これによりまして、先ほどから言っています特別定額給付金、あと子育て世帯への臨時特別給付金、これにつきましては、差押えが禁止であると、その権利、あるいは金銭そのものの差押えが禁止であるということが、既に法律で規定されております。

最近報道されておりますのが、野党4党の共同会派が持続化給付金ですとか、地方自治体が独自 に支給する地方特定給付金、これについても、差押えを禁止する法律を衆議院のほうに提出してい るということは聞いております。

ただ、いずれにしましても、税務課としては、これらの給付金が創設された経緯、こういったものを判断しますと、やはり支給を受ける権利、法制化されていないにして、支給を受ける権利ですとか、その給付金を狙い撃ちした預金の差押え、こういったものは、今現在も差し控えることとしております。

ただ、滞納者の事情を十分に把握しまして、双方の信頼関係の中で完納に導いていけるように、 滞納整理を行なっているというところが実情でございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) それでは、質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を 終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分 再開 午前11時07分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番太田伸子議員の一般質問を許します。第11番太田伸子議員。

第11番(太田伸子君) 11番、太田伸子でございます。今や、全世界中に拡散している新型コロナウイルス感染症、その患者数は5月30日現在ですが560万人にも達し、死者は35万人と言われており、日本国内でも1万6,000人に感染が確認されており、基礎疾患のある方や高齢者は重篤な状態に陥りやすく注意が必要とされております。

まだ、適当や治療薬や感染防止のためのワクチンは開発の途上にあり、終息の見通しがしにくい状況下にあります。国は、感染防止のため、あらゆる手段や高額な補正予算を組み、経済対策を講じております。

長野県も独自の対策を市町村とともに講じており、その効果が期待されるところであります。白

馬村においても、村長自らが4月9日、20日、5月15日と3回のメッセージを発し、新型コロナウイルス感染症の感染防止を村民に呼びかけています。とりわけ、1回目のメッセージの中で、

「観光関連事業者の皆様へ。スキー場、宿泊施設、飲食店をはじめとする観光に関連する事業者の皆様が、我が村の経済を牽引し支えてきました。こうした事業者の皆様が、今、計り知れない影響を受けています。感染の終息を見極めつつ、適切な時期に適切な量で適切な施策を打ってまいります。そのときに、来訪者を温かくお迎えするために備えてください」と発しています。今や、村内の経済状況は、過去に類を見ない疲弊した状況になっています。そこで、経済活性に向けた村の取り組みついて伺います。

新型コロナウイルス対策についてであります。今年度予算時に計上している事業の見直しをお伺いいたします。

2番目にランドステーション白馬が、約1か月おくれにオープンし、県内者限定でありますが、 多くの来訪者がありました。官民連携の地方創生事業として期待しているところでありますが、官 として入る観光局の案内所が、当面土日のみの開業と聞きました。村民の賛否のある中、村の施策 として、この交付金事業に村費を導入しています。この緊急事態宣言解除で来村する観光客に対す る観光局の姿勢をどのように受け止めておられるかお伺いいたします。

3番目に、地方創生臨時交付金は、県の休業要請協力金の村負担分でほぼ消化してしまうとの説明を受けています。県の試算で白馬村は650件を超える休業要請事業の宿泊、飲食事業者があるということです。見方を変えると、県から他の市町村より、多額の要請協力金が入っているとも言えます。村独自の村民救済として、村内商工業者にすみません、2,900万といいましたが3,000万円、子育て支援事業に1,780万円を充てると伺いましたが、臨時交付金が県の休業要請協力金事業でほぼ消えてしまうのであれば、まだまだ村内経済の救済措置を考えていかなければなりません。国は、地方創生臨時交付金2兆円を追加すると報道されています。さらなる村独自の救済措置について村長の考えを伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太田伸子議員から新型コロナウイルス対策について3項目の質問をいただいて おりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の今年度事業の見直しについてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和元年度から年度をまたいでの対応となっていることから、今議会招集の挨拶でも触れたとおり、事務事業におくれが生じていることは認識をしております。しかしながら、令和2年度はスタートしてまだ2か月少々でありますので、上半期予定を下半期で実施するなど、お認めをいただいた予算の執行については、スケジュールの調整を含めて、仕切り直しまたは見直しについて指示をしているところであります。なお、当然実施時期が限られている事業もございますので、これらについては廃止、縮小といった方向性で事業的に進めてまいりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況が、今後の予算執行に与える影響は大きいことは否めませんので、今年度の上半期を目途に縮小そして見送りなどについて見極めたいと考えており、 これらについても指示をしているところであります。

また、2点目のランドステーション白馬における白馬村観光局インフォメーションセンターの設置についてでありますが、5月の23日にランドステーション白馬が県内在住者を対象に開業をいたしました。スノーピーク白馬は、この開業をスモールオープンと位置づけており、営業時間も短縮をしているところであります。

白馬村観光局インフォメーションセンターは、スノーピーク白馬との協議の結果、5月中は土日 のみのオープンとしておりますが、6月の1日からは施設の営業日に合わせてオープンをしている ところであります。白馬村観光局の姿勢は、来場者と従業員、地域の安全を遵守する施設の運営方 針を尊重した適切な対応であるというふうに受け止めているところであります。

さらに、最後になりますが、さらなる独自に救済措置についてのお考えについてでありますが、まず、財源については議員もおっしゃる国の地方創生臨時交付金の活用による独自支援策を最優先に考えなければならないと考えております。議員の質問の中でも触れた、国の第1次補正における地方創生臨時交付金は、補正予算編成上においては、長野県との共同事業である休業要請に対する拡大防止協力企業と特別支援事業に充てることとしておりますが、国への交付金の実施計画については、商工事業者向け事業継続緊急支援事業など、複数の事業については限度額を超えて予定事業として提出をしており、県との共同事業の実績額によっては、先ほどの単独事業への交付金活用を視野に入れているところであります。

第1次交付金限度額の算出方法を精査をしてみますと、特定の警戒都道府県や感染者数の割合などによる割増計算はありますが、何と申しましても、配分額の基準は人口数が大きく占めていることが分かりました。第2次配分の限度額については、現時点では示されておりませんが、配分方式が変更にならない限り、同様の計算方式となるかもしれませんが、何とかこの交付金を財源の柱に資す税収入の徴収猶予等の減額など、財政運営を見据えながら、財政指数について検討する方針であります。

そしてさらなる村独自の支援策については、経済や生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて時期を逸することなく、臨機応変かつ果断に対応をしなければならないというふうに考えています。

国の第2次補正予算に盛り込まれている地方創生臨時交付金の内容を精査するとともに、積極的 に活用するよう事業の継続と雇用の維持、生活の下支えに万全を期してまいりたいというふうに考 えております。

太田伸子議員の質問に対しての答弁をさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 職員の皆さんが一生懸命考えていただいて、このコロナウイルスで村民の皆さんが止まっているところ、対応していただいているというところは理解しているつもりです。それで、まずお聞きしたいのは、私たちが3月の当初予算の審議をしているころからもうコロナの話は出ておりました。おりましたが、こんなに全国的に緊急事態になって、これだけ観光客が足止めになる、特に白馬というところは観光客をお迎えして成り立っているところであるのですけれども、こういう状況になるとは思っておりませんでした。

先ほど、事業の見直しというところで、先ほどの同僚議員が経済対策として村の単独の経済対策としての話、それは私たち全員協議会で説明を受け、村の中の事業の見直しをしたところ、ある程度、4月に行なわなかった事業などで事業費が出てくる、目算も出てきたので、こういう事業をしたいという説明を私は受けたつもりです。ただ、その事業がまだ精査し切れていないので、とりあえず臨時交付金を崩してそれに充てて、――ごめんなさい、財政調整基金です――を崩して、充てたいというふうにお聞きしました。議員は、議員の中で少しは異論も出ましたけれども、やはり村民の皆さんに早くそういう救済措置をとっていただけるならというところで了承したと、私は理解しています。

ただ、この6月定例会に、私は産業経済委員会に所属しておりますが、所管の議案が全然出てこない、条例改正とかそういう議案が出てこなくても、6月に補正予算が全然出てこないというのはどういうものなのでしょう。5月のときにはその精査が間に合わないから、その基金を崩してもいいではないかというふうに承知はいたしましたが、6月にやはり補正予算というのは出てきてしかるべきだと思うのですけど、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 6月の補正予算のご質問でございますが、まず令和2年度の予算編成の方針としては、総計予算主義いくということについては、予算特別委員会の中でもお話をさせていただいているところです。議員のおっしゃるとおり、事業の見直しについては、同時並行で削除していると、それはそのとおりでありまして、金額については、各課からどれを削れるのか見直しができるのかというのも上げる作業はさせていただいております。ただ、目合わせの段階で真にこれを落としていいのかどうなのかというふうになりますので、やはり精査するには時間をいただきたいということで、事業の縮小等の一定の事業コードといいますか、それについては、この議会の中でも全協等で資料としてお配りをさせていただく予定にはしておりますが、細かい予算上の削減を何にしていくのかという部分については、村長の答弁にもございましたとおり、まあまあ2か月少々進んでいる中で、これはやはり見直しとはいいながらも、今年度ぜひやっていこうというようなところの、まだ目合わせができておりませんので、上半期、いわゆる9月の定例会のときには、補正予算として事業をどういうふうに考えているのかというのは示せるかというふうに考えているところであります。

ここ数年、6月の議会で国の補助を受けることについて、かなりいろんなご意見も出された部分がありますので、令和2年度については総計予算主義ということで、それを超えないような形で、予算はそのまま使うという部分ではなく見直しの作業をもう少し時間をいただきながらやっていきたいということで考えておりますので、この点についてはご理解いただきたいと思います。以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 9月で補正予算が出てきて、いろんな事業の見直しのところしっかり出てくるということでよろしいかと、今の説明だと思うんですけれども、しかしもう3月にもなっていて、3月からのこれだけの日にちが過ぎているわけです。それで、先ほどの同僚議員も、給付金が白馬村遅いのではないかというふうにおっしゃったんですけれども、私は先日広域議会のところで大町がとても早くてびっくりしたんです。それで大町の議員に聞いたら、大町は芸術祭が延期になったので、芸術祭に充てていた職員というか方々が、その給付金の事業を専門的にもう4月の連休のころからずっと休まずにやっていただけて早かったんだというふうにお聞きしました。

やはり、当初予算なり事業を考えたときには、皆さんその事業を抱えているわけです。今もう見直しといっても、どこを縮小するかとかそういうことがしない限り、白馬村の職員の皆さんの人数で、何か事業をやめない限りは、そういうふうに人員的なものというのが出てこない、職員の皆さんが負担になっているというところなんですが、村長その辺はどのようにお考えになりますか。全然事業の見直しというのが出てこないんですよね、今。短い期間でなかなか精査できないというけれども、やはりここはひとつ村長の英断というところで、この事業とこの事業は、もう来年に回すとか、緊急でないから少し凍結させて、この職員を回すとかそういうふうなところは、村長でなければできない指示だと思うんです。いろんな指示を出していただく前に、まず村長がそういう英断を考えるというところはないでしょうか。お伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太田議員、先ほど総務課長が説明したとおりであります。私も課長会議で延ばせるものは延ばせというそういった指示もしながら、今各課で精査をしているということでありますので、そこら辺はよくご理解いただきたいというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 分かります、分かりますが、総務課長も村長が延ばせるものは延ばせ、延ばしていいというのも分かるんですけど、そこはそこ3人でしっかり相談していただいて、村長の意見として村長がこれとこれは延ばそうというふうにして指示を出していく。延ばせるものを職員のほうで考えてあっていうよりも、皆さんのほうから上げてきたものが、村長はこれとこれがいいじゃないかというふうに言っていただければ、とても下の者としては動きやすいのではないかなというふうに、私は上に立つよりも、下にいる人間なので、上からの指示があればとても動きやすい

ので、ぜひ村長その辺は考えていただきたいと思います。

ちょっと話題変えますが、先日5月27日に観光局の社員総会がありました。私と議長は、一応アドバイザーというところで社員総会に参加させていただいたというか、傍聴を許可していただき、この資料をいただいてまいりました。3月の当初予算のときに観光局から予算要求があって、観光局の村負担金を私たちは認めています。そのときには、塩の道まつりに450万、開山祭に133万2,000円というふうに細かく内訳なされています。それを3月のときには当初予算認めたんですけれども、今回5月の27日の総会において、村負担金の内訳のところで塩の道まつり450万で米印をして、新型コロナウイルス感染拡大のため中止なので、負担金の一部は温泉フェア宣伝販売促進事業に振りかえ予定というふうに書いてあります。それからもう開山祭はそのまま載っています。

予算要求のときに、この事業をやるといって予算要求とったのであれば、中止になった場合に、 そのとった枠をその事業を流用するというか、振りかえるということは、観光局は許されるのでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 先ほどの答弁とちょっとかぶるんですけども、村長からの指示に基づいて、これから執行する事業予算については、見直し、中止をしていくように、ごめんなさい、中止を検討して考えていくように指示がありましたので、観光局の負担金も特別ではなく、その指示に従ってしっかりと調整というんでしょうか、テーブルにのっけて検討してまいります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) すみません、ちょっと言っている意味が分からないです。私は、村が観光 局に塩の道まつりとして450万をつけていくのであれば、最低その塩の道まつりは中止という決 定までに必要経費というものは動いていただいたものがあるでしょうから450万丸々ではないで しょうけれども、その辺のところは村への返還というものがあってもいいのではないかなというふうに思うんですが。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) そのとおり返還ということではなくて、観光局の負担金、村からの負担金、 全体の中で、これから今まで使わなかった部分、これからできないであろう部分というものをしっ かりと考えて、負担金としてしっかりと見直しをしていきますということです。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) すみません、ちょっと、いじこじと450万と思われるか知りませんけれども、まず、村民がもし違うところでこの事業をやりたいので1,000万欲しいと、今450万欲しいといったときに、それを認めていただいたけれども、ちょっとこれはできなくなったので違うとこに使いましたというのと同じだと思うんです。別に観光局だからとか誰々だからというもので

はなくて、私たちはこれは税金から皆さんが、皆さんに、皆さんのためにやっていただくのを予算のときに審議をして、塩の道まつりにはこれぐらい使ってもらう、使うためにはいるよねということで認めているんです。それは塩の道まつりがやらないというのに、私はまだすぐ返せとかそんなことを言いたいのではないけれども、この振りかえ予定とかって書いてあること自体考え方として、どこかへ使おうという考え方のような気がするんです。

細かく見てみるとそういうところいっぱい出てくるんです。だからまずはこの塩の道のところで お伺いしています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 負担金を村が額を決定する中で、これまでに実施しなかった事業、これから必要であろう事業、そういったものをしっかり照らし合わせて額を決定してまいります。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) ここでこの押し問答していても時間がかかりますので、来年度私はまだ来 年度の観光局の負担金の予算を認めるときにはまだおりますので、それまでにはしっかりといろい ろと考えていきたいと思います。皆さんもぜひ考えていただきたいと思います。

観光局だけを目の敵にするのではないですけれども、今回観光局はコロナウイルスのために社員、会員の皆さんですけれども、会員の皆さんが大変なことになっている、それはそうです、分かります。それで理事会において会員の会費、社員費というんですが、それを観光局の剰余金があるので、剰余金があるのでという言い方もおかしいですけれどもゼロに、皆さんの負担をなくしましょうと。じゃあ財源はどうするのかといったときに、剰余金があるので剰余金を充てていきますというふうな決定されています。それで今回も予算の予算というか総会のときにそういうふうに説明されています。剰余金は当時で6,400万円余り観光局は持っています。持っているのは当然です。私は前にもいいましたが、観光局の皆さんの経費というものは、村の負担金の中に総額で全部見ています。それで努力されて観光局が出した利益というものは、みんなその剰余金のほうに積んでいっているんです。だから、どんどんと剰余金があるんです。なので、その辺のところは、今回今いろいろ言っていくと時間がないので、半年まだ任期残っておりますので、そこでぜひご相談していきたい、協議していきたいというふうに思っています。

時間がないので次に移りたいんですけれども、副村長にお聞きいたします。今回、先ほどの特別 給付金がこの一、二週間の間に白馬村民もみんな待ちに待って申請させていただき、この今週で先 ほど総務課長が85%は、もう皆さんの手元にいっているのではないかと。85%、幾らぐらいに なるのかちょっと想像もつかない金額ですが、村の中に国から7億円近い、最終的には8億 8,000万の予算が出ています。そのお金が白馬村の中におります。それを村内で経済として回す、 回していくようなお考えはないでしょうか。 議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 今、議員さんおっしゃったとおり85%ということで7億4,000万ほど 住民の皆様には給付されるよう、この金曜日で。そういった中では、大変な方々からすると、本当 に一部かもしれませんけれども、多少の支えにはなるのかなというふうに思います。

ただ、行政が使途をいろいろ申し上げるというのはいかがかとは思うんですけれども、せっかく 来た、村に給付されている金額で国から来た金額でありますので、なるたけもし消費するならば、 村内のほうに落としていければというふうなことは思っています。ただそれを施策的にどうやるか というと、他自治体でもいろんな方策とっておりますので、白馬村もそれは検討していかなければ いけないというふうに考えています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 10万円、10万円ですけど、まず1人10万円なのて、家庭をお持ちの方でしたら、もう何十万という金額にもなったり、それから、買い物だけで10万円一気に使うというわけではないんですけれども、やはり皆さん自粛生活というところ、じっと家の中にいても食べます。食べる物は買います。そのときにはなるべく白馬の中で買っていただくとか、そういうなところの、何かそういう施策はぜひ考えていただきたい。

先ほどから、税の減免なりいろんなこともしてもらいたいのはやまやまですけれども、減免するとなると、先ほど村長がおっしゃったように財源が必要なんですよね。村の経済が回っていないと、ことしせっかく予算のときには村税は増額した予算を見込んでいました。去年とても好調だったので。でもことしこうなったときに、やはり徴収猶予というのは来年に先送りになってもいただけるわけですが、ことしはもう入ってこないですよね。皆さん村民の皆さんに村長も何か救済措置をしたいと思っても、村にお金がないんだから、ぜひ村の中でお金が回るようなことをぜひ考えていただきたいんですが、その辺村長どのように思われますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 先ほど副村長の説明にもございましたけども、定額給付金、1人10万ということで、白馬村約8,000人ということで、大きなお金がきているわけですけれども、そんな中で町村会の中でも、ぜひこの定額給付金の支給したお金を、ぜひ地元で消費をしていただきたいというそんなこともございますので、村としてもそんな協議をしながら、地域でお金が回るようなそんなふうになればというふうに期待をしているところであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 回るように回るようにといっても、やはり何か施策があれば、村民の皆さんも協力していただけると思いますし、ぜひ何か打ち出していただきたいと思います。なるべくといっても、大きなものを買いたいなとかというふうなときには、白馬の中にはそんな大きなところ

はないですので、ぜひ村長みずから考えていただければありがたいなというふうに私は思います。

観光のところで、今朝なんですが、星野リゾートの社長さんが、もう今は、インバウンドはちょっと望めない、それはどなたもお分かりであって、入国拒否を日本がしている限り、まだまだ進んでいけないというか来ていただけないので無理ではある。それでマイクロツーリズムという近い人たちが近いところを少しずつ旅行していくというところから始めるのではないか、そこに大きな活路が見いだせるというふうにおっしゃっていました。

今、いろんなところで半分の商品券みたいなものとか、いろんなものがとても出てきています。 大町にしてもあります。白馬村では何も出てきません。これはどういうことでしょう、お伺いいた します。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) お答えします。

まさに、太田議員さんがおっしゃったように近場からお客さんを呼び込んでいこうというのは県のロードマップに示されている道だと思います。県で、現行で県民の対象にした復興割というものをやっております。5月下旬から始まったんですけども、それを積極的に活用しながら、6月末までそれは延びましたので、県民限定にクーポンで宿泊を促進するという事業に取り組んでおります。以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) いろんなところでいろんなものを考えているというのが、どこもそうです。 国もそうです、県もそうです。県が独自に考えたという休業要請の補助金も白馬がのっからなけれ ばいけない、そうするとのっかった挙げ句に、臨時交付金が結局それに消えてしまう。

また今、県でどうなっているかちょっと分からないですけども、県のほうでプレミアム商品券を考えているというのを少し伺っているんですけれども、もしそれも県がやるとなったら、県独自ではやりませんから市町村ものっからなければいけない。そうすると、せっかく臨時交付金が下りてきた中から、またそちらにも使わなきゃいけない。今おっしゃった復興割にしても、いろんなところと一緒にやらなきゃいけない。それが大切です。のっかって、白馬村も一緒に白馬村という知名度をなくさないためにもぜひのせていって、白馬村がみんなよりも前にいけるような施策をとっていただくのはいいと思うんですけれども、それも大切ですけれども、村独自というのが全然出てこない。出てきたのは、こないだの3つだけです。子育て支援とひとり親の方に出せと、それから商工業者、ちょっと遅いんではないかと思うんです。もう少し何か村独自のものというのを、白馬村こういうことやっているということのものを考えられないものでしょうか。お伺いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 村独自の支援策ということで、連休明けに第1弾説明させていただいて、その第2の矢が遅いというご指摘かと思いますけれども、手をこまねいているわけではなくて考えて

いきたいというふうに考えています。

あとそれと、コロナ禍とは関係ないかもしれませんが、私どもふるさと納税の返礼品という中に おいては、電子感謝券といって、訪れた方々が白馬でしか使えないようなシステム、そういったも のを2年くらい前から始めておりまして、それもかなり今売り上げを伸ばしています。返礼品の売 り上げとしては。

あと、ご承知のとおり宿泊補助券につきましても、非常に件数多いです。それも期限を延長した ということで、その宿泊券を利用なさるという方の来訪も、今後期待できるということでありまし て、白馬ならではのものを、以前からもうやっているということだけはご理解いただきたいという ふうに思います。

いわゆる臨時交付金を使った第2弾、第3弾については、速やかに検討はしてまいりますけれど も、ぜひご理解ください。よろしくお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 白馬村の観光とそういう今、去年も3億円を超えるふるさと納税があったと、私はちょっと承知しているんですけれども、それは努力していただいているんですけれども、結局3億円、ふるさと納税していただいても半分ぐらいは皆消えているんですよね、経費で。だから、もっとやっぱり集めなければ白馬村としてもやっていけない。

それから今おっしゃった、いろんな宿泊券なりはとても好調で、そのためにではないですけども、 その返礼品を選んで下さって納税していただいているところもわかります。じゃあそれを今コロナ は関係なくやっていると言いながらも、そんなに周知されていない、ふるさと納税をしようかなと いう人だけが検索をしてみてこういうのがあるのでやろうかなという。だからもっとそういうもの を宣伝してでも白馬村に寄附金をしていただく、納税をしていただくという動きぐらいは見せても いいのではないかなというふうに思います。

新しく考えなくても、白馬村にはこういうので入ってくるとおっしゃるならば、それを出していただいて、私は今のこの財政調整基金でしたっけ、これは今使うべきだと思います。災害だけで災害のときにとても助かりました。神城断層地震のときには、その基金を崩しながらも、やはり早くスピーディーに復旧、復興ができていったのだと思います。

でも、それよりももっと私は今白馬の中は経済的に大変になっていると思います。ぜひまだゼロ にしろとは言いませんけれども、3億円ぐらいは残してでも、あとの分というのは、ぜひ皆さんの 救済、何か考えていただきたいと思いますが、副村長、その辺はどのようにお考えになりますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 財政調整基金、いざというときの蓄えなんで、今使わないでいつ使うんだということは、おっしゃることは重々理解しております。ただいかんせん、固定資産税をはじめとした税収の減が見えないところもあります。単純に例えば令和2年、3年で固定資産税が4億、5億

もし減収になったら、その穴埋めをするのも財政調整基金、まさに財政調整ですので、そういった 要素があるので、無秩序に基金を崩して支援策に回すというのは残念ながらなかなかできかねるの かなと。もちろんやらなきゃいけない分についてはやっていきたいと、その基金も活用していきた いと思います。そこら辺バランスというか秩序を持って運用していかなければいけないというふう に考えています。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 大まかにこれだけ崩せというのも、もちろんちょっと乱暴なんですけれども、今コロナウイルスの何ていうんですか、ちょっと世の中緊急事態宣言が解かれたりして、何となく経済というか、いろんな要請されていた事業所も始まってきたというところで、何かこうもういいのかなという気の緩みではないですけれども、そういうふうな風潮になって、テレビを見させていただいても、今までの緊張感というのは、少しないような気がしているんです。

ただ、白馬村にとってはこの冬、この前の冬ですけれども、前の冬は12月から1月、2月の半ばまでは雪不足で大会がなく、宿の人たちもみんなキャンセルになっていった。これで2月になって、さあ大会できていろんなお客さんが来るってなったときから、コロナウイルスでもうお客様が見えなくなる、そのまま今の現在にきているんです。ということは、この1月から6月までというのは、お宿の皆さんというのは、ほとんど皆無になって、収入も少なくなっていると思います。県で休業要請の30万をもらっていただいても、また持続化給付金というのをもらっていただいても130万ですよね。大きな会社にされている方でも230万、これが半年の収入というような形になっています。ぜひその辺、税務課長もおられますが、宿泊事業の方というのは入ってこないんです。まだ飲食の方はテイクアウトとか工夫していただいて、幾らかでも収入あったかもしれないけれども、宿のお客様を泊めるという事業所の皆さんというのは、私はほとんどゼロだと思うんです。その皆さんの税務というもの、固定資産というのは、白馬村においても大変な金額になると思います。ぜひその辺は精査していただいて、何か施策を打っていただきたいと思いますが、どのようにお考えになりますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長(田中克俊君) 税の施策というふうに捉えて言いますと、先ほどの加藤議員の質問でございましたように、減免とそういうことになりますが、先ほども申し上げましたとおり、減免というのが、それぞれ各納税者それぞれの状況を把握して減免を決定していくというものでございますので、例えば白馬村の宿泊業者については、ことしは半分に全部減免をすると、一時的な減免というのは今のところは考えていません。

今、納税相談ということで、徴収猶予に結びつくような相談も日々受けております。そんな中で、 状況をよく聞く中で、それぞれの状況に応じて判断をしていきたいと考えております。

今の徴収猶予の関係ですけれども、徴収猶予につきましては、本来であれば延滞金等がかかるわ

けですが、これがことしに限っては特例ということで、延滞金がかからないというものになっております。昨日時点で、既に税額でいうと2,600万円ほどの徴収猶予の申請が上がってきておりまして、全て受理しています。そのほとんどが固定資産税ということになっております。納期の1か月前までに申請をしろということになっておりますので、毎月、毎月その額は上がってくるのかなということを想定しております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 宿泊施設が雪不足に始まって、新型コロナウイルス感染症、こういった非常に厳しい状況を強いられているということは十分承知していて、まずは雪不足に対しては、2月に皆さんに説明させてもらったと思うんですけど、観光事業喚起するための支援ということで、雪不足を賄うような事業に使ってほしいというようなお金を村と局で出し合って、その事業を支援していくというような取り組みを行ないました。

5月末に支援先も決定しましたので、また夏以降にその事業が各地区で動いてきて、お客様を呼 び込むような形がとれていこうかと思います。感染状況によるんですけれども。

それとあわせて、8月1日から国のGoToキャンペーンという事業が始まってまいります。それは国が一括指導していくわけなんですけども、それにあわせて、村独自として、何か得点をつけられないのか、付加価値をつけられないのかというものを実務レベルで検討を進めているところでございます。

何より冬からこれまでに、お客さんがなかなか来れなかったような状況を、感染状況が緩和せてくれば、いろんな事業、キャンペーンを使って、お客さん来てもらう、これが一番の宿泊事業者にとっての経営の安定化に結びつくのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) これまで白馬村が1人の感染者も出していないというところは、とても何ていうんですか、村民の中でも危機感を持ちながら少し安心感もある。今、近隣から来ていただけるようにと言いながらも、またいろんな人が見えたらどうなるのかなという不安もあるんですけども、やはり村の中に外からのお金が落ちないと、村はどうにもならないと思うんです。先ほどの特定定額給付金10万円ですけれども、あれだけ短期間にみんなが申請して出してもらいたいというふうに思っている、この今実情というのは、やはりいろんなところでお客様も来ていただいてという、先ほどの観光課長の話も、それもやってもらわなきゃいけませんけれども、今は村民の中では、やっぱり目先の1万円というところも考えているところがあります。なので、その辺の実情はしっかり施策していただきたいと思います。

副村長にお尋ねしますが、副村長は一生懸命村長支えられているんですけれども、村長にもっと

提言していただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがお考えになりますか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。横山副村長。

副村長(横山秋一君) 非常に連携をとって厳しいことも言わせていただいておりますし、逆に厳しいことも言われております。そういったことで、ちゃんとやっているつもりでいます。まだまだ足りない部分はありますけども、ぜひよろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) こういう言い方も失礼なんですけれども、やはり村長より大分お若いので、もっとどんどん村長をハッパかけていただきたい。やはり村長は、こういう言い方は失礼ですが、私たちと同じで高齢になっていますので、守りに入るんですよ、村の中を。村の中を何とかうまく収めていこうというのが村長です。でもその辺を若い副村長がいるので、どんどんと「村長こういうふうなことやりましょう」ということでやっていただいて、「いや、村長あれはちょっと失敗でしたね」というぐらいのこことが、私はあってもいいのではないか。白馬村おとなし過ぎて、すごく守りに入っているような気がするので、村長ぜひ、その辺お考えを伺いたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長 (下川正剛君) 太田伸子議員からそういった指摘があるとは思っておりませんでしたが、先ほど副村長、そしてまた各課長、定例の課長会議1か月に2回、3回会議をするわけでありますけども、非常に活発な意見が私のところに出てまいります。非常時に私は、この課長会議を開催する中で、本当に力になっていただいているなというふうに改めて感じているところであります。守りというそんな話もございましたけれども、ある議員に言わせると、村長余りにもやり過ぎだと、こんなような指摘も受けたこともございます。観光で生きる村として、まず1歩、2歩前へ出ることも必要だということで、私は取り組んでいくつもりでありますので、引き続き、また役場の職員、課長を中心に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、また議員の皆さんからも、ぜひまたそんなケアするだけではなくて、要望もぜひお聞かせを願いたいというふうに思いますので、この先ぜひまた前向きな指示をお願いしたいというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含めあと7分です。質問はありませんか。太田議員。

第11番(太田伸子君) 前向きな意見はぜひ出していきたいと思っています。いろいろ出しても、「いやそれは金ねえでできないわな」とかそういうことではなくて、まず必要かどうかとかそういうのをぜひ精査するのに、あの課長会議はここにおられる皆さんが課長会議のメンバーと思います。 黙っているだけではなくて、村長にどんどんとハッパをかけていただいて、ぜひ村を前のほうへと向けていただきたい。

それからきのうも、同僚議員のほうからいろんな条例に関してでも提案があっても、「いやそんなことは」なんておっしゃらずに、まずは、「そうか、ちょっと世の中を見てみるか。世の中はど

ういう声があるのか」ということをぜひ聞いていただきたい。村の声というものは、やはり私はなかなか村長までちょっと遠いのかなんていうふうに、届いていないなというふうに思っています。

令和元年の6月定例会で、同僚議員の一般質問の中で、村長は、「代表理事であろうがなかろうが、白馬村村長として観光振興に取り組んでいく思いは、今も変わりはございません」と答えられています。ぜひ、この事態に「えらいことだ、えらいことだ」と連呼するだけでなく、今こそ大英断をしていただいて、村内経済の回復に向けての支援策を講じていただくよう要請をして一般質問を終わります。

議長(北澤禎二郎君) 質問はありませんので、第11番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。 ただいまから午後1時まで休憩いたします。

> 休憩 午後 0時02分 再開 午後 1時00分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番(太谷修助君) 1番、太谷修助でございます。昨日、今日と2日にわたって一般質問されてきた同僚議員たちの一番最後になりますけれども、やはり内容は新型コロナウイルスに関しての質問をさせていただきたいと思います。

今日、午前中の2人にご答弁いただきました村長の内容で、およそは理解できるんですが、午後からユーテレを見ている方たちのためにも、ぜひ村長にはしっかりした答弁書をお作りいただいていると思いますので、改めて答弁していただきたいと思います。

コロナ禍と経済活動再開について。

国は、5月25日に緊急事態宣言の解除を、慎重さの中にも解除いたしました。一定の発症率を クリアしたとの見解です。経済界や零細企業、個人事業者からの悲痛な叫びに応えたものと思いま す。3段階のステップを経て7月の1日、これは8月と言ってもいいかと思いますが、通常の経済 活動に戻すというような計画のようです。当然第2波、第3波のコロナウイルスの感染が考えられ ると思うんですが、また再宣言も発令されると思います。1929年の世界恐慌以来の世界中を巻 き込んだ恐怖の出来事です。しかし、それも死に至らしめるといった目に見えない恐怖です。

僅か1.5か月程度の自粛でありましたけれども、事業者からは様々な経済的な不安が噴出して、 早い段階の再開を望む声が多数ありました。そこで、次の質問をいたします。

- 1、国、県の支援策はある程度示されましたが、タイムロスがありすぎて中小企業や小規模事業者には支援の実感がありません。村独自の支援策の第2弾、第3弾を検討はしていますか。
- 2、人口割合で世界一と言われる宿泊件数を誇る白馬でありますが、収入のない中、月々の固定 費の支払いに苦慮して、廃業も視野に入れているというような情報も寄せられています。観光立村 を掲げる村として、宿泊施設が減少すれば、村に来るゲストの受け入れにも影響することが考えら

れます。得策は何か考えていますか。

3、スムースにコロナ禍は終息すると仮定して、早くて1年、遅ければ3年の時間がかかると言われています。この間の経済活動は、徐々にではありますが、行なわれると考えるが、営業形式も変わらざるを得ないと思います。当然設備の改善も図る必要が出てくるかと思います。これらに対して何らかの支援策は検討していますか。

4、日本はとりあえず解除宣言をしたが、諸外国では解除されている国はまだ少ない。インバウンドにもウエートを置きつつある白馬村でありますが、次期冬期の対策は、今年の雪不足も含めて考えているか。

この4点についてご答弁願います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 太谷修助議員から、コロナ禍と経済活動再開について、4項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、村独自の支援策の第2弾、第3弾についてお答えをいたしますが、定例会の挨拶の中でも触れましたが、村内観光関連事業者は暖冬と雪不足の影響により、ただでさえ厳しい経営環境を強いられているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症がこれに追い打ちをかけ、厳しさを増すばかりであります。

内閣府の発表した9月の月例経済報告では、国内景気を新型コロナウイルス感染症の影響により 急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあると報告をされています。

また、日本銀行松本支店は、5月の長野県の経済動向を、厳しさを増していると報告をしております。先行きについては、当面極めて厳しい状況が続くと見込まれるとの判断であり、そのため国も県も経済活動の段階的な再開もしつつ、事業の継続と雇用の維持のための様々な支援を実施をしているところであります。

村独自の支援策といたしましては、まずは5月に商工業者と子育て世帯を対象に実施をいたしま した。次なる支援策については、太田伸子議員の質問でもお答えをいたしましたが、国の第2次補 正予算に盛り込まれている地方創生臨時交付金を積極的に活用し、事業の継続と雇用の維持、生活 の下支えに万全を期してまいります。

2点目の、宿泊施設の減少対策についてでありますが、新型コロナウイルスによる村内経済への 影響は、宿泊施設だけではなく、ほぼ全ての産業に大きなダメージを与え続けており、完全な終息 時期については、まだ誰も分からないというのが実情であります。とはいえ、そのダメージを公費 で補い続けるということは不可能であります。

しかしながら、ただ手をこまねいているわけではなく、一定のルールの下で県をまたいだ移動の 自粛が解除される予定である今月からは、慎重にということではありますが観光事業が再開されま す。観光立国を掲げる日本では、観光庁をはじめとする各省からの観光地域再興に向けた様々な支 援が始まります。旅行代金が実質半額になるGoToキャンペーンもあり、それも一つであります。 白馬村内には観光庁の定める観光地域づくり法人、日本版DMOと呼ばれる組織が白馬村観光局と HAKUBAVALLEY TOUR I SMの2法人があり、国の交付金施策でも優遇される立場 となりますので、様々な補助メニューを活用しながら、たくさんのお客様に来ていただく施策を実 行してまいります。

また、長野県では、県内からの来客を加速させようと、宿泊割引が受けられる復興割も始まり、 既に観光局経由での宿泊予約をお受けをしているところであります。復興割は当初6月17日チェ ックアウトまでの期間限定施策でありますが、6月末までの延長となりましたので、県内の方々に 白馬のよさを体験をしていただく大きなチャンスとなることを期待をしているところであります。

3点目の、コロナ禍における設備投資に対する支援策についてですが、現時点ではこれに対応した事業者の設備投資に対する村独自の支援策はありません。しかしながら、現下の厳しい影響を受けながらも、自社の商品力やブランド力を高める取り組みを行なう事業者や新たな販路開拓に取り組む事業者支援については、極めて重要だというふうに認識をしており、まさにこうした取り組みを支援する国の支援制度である小規模事業者持続化補助金を積極的に利用していただきたいと考えております。

なお、この補助金の申請窓口は、全国の商工会議所となっており、白馬商工会によりますと、先 週の段階で40件を超える相談があるとのことであります。

行政といたしましては、村内事業者の建設的な取り組みを支援するため、白馬商工会との連携、 支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、雪不足を含めた次期冬季の対策についてですが、誘客という面では加藤亮輔議員の質問にもお答えをしたとおりでありますので、雪不足対策に絞って答弁をさせていただきますが、2019・20シーズンは、終盤の新型コロナウイルス感染症の影響も大きかったこともありますが、暖冬と雪不足による影響は計り知れませんでした。特に、シーズン序盤は人工降雪機の有無がゲレンデ状態を大きく左右し、オープンにも大きく影響したという実態は、スキー場関係者から伺っているところであります。

本年度、観光庁では国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取り組みを支援する補助事業を実施をしているところであります。国際競争力の高いスノーリゾートを形成をする地域を公募し、有識者を含めた委員会等によって選定した上で、当該地域における取り組みを支援をするものであります。支援メニューは、策動施設の撤去や搬器の更新、高機能な降雪機の導入といったスキー場インフラの整備も含まれており、補助率は対象経費の2分の1以内、予算規模は20億円と発表されております。

昨今の気候変動は、オープン日が安定しない、オープン後も小雪が続く、シーズンが短くなる、 集客が安定しないなどスキー場経営を脅かしているところであります。このような状況を受け、H AKUBAVALLEY TOUR I SMでは、エリア内スキー場のインフラの整備要望を束ねる形で6月1日に観光庁補助事業に応募したところであります。応募団体ではスキー場の多くが人工降雪機の導入を計画をされておりました。

今後、国における有識者を含めた委員会による審査と選定を経ることになりますが、事業が選定され、インフラが整備されれば、雪不足対策は大きく前進し、雪不足が経営に及ぼす影響は確実に軽減されるものと期待をしているところであります。

太谷修助議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) ありがとうございました。特に一番最後の観光庁の補助事業ということで、 去年の12月でしたか、今年の1月でしたか、そういうことが新聞に載っていまして、これはぜひ 白馬には全国の中でも有数のスキー場を抱えているんだから、そういうところが名乗りを上げて、 特にスキー産業で食べている長野県の中でも、この白馬エリアというのはハクババレーでとても有 名なところですから、そういうところが名乗りを上げてくれたらいいなということであったんです が、どうもちょっとお話聞きますと、一生懸命後ろで動いていたというような、自助努力で動いて いたというようなお話も聞きましたので、当然だろうと思いますが、それが改めてこういう雪不足 の中でスタートしていければいいかなと思います。私どもは本当振って協力してあげたいと思って います。

これ、お互いスキー産業のほうに関わっている人たちというのは、スキー場だけよくても、その 来られる顧客のゲストの皆さんが来なければ、来て泊まれるところがなければスキー産業も衰退し てしまいますので、やっぱり両方がお互いにギブアンドテイクでいけるようなスキー産業の発展に つなげていっていただけたらと思います。

それから、4つの質問させていただいたんですが、もう順番はともかくスキー場が維持できて、 それから宿泊施設等や飲食業がどんどんマイナスの話が出てくる中で、維持していくために、先ほ どの太田伸子議員のお話も出ましたけど、財政調整基金を取り崩してでもというお話もあって、そ れは虎の子のお金を何かのときにというようにとってあるお金ですから、すぐ簡単にこういう状態 だからほい使えとは私も言いませんけど、それでも長期化する2年からあるいは3年かかると言わ れるこのコロナ禍を何とか乗り切るためには、国のお金も利用させていただきながら、段階を経て 厳しいところで補助あるいは援助していただかないと、村民は本当に正常な経済活動ができないと 思いますので、ぜひその点はよろしくお願いいたします。

この仕事コロナで、あまりいい話じゃないんですが、倒産した件数というのが、1,000万円以上で倒産件数が6月4日時点で約210件あって、そのうちの宿泊と飲食がやっぱり4割以上を占めるんですよね。それがとても私はこの3密だ、それからソーシャルディスタンスと言われて、距離をとれ、1部屋にお客さん2人は入れるなというような形でいったら、宿泊施設の形態も変わっ

てくるし、極端な話、飲み屋さんとか居酒屋さんなんかはもう対面ではお酒もすすめることはできないから、本当に斜めのテーブルで右向いたり、左向いたり、本当に首がおかしくなるようなそんな感じのお付き合いをしていかなきゃいけないということで、数をこなさなきゃいけないのか、単価を上げなきゃいけないかのどっちかだと、多分廃業していかざるを得ないというのは私の考えです。

私も小さな宿泊業をやっていますが、これからお客さんを泊めるに当たっても、このお料理はこうやって作ってこうやってほしいんだよという、そんな説明すらお品書きか何かに書いて出しておいて、一括して食事を出す方法しか考えられないような気がするんですが、その辺りは皆さんで知恵を絞ってやっていければいいなと思っているんですが、いずれにしても廃業もしくは規模を小さくしなきゃいけないとかというふうなことで、ナーバスになるわけじゃないんですが、ちょっと気持ちがなえていってしまう状態でいます。

それで、村長にお聞きしたいんですが、財政調整基金のことについては先ほど同僚議員のほうでもお聞きしましたけども、私、村長、清水の舞台から飛び降りるとは言いませんけども、白馬のジャンプ台からアルペンスキー履いて滑り降りるぐらいの勇気を出してどこかで決断していただければ、多分骨折はしても死ぬところまではいかないと思いますので、ぜひ決断を、少し強い決断をしていただいて、財政調整基金の使い方というのを、よく皆さん行政の中で話し合いながら、うまく使っていっていただければと思いますので、そこをちょっともう一回お聞きしたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 先ほどの太田伸子議員とも関連するわけでありますけども、この大北の5市町村の中でも基金が一番少ないのは白馬村であります。そんなこともあって、神城断層地震でも財政基金を取り崩して復旧・復興に取り組んできたといった経過でありまして、村としてもなるべく財政基金には手をつけない、そんなことを念頭に置きながら、国の施策等々を取り入れながら、そしてまたどうしても困るというときには当然財政調整基金を取り崩していかなければいけないというふうに思っておりますので、議員の皆さんもぜひ白馬村の基金は少ないということは十分理解はしていると思いますので、そんなことも含めてこれから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) それで、観光課長にちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの加藤議員のときですか、ご答弁いただきましたけど、いわゆる国内旅行にもうちょっとシフトしなきゃインバウンドはちょっと難しいと思うんです。国内のお客さんにアピールするのに、一番いいのは県内からまずスタートして、近場の人にご利用いただきながら少しずつ外に広げていって、最終的にはまた今までのような、村で4割もの宿泊施設が活用しているインバウンドのほうに戻っていきたいと思いますが、それいかんせん時間がかかると思うんですが、そこを具体的にこの夏あたりから、どん

な施策で、どんなことをして、地元のお客さんを含めた国内のお客さんを誘客しようとしているのか。確か、先ほど加藤議員のところのお話では、ハクババレーのチケットをというようなお話もちょっとありましたけども、具体的にもうちょっと突っ込んだお話できますでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。観光課長。

観光課長(太田雄介君) まず夏の取組について、今現行で進んでいる部分をお話させていただきますと、先ほど太田伸子議員のご質問にお答えしたところなんですけども、8月1日から国のGoToキャンペーン事業が始まります。それは主には旅行商品に対する補助で、1泊当たり最大2万補助しますという部分なんですけども、それに合わせて夏の村の中には様々なアクティビティがありますので、それを共通で使えて、なおかつ低廉とまでいきませんけど、お得感を出すような取組を今検討しております。

それと、冬に向けてなんですけども、やはり出入国の規制の状況が現在はまるっきり見えない状況ですので、完全にインバウンドがゼロというような最悪のシナリオも想定しつつ、メインは国内のお客様に向けた訴求を図っていくというようなことを今各所で検討されています。その一つの例が、これまで外国人向けにしか販売していなかったハクババレーチケット、日数券があります。それを日本人向けにも販売して、先ほどの村長の答弁と重複しちゃうんですけど、長期滞在化をしつつ、そこに何か例えば温泉に入っていただくとか、食事の部分を付加するとか、ほかでは体験できないような村独自の価値というのをつけて、日本の方に訴えていきたいなというふうに考えています。

また、飲食店の関係も、新しい生活様式というのが全国的に広がってくると、なかなか1泊2食でというような形態で宿泊施設がサービスできないようなことも想定されますので、今、村中で動き出しているテイクアウト、それを宿泊と結び付けて泊食分離とよく言われるそういった形態をしっかりと普及させていけば、両者しっかりと収入を得て、なおかつ白馬村でしか食べれない、例えば外国人向けに様々なパブとかレストランが出来上がってきました。そういった部分を体験していただくような、そんな仕組みを考えていきたいと思います。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) そうですね。宿泊業者もそうですし、飲食の方たちもお互いに村の中で切磋 琢磨した方たちが協力しあってテイクアウト、あるいはお宿さんも国内のお客さんだと1泊2食という言葉もありますけど、外国のお客さんの場合は宿は宿、それからディナーはディナーというような形の別々なんですが、それがまた数年前に逆に戻って1泊2食というようなスタイルもまた改めて手をつける方たちも出てくると思うんですが、いずれにしてもやはり両方のタイアップ、それからもちろんそれだけの就業じゃないですから、もろもろのこの村に携わる方たちが人たちが協力しあって、知恵を出しあって前に向いていく形のものができればいいと思います。

それで、観光課長にはパンフレットを作ったりとか、ホームページやあるいは観光局のそういうものでどんどん宣伝したりしてほしいんですが、多分日本の世の中中が、先ほどのどなたかの質問にありましたけど、観光地に向かって猛然としたアピールをしていくと思いますんで、そこは白馬というネームバリューを使って、何か白馬独自の発想の仕方、それからアイデアを含めた、多少利益は下がってでもいいですから、とにかく白馬健在だよ、白馬の好きな人たちみんな集まってというのを日本中に向けて、世界に向けてもいいんですが、頑張ってぜひ組んでいってほしいと思います。

観光立村、観光立村と言いますけども、本当に観光がなかったらもうこの村はただの寒村で終わってしまいますんで、そこは肝に銘じてやっていっていただければと思います。

村長の先ほどの答弁の中にありました財政調整基金の使い方なんか、本当に優秀な職員皆さん集まっていますんで、本当に知恵を絞って、それから上からのこともありますので、その調整をしながらぜひ前向きにやっていっていただきたいと思います。

私はちょっと出身がもともと少し医療関係に従事した関係があって、コロナは、これもうなくならないと思いますので、ですからどうやってこのコロナと付き合っていったらいいかというところにもう視点を置かなきゃいけないと思います。

このコロナも何でもそうなんですが、紀元前500年頃にあったアテネとスパルタの戦争で、アテネが最終的に人数減ったんですけど勝った理由というのは、やっぱりお互い陣地を作って狭いところに不衛生な状態で籠もって城を造ったことで、結局感染症が出てと言われて、その感染症の名前というのは今でもわからないらしいですが、かなりデータで残っているものとしては、もうこの世の終わりのような体になってしまってというような記述が載っているんですけれども、いずれにしてもそういう3密と今の言う狭まった中でやるということは、絶対これからの時代タブーだと思います。

というのは、やっぱり地球の温暖化で、本来ウイルスがいるところに人間が自ら行って手を突っ 込んだのがもともとの原因ですから、だからそのものはなくなりませんから、逆にそのものとうま く活用するように、今の医療技術の発達なんかに期待をしてお付き合いをしていかなきゃいけない んだと私は思っています。

特に3大疫病と言われるエイズとマラリアと結核というのは、コロナどころじゃないですよね。 年間2億人の人がかかって330万ぐらいですか、1年間に亡くなっているんですよね。そういう ふうに考えてみたら、この感染症というのはもう付き合っていかざるを得ないという状態ですので、 今世界中でいろんな特許の問題でなかなかスムーズにワクチンができていませんけど、今フェーズ 2、フェーズ2といったら臨床実験のことなんですが、フェーズ2の段階まで行っているものが 120ぐらいあるらしいんです。それから、目的が違って、本来の目的で作った薬じゃないんだけ ど、試してみたらこっちによく効いたと言われる、例えば1例でいったらバファリンみたいに、も ともと鎮痛解熱剤で作ったものがよく聞いてみたら心臓に効果があるというような、今実際に心臓で使っていますよね。そういうお薬含めてどんどん今開発していますんで、そういうことは専門家に任せるとして、私どもはとにかく今の実態検査をもとに戻すことは不可能だと思いますが、戻せるような努力をして、それから、今の新しい生活様式を取り入れながらもう生きていくしかないんだと思っています。ですので、村もいろんな努力をされたり、それからお金の使い道もそうですし、人の流れも管理して検査復活させていかなきゃいけないんで、いろんなこともあると思いますけど。村長に1つだけお伺いしたいのは、危機管理の要諦という言葉がありますけど、危機管理の要諦といったら特に緊迫した災害なんかを想定してますけど、そうじゃなくて今回のコロナ禍もやっぱり僕は緊急の危機管理だというふうに思っていますので、もう危機管理に一番大事なところは拙速だと、もうスピーディーにやって、多少法整備の違反があっても、客観的に包括的に訴求的に結果がうまくいったら、それは後でおべんちゃいねとやるのが今の民主主義の時代ですから、そのぐらいの危機感を持ってどんどんいろいろ進めていっていただければと思っています。

それから、私は先ほど太田伸子議員のところでありましたけども、1年間の、今年の平成2年度の一般予算の中で、いろいろな事業おありですけども、不要不急のものはしょうがないとしても、何とか計画、何とか計画とちょっと何年か先に延ばしてもいいようなものは、本当にこの緊急事態ですから、凍結してやるというようなお考えもさっき村長からお聞きしましたけど、本当にその辺りは、ここからまだ2年、3年といったらそれまで国も村ももたないと思うんです。そこまで補助なんかはもちろんできませんし、それから国そのものが僕は存続しないと思っています、これこのまま行ったら。そんなみんなの両方助けるわけにいかない。そしたら、船に乗る人だけ乗してというような発想も出てくるかと思いますが、それは乱暴な発言にしても、いずれにしても不要不急のものをとにかくカットして、今回生き延びるためにだけ使うというような形をもうとっていっていただきたいと思っております。

不要不急の事業はカットとは言うんですが、やっぱり行政はそれでありきの村民の生活が一番大事ですから計画はもちろん立ててもいいんですけど、本当に後ろにずらせるものは極力ずらせるようにして、何とかこのコロナ禍を生き延びられる方策だけは真剣に考えていただければと思います。それで、今ちょっと私、先日面白い話を聞いたんですが、昨日、田中麻乃議員も学校の子育ての関係のところでのちょっと話もあったりして、ちょっと情報入れたんですけど、子供向け定食応援団というのは何か九州を中心に京都でもやっているらしいんですけど、子育て世代の人たちで、ご飯もまともに食べられない子供たちに手当をしようというNPO法人があるそうなんですが、1,000世帯ぐらいのデータなんですが、やっぱり独り親家庭が中心になったりしているものですから、学校が休校になってうちにいる。食料の食材なんかにお金がかかって、お母さんは仕事が駄目になった、解雇されたというようなことで、本当に子供たちに満足にご飯を食べさせてあげたいけど、食べさせることができないという本当に悲しい現実があるそうです。

もっとひどいのは、やっぱりそのためにいらついたり、ストレスがたまって、上げたくない手を 上げてしまったという、こういう悲惨な状態にある家庭がすごく多くて、本当に支援金とか何かで もらうお金も大切なんですけど、それ以上にそういう困っているところには村独自の支援対策は何 かとれないかというところで、第2弾、第3弾というようなことで書いたんですが、村長、その辺 りの子育てのことに関しては、また国の方策はいろいろありますけど、そのほかに村で何かさらに 考えれるものはありますでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。(発言する声あり)通告にはありませんが、答弁できるようでしたら。横山副村長。

副村長(横山秋一君) すみません、コロナの独自支援の中で、再び子供を育てる方々への支援ということでよろしいですか。それも一つ重要な支援のポイントではあるというふうに考えております。 第1弾では事業者支援、いわゆる冷え込んだ商工業プラス子育て支援という2本の柱でまいりました。

第2弾についても、やはりこのコロナ禍で一番苦労されている方々がどういった皆さんかということを考えた上で、またご提案させていただきたいと思っておりますので、今の時点で子育て支援策をやるやらないというのはちょっと申し上げられませんが、当然検討の中には入れていきたいというふうに考えております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) 国の制度いっぱいありますよね。今回の10万円の特別定額給付金あるいは 家賃だ、学生の支援だとか、それから個人向けの独り親世帯の臨時給付金、これはあれなんですが、 雇用調整基金だとか子育て世帯の臨時で1万円のあれをするとかいろんなものあるんですけど、結局これは一時的で継続していかなきゃいけない、生活をしなければならないのに一過性的なものでしかないんで、ここがとても私憤りを感じるんですが、そうかと全て助けてあげるというわけにもいかないし、村長も答えられない質問を私しているかと思いますけども、いずれにしても早く理想的にはコロナ禍が終息して、私たちの実体経済が今までどおりに戻ってくれればいいと思うんですが、多分それも期待できないということになれば、本当にこれから第2弾の補正予算とりあえず取りすがって、そこから先、何か明るい材料見つけ出していったら何とかできるのかなという期待をするしかないんですが、私も答えの出ない質問しているみたいで本当に心苦しいんですが、残念であります。

それで、1つお聞きします。先日の市町村と県の拡大防止協力金のことなんですが、6月の1日に締め切られて、実際県のホームページや村やいろんな広報やなんかでもアピールしたと思うんですが、知らなくて漏れてしまったというような人の話をちょっと聞いたものですから、それに対する救援策というのは何か考えていらっしゃるんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) お答えいたします。当初よりもう6月1日に期限を延長して、そこの消印までが有効だというところで切っているそうです。それに漏れた方を、そこの申請に間に合わなかった方ではなくて、業種として対象とならなかった方広く拾いたいということで、村独自のあの5万円という支援もやりましたので、その点ご理解いただきたいと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) すみません、その5万円という話、ちょっともう一回、ちょっと聞き取りにくかったものですから、すみません。

議長(北澤禎二郎君) 太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 村が商工会に対して交付金を支出して、商工会が会員に5万円を支給する。 これは、スピードさというのも重視したんですけども、要請に基づく休業、それから協力支援金、 そこに漏れた業種も拾いたいということで実施した事業でもあります。 以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) そうすると6月1日まで、実際は5月の27日まででしたか、それが6月1日まで延びたんですが、それすら知らなくてという人たちに対する救済がまた別個にできるということですか。

議長(北澤禎二郎君) 太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) ちょっと説明が分かりにくくていけなかったんですけど、今、太谷議員が ご質問されているのは、県と村の連携して、ゴールデンウイーク中に休業要請した要請に応じて休 業された方、そこの締め切りが6月1日でありました。そこでは、休業要請、協力要請に基づく業 種が限られておりました。例えば宿泊とか、あとは夜の飲食とか、そういったところではなくて、 そこの業種に当てはまらない業種を、村独自で緊急的に事業継続支援金として5月4日に全員協議 会で説明した施策をとらせていただいたということです。

県と村と協力してやったものは30万円のゴールデンウイーク、そこに漏れた方をも含めた支援 が村独自の5万円というご理解でお願いします。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) 失礼ですが、もう一回お伺いします。そうすると、この30万円で県が20万円、村が10万円の拡大防止協力金に漏れた、うっかり忘れて漏れたとか、ホームページを見れなかったという人たちの救済というのはないということなんですね、もう。

議長(北澤禎二郎君) 太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) はい、そのとおりです。

議長(北澤禎二郎君) 質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) 村のほうではいろいろな媒体を使って広報を含めて知らしめたと言うんです

が、やっぱりそういうふうに漏れている人も現実にいるんですよね。インターネットなんか持っていないの、パソコンが開けないのというようなことで、これどうなっているのかしらと、そういうふうに漏れた人こそみんなに聞かないんですよね。これそうなの、大体2割の人しか聞かないそうです。

だから、こういう弱者といわれる人たちを救済するのを、県のほうも村もお金を用意したんで、 国からあれして用意したんですから、それはただ、今の観光課長のように、簡単に漏れたのを「そのとおりです」と救済のあれがないなんてことはあんまり、これからの先いろいろなお金かかることですけども、言ってほしくないなと正直思いました。やっぱり年齢いっている方たちでそんなの知らなかったという人はいますので、その辺り副村、何か説明していただけるなら。

議長(北澤禎二郎君) 横山副村長。

副村長(横山秋一君) すみません、村としてもありとあらゆる媒体を使って広報に努めたというふうに考えております。問い合わせに対しても、県の要請に従って休んだけれどもという方には丁寧に対応しましたし、観光局の皆さん、あと商工会に入っている皆さんには、その組織も通じて個別に通知まで差し上げていると聞いております。ありとあらゆることを使ってこの30万の支給については広報したというふうには思っております。

仮にどのくらいの方がそれを知らなかったという客観的データがあれば、またお示しいただきた いと思いますけれども、今のところ私どもはそういう認識に立っております。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) そうすると副村長、650件の対象施設の方たち押しなべて全部あれでしょうか、申請してお金をいただいたんでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 申請先は長野県でありまして、今申請の審査、これから支給、早いところで支給されているんですけども、支給手続がこれから主には進んでこようかと思います。それが終わった段階で村に情報がおりてきますので、現段階では何件の方がその事業について申請をしたとかいうのは手元にございません。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) 改めて例えばまだ配られていない状態でお金はプールされているわけですから、例えばそういう救済制度を村が今度県のほうにお願いをするというようなことをぜひやっていただきたいと思います。そういう方にしてみたら切実な問題なんです。だから、もらわないで済んでいる人たちは結構なんですが、本当に30万というのは、自分で実際お客さん泊めたら駄目だよと言われて協力したのに、そういうことをうっかり忘れたとか、知らなかったということはないと思うんですが、多分その期日までにというのがわからなかったんだろうと思います。

ですから、駄目でもともとですので、例えば県のほうにこういう方たちがいるんだけど、救済制度がとれないかしらというくらいの再依頼というのはしてぜひほしいと思います。これ答え結構ですので、ぜひそういう点、努力もしていただきたいと思います。

議長、時間まだありますよね。

議長(北澤禎二郎君) あと15分です。

第1番(太谷修助君) 15分あります。それで、私はこれまた国とも関係するかもしれませんけど、お金が足りないということになると、例えば今年まで8年連続あれした国の国防予算なんていうものは今5兆3,000億ぐらいあるんですかね、このうちの1割ぐらいでもこういうところに回してもらうような、もう韓国なんかそれやっているんですから、確かに国防も大事なんですが、この火急の時にやっぱり命が大切ですから、そういうところに小さな村から県を通してでも国にそういう働きかけをして、国民の税金をそういう国防だけにウエートを置くような形にとらないような政策もとって、村長、国会議員の先生たちに働きかけていただきたいと思いますが、そういう気はないでしょうか。

議長(北澤禎二郎君) 下川村長。

村長(下川正剛君) 国防費を削減しろという、そういった話のようでありますけども、片方ではやっぱり国を守らなきゃいけないという、そういった状況もあるようであります。片方では国を守る、今言ったそういったことも削減をしてということは、十分理解はできるわけでありますけども、機会があればまた国のほうへもそんな、白馬でこういった意見があったとようなことをおつなぎを申し上げたいと思いますけども、ただ、先ほど言ったように、国防というものも非常に大事だという、今尖閣列島辺りで外国船がどんどん侵入、日本の領域に侵入して来ているという、そんな状況も言い換えればあるわけでありますけども、今のコロナもそうなんですが、コロナも大事だし、経済も大事だと、両方そんなことも含めながら声をつなげてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番(太谷修助君) ありがとうございました。国に対してものを言うということは大事なことではあるんですが、立場的なこともおありですし、私が勝手に言っているようなことはなかなかできないと思いますが、それでもやはり国民の生活あるいは幸せの追求というのは一番大事なことですので、機会があったらそういう国会議員の先生方にもぜひそういう話を、この小さな寒村から発することも大事なことではないかというふうに思っておりますので、機会がありましたらぜひよろしくお願いします。

それで、最後になりますけど、私どもは何のために生きているかという命題みたいなものなんですが、やっぱり幸せを追求していくのが人間の追求するところであるんですが、そのためにいろいるなもろもろのものを破壊しながら進んできた結果が今回のコロナ禍だと私は思っているものです

から、先ほどの話にちょっと戻りますけども、やっぱりみんなで幸せに暮らして、みんなが平和な 生き方ができるような協力し合う、あるいは無駄な、あるいは無理な生き方をしないとか、自然を 破壊しないとか、最終的にはそんなことで地球温暖化がもたらしたところにつながっていくんです が、そういう生活から少し違った見方を今回のコロナ禍を機会にしていけたらいいなというふうに 思っております。

答えの出ない今回の一般質問なんですけれども、そういうことでみんなが一人一人協力し合って、この村がさらに豊かというと経済的なことを考えるんですが、心豊かな人たちが住んでいるエリアだということを、改めて世界に将来発信できたらいいなと思いますので、今後とも私も努力しますけど、行政の皆さんもみんなで力合わせて村民のために頑張っていただけたらと思います。

取り留めのないあれで、今回の私の一般質問は答えの出ない質問でしたけども、これを機にまたますます頑張ってやっていきたいと思いますし、それから、先ほど太田伸子議員もおっしゃっていたように、やっぱり大事なことは村長、大事なことは言わなきゃいけないし、お互いに歩調を合わせてやっていくのがこの行政と議会のあれだと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長(北澤禎二郎君) 質問がありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から6月16日までの間を休会とし、その間定例会会期日程表のとおり 常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月17日午前10時から本会議を行ないたいと思います が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日から6月16日までの間を休会とし、その間定例会会期日程表のとおり常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月17日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

令和2年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和2年6月17日(水)午前10時開議

(第4日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和2年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和2年6月17日(水)

(第4日目)

追加日程

日程第 2 同意第 3号 白馬村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過 半数を占めることを要しない場合の同意について

日程第 3 同意第 4号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第 4 同意第 5号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第 5 同意第 6号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第 6 同意第 7号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第 7 同意第 8号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 9号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第15号 白馬村農業委員会委員の任命について

日程第15 発委第 2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

日程第16 発委第 3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第19 議員派遣について

令和2年第2回白馬村議会定例会(第4日目)

- 1. 日 時 令和2年6月17日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第	1	番	太	谷	修 助	第 7 番	加	藤	亮	輔
第	2	番	丸	Щ	勇太郎	第 8 番	津	滝	俊	幸
第	3	番	田	中	麻 乃	第 9 番	横	田	孝	穗
第	4	番	太	田	正 治	第10番	田	中	榮	_
第	5	番	伊	藤	まゆみ	第11番	太	田	伸	子
第	6	番	松	本	喜美人	第12番	北	澤	禎_	郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村長	下川 正 剛	副村長	横山秋一
教 育 長	平 林 豊	参事兼総務課長	吉 田 久 夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長 澤 秀 美
農政課長	下 川 啓 一	観光課長	太田雄介
税務課長	田中克俊	上下水道課長	酒 井 洋
教 育 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	山 岸 茂 幸
生涯学習スポーツ課長	関 口 久 人	子育て支援課長	下 川 浩 毅
総務課長補佐兼総務係長	田中洋介		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

- 7. 本日の日程
 - 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
 - 2) 追加議案審議

同意第 3号(村長提出議案)討論、採決

同意第 4号(村長提出議案)討論、採決

同意第 5号(村長提出議案)討論、採決

同意第 6号(村長提出議案)討論、採決

同意第 7号(村長提出議案)討論、採決

同意第 8号(村長提出議案)討論、採決

- 同意第 9号(村長提出議案)討論、採決
- 同意第10号(村長提出議案)討論、採決
- 同意第11号(村長提出議案)討論、採決
- 同意第12号(村長提出議案)討論、採決
- 同意第13号(村長提出議案)討論、採決
- 同意第14号(村長提出議案)討論、採決
- 同意第15号(村長提出議案)討論、採決
- 発委第 2号(総務社会委員会提出議案)説明、質疑、討論、採決
- 発委第 3号(総務社会委員会提出議案)説明、質疑、討論、採決
- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 5)議員派遣について
- 8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
 - 1. 同意第 3号 白馬村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
 - 2. 同意第 4号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 3. 同意第 5号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 4. 同意第 6号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 5. 同意第 7号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 6. 同意第 8号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 7. 同意第 9号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 8. 同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 9. 同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 10. 同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 11. 同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 12. 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 13. 同意第15号 白馬村農業委員会委員の任命について
 - 14. 発委第 2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
 - 15. 発委第 3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書

1. 開議宣告

議長(北澤禎二郎君) おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。これより令和2年 第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。矢口建設課長が公務のため欠席していますの で報告いたします。

2. 議事日程の報告

議長(北澤禎二郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長(北澤禎二郎君) 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務委員長。

総務社会委員長(丸山勇太郎君) 令和2年第2回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案5件、陳情1件です。審査の概要 と結果を報告します。

議案第30号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてです。東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が脱退するための規約の一部改正、これにより団体数が55団体から54団体になるとの説明がありました。質疑、討論はなく採決したところ、議案第30号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第31号 白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例について。

学校運営協議会委員を追加したもの。これまで、信州型コミュニティースクールとして先行していたが、法に基づいた学校運営協議会に移行したことから、非常勤特別職となり、条例上位置付ける。日額6,100円、半日額3,800円と定める。これで地域社会が学校運営に関し、対等な立場で意見を申せる。中学校8名、南小12名、北小10名で、地域の方、PTA活動に経験のる方などが委員になっているとの説明がございました。

質疑では、教育委員の立場がぼけるのではに対し、今までは教育委員制度しかなかったが、少数で限られることから、学校運営に広く関わってもらう仕組みをつくった。ただし決定する組織ではないとの答えがありました。

学校で人数にばらつきがあるがに対し、学校長の意見も聞きながら任命しているという答えがありました。

意見としまして、同一人物が小中両方で委員になっている点、役職表記に対する指摘意見があり

ました。討論はなく採決したところ、議案第31号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第32号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るために、 地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、白馬村税 条例と都市計画税条例の一部を一括改正する。

中身は固定資産税課税標準の特例規定を定め、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋の軽減、生産性革命に向けた特例措置の拡充を図ること。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を6か月延長、イベントを中止した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金税額控除、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応、徴収猶予の特例措置の手続を規定、その他条ずれを改めるものとの説明がありました。

質疑では、生産性革命の実現に向けた特例措置の延長に関し、先端技術は具体的に何を差すのか、 対象物は白馬にあるのかに対し、既にわがまち特例で制定されていたが、新型コロナウイルスに伴い、事業用家屋と構築物が追加になった。対象物は今のところないが、新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行なう事業者を支援するための制度であるとの答えでした。

討論はなく採決したところ、議案第32号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべき ものと決定しました。

議案第33号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

新型コロナウイルス感染症に感染または症状があり感染が疑われるため、非正規で働く人が会社を休み、事業主から給与等の全部または一部が支給されない方を対象に、休暇を取りやすくするための特例的な措置として、傷病手当金を支給する規定の追加、改正は全て附則に追加し、支給日、支給期間、1日当たりの支給額、支給しない場合などを定めるものとの説明がありました。

質疑では、事業主は対象になっていない、給与所得者しか出ないということかに対し、生活給の 補償が趣旨、制度上、給与所得者のみが対象で事業主は対象とならない。ただし、専従者給与所得 者は対象となるとの答えがありました。

討論はなく採決したところ、議案第33号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第34号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める 政令により改正するものと、民放の一部改正による法定利率の改正に伴い改正するものです。

基準日は、事故発生日に改め、補償基礎額を8,800円から8,900円に改定、法定利率は100分の5とし、平成25年全部改正時の制度附則の欠落を発見したことからこれを追加したとの説明がありました。

質疑では、公務災害で過去に支払いがあったか、また前払い金の行為があったかに対し、けが等で対象になった支払いは複数ある。後遺障がいなどによるものはないとの答えでした。

附則施行日が平成25年からになっているが、それはいいのかに対し、制定附則として加えるのであればよいとのアドバイスを株式会社ぎょうせいからいただいているとの答弁がありました。

討論はなく採決したところ、議案第34号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書です。提出者は、長野県町村議会議長会会長 下平豊久さんです。議員のなり手不足が大きな問題となっており、地方議会議員の年金制度を次代にふさわしいものにすることが、議員の人材確保につながるものと考えることから、地方議会議員の厚生年金制度加入への法整備を早急に実現するよう要望する意見書の提出を求めるものです。

なお、同様の陳情は平成28年12月定例会においても受理し採択され、意見書を提出していますという説明がありました。

質疑、討論はなく採決したところ、陳情第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。これにより委員会として意見書を提出します。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 長野県町村公平委員会を 共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、委員長報告のとおり決定するに 替成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 白馬村特別職の職員で非 常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛 成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 白馬村税条例等の一部を 改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 白馬村消防団員等公務災 害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第2号 地方議会議員の厚生年金制

度への加入を求める意見書の件は、委員長報告のとおり採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

(多数 举手)

- 議長(北澤禎二郎君) 挙手多数です。よって、陳情第2号は、採択することに決定いたしました。 続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。
- **産業経済委員長(伊藤まゆみ君**) 令和2年第2回白馬村議会定例会産業経済委員会の審査報告をい たします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は請願1件です。付託されました請願について、審査の概要と結果をご報告いたします。

請願第2号種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書の提出を求める請願書であります。請願者は、白馬オーガニックマーケット事務局 加藤ソフィリュウジュンさんであります。紹介議員は、田中麻乃議員であります。

内容ですが、種苗法の一部を改正するこの法律は、優良品種の海外流出により、国内の農業の発展や農産物の輸出に支障を来しているといったことを背景に、農業者は登録品種の自家増殖をする際、育成者権者の許諾を必要とするという変更を含んだものであります。今後、登録品種が増加されるのではないかとの危惧、またこの改正により農業者への事務的、経済的負担の増加を強いる可能性も懸念されております。

日本は、種苗に関する政策決定に農業者が参加する権利が認められている食料及び農業のための 植物遺伝資源に関する国際条約を批准しておりますが、新型コロナウイルスの関係で農業者から意 見を聞くことは困難であります。この改正法が全国の農家に周知されていないことから、種苗法改 正に当たっては、参考人質問、公聴会開催など国民の意見を聞く機会を設け、拙速な審議を行なわ ないよう慎重審議を求める意見書を国に提出することを求めたものであります。

質疑ですが、こちらは趣旨説明の要望がなかったため、質疑の回答者は執行部であります。農政課の見解はとの問いに、種苗法改正に関するQ&Aの紹介があり、種苗法改正は日本で開発されたブドウ、イチゴなどの優良品種が海外流出し、農業者が増殖した品種が無断で外国に譲渡され、産地化される事例があり、国内の品種開発がとどこおることから、新品種を保護する法整備が必要である。

自家増殖は一律禁止になっているかについては、現在利用されている品種は一般品種で、ほとんどが自家増殖できるとの見解。

自家増殖に許諾が必要になると、農家の生産コストや事務の負担が増え、営農に支障が出ないか については、ほとんどが一般品種なので、許諾料も必要ない。

農業者が使っていた品種が品種登録され、許諾料を払うことにならないかは、在来種地域の伝統 品種も含め、農業者が利用していた一般品種は、許諾料も必要ないとの見解であります。

家庭菜園での利用の影響はあるかについては、登録品種であっても、収穫の譲渡や販売を行なわ

ない自家消費目的の家庭菜園や趣味としての利用に影響はないとのことであるが、農水省で一般品種が新品種に格上げの可能性があるので、慎重審議でよいのではないかと思われるとの回答でした。また、生産されている品種が登録に移行されるニュアンスの説明があったが、今の品種が登録されることに対する解釈はとの問いに、国の説明では、現状での品種は登録できないとのこと、登録も遺伝子のレベルで登録されるとのこととの回答でありました。

意見でありますが、改正については慎重審議にしてもらいたいと思うので、農家の意見を聞いてもらいたい。海外流出を100%抑えることは有り得ない。法改正で企業が儲かる仕組みでそこは述べられていない。法案は先送りになったが、生産者の意見、農協の意見を組み入れて、慌ててやるべきではないとの意見でありました。

討論に入りまして、この請願書の内容は多くの意見を聞き、慎重審議をしてほしいというものなので採択すべきと思う。新型コロナウイルスの関係で、海外から食材が入って来ない可能性があり、食料は自分で生産していくことが大切と思う。100%自給している農産物は米だけで、ほかは海外に依存している。大事な請願と解釈している。種苗法に関心を持ってもらうところは大切で賛成である。法案の慎重審議を要望することは当たり前なので賛成。種苗法の内容に触れると、農業も産業の1つであり、産業の育成のために登録し、海外やほかの地域と対抗していくのは必要と思う。慎重審議の請願書で内容に基づけば反対するものではない。種苗法改正は、今国会で見送りとなっているので、意見書は内容を精査して提出すべきとの賛成討論がありました。反対討論はありませんでした。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第2号は採択すべきものと決定しま した。既に法案の見送りが決まっていることから、意見書の内容を一部変更し、発委により国に意 見書を提出することといたします。

以上で、産業経済委員会の報告を終わります。

議長(北澤禎二郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。第8番津滝俊幸議員。 第8番(津滝俊幸君) 第8番、津滝俊幸です。請願第2号 種苗法の一部改正をする法案の慎重審 議を求める意見書の提出を求める請願書についてですが、請願書では、国会での慎重審議を求めて いく意見書の提出ですが、請願者の所属している白馬オーガニックマーケットとはどのような組織 ですか。

それから、種苗法の一部の改正とは、どこをどのように改正していくものですか。また、請願書にある食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約とはどのような内容の条約ですか。分かる範囲内で結構ですのでお答えいただければと思います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。

産業経済委員長(伊藤まゆみ君) お答えします。

白馬オーガニックマーケットでありますが、無農薬、有機、自然農法を実践あるいは目指し、安

心・安全に配慮した農作物や加工品、飲食品を生産、販売する方たち10名ほどが集まり、2年ほど前から定期的に村内でマーケットを開催しているグループだと認識しております。

また、種苗法の一部の改正でありますが、今回の改正点は大きく分けて3つありまして、登録品種について育成者権者が利用条件、国内利用限定もしくは国内栽培地限定などを出願時に付することができるようになります。

2つ目、農業者が次期収穫物の生産のために自家増殖することに対し、育成者権者の許諾は不要 でありましたが、改正後は自家増殖にも育成者の権利及び育成者権者の許諾に基づき行なうことと されます。

3つ目でありますが、育成者権が第三者に侵害された場合の立証の負担を軽減するため、品種登録簿に記載された特性と侵害されたと思われる品種の比較をすることで、両者の特性が同一であるかを確定する制度が設けられます。

また、請願書の中にある食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約でありますが、食料安全保障等の観点から特に重要な植物遺伝資源について、育種や研究を目的とした取得を容易にし、それを利用した新品種等から得られた利益の一部を途上国などにも公正かつ均衡に配分するための多数国間の制度を設立するというものであります。この条約は、食料安全保障等の観点に基づいて、選定された植物遺伝資源を対象として、特別な取り扱いを定めるものであり、生物多様性条約に対する特別法としての位置づけとなっております。

以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 答弁が終わりました。質疑はありませんか。津滝俊幸議員。

第8番(津滝俊幸君) 国会に慎重審議を求める意見書になっていますので、この国会での審議の内容が少し分かるような説明をいただければありがたいと思います。分からなければ分からないで結構です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。

産業経済委員長(伊藤まゆみ君) 今まで2018年に、この種苗法に関する改定が行なわれたかと思います。そのときには、審議時間が衆参ともに16時間から18時間だったと思います。そのような短時間で大切な食に関する法案が決まったということで、多方面からいろんなクレーム、批判が届いたと聞いております。今回、この法案がちゃんと審議して上げないと、農家の方たちに不利益になる、そのようなことがあってはならないということで、慎重審議を求めるものであります。以上です。

議長(北澤禎二郎君) 答弁は終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

請願第2号の討論に入ります。本案に対する委員長報告は採択です。まず、原案に反対の方の発

言を許可します。第8番津滝俊幸君。

第8番(津滝俊幸君) 第8番、津滝俊幸です。請願第2号 種苗法の一部を改正する法案の慎重審議を求める意見書の提出を求める請願についてです。意見書の提出については反対です。本議会の請願書の提出、受理年月日は令和2年5月の20日ですが、翌日の報道によりますと、今国会の種苗法改正案の成立は見送られるようであり、その理由については、第2次補正予算など新型コロナウイルス対応を最優先にしており、十分な審議時間が確保できないと判断したため、審議されないまま先送りされたというような内容でありました。

国会では様々な法律の立案、改正、廃止などが行なわれています。その審査においては、十分な慎重審議が行なわれているものと私は推察されます。この請願では、種苗法の一部について慎重審議を求めていく意見書の提出ですが、実際には種苗法の一部改正については、反対と受け取れるような内容が推察されます。改正内容については、農林水産省農業審議会種苗部会において、平成13年より19回開催され審議されています。有識者や農業生産者の代表、消費者の代表などからも意見聴取が行なわれていると議事録に載っております。この種苗法の一部改正については、育種した権利者の保護と使用していく農家の権利を明確にしていくというような内容のものです。私自身は、この改正は速やかに成立させていくべきと考えています。

今国会では、全体でも申し上げたとおり、新型コロナウイルス対応が最優先にしており、十分な 審議時間が確保できなかったため、次期臨時国会あるいは通常国会において、今後十分な時間を取 って審議されていくと思われることから、あたかも国会で全く審議されていないような意見書を白 馬村議会として提出していくことには反対であります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第3番田中麻乃議員。

第3番(田中麻乃君) 3番、田中麻乃でございます。請願第2号 種苗法の一部を改正する法律案 の慎重審議を求める意見書の提出を求める請願書に賛成の立場で討論いたします。

種苗法改正案が今国会で見送られた背景には、請願書にもあるとおり新型コロナウイルスの影響で市民生活に支障が生じる中、公聴会を開いて、全国の農業者から意見を聞くことが困難で、十分な審議時間が確保できていないこと、改正案が全国の農家に広く周知されていないことが挙げられます。

改正案は、これまで原則として農家、生産者に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾性にすることで、事実上一律禁止し、農家の種取り、自家増殖の権利が著しく制限されることになります。 同時に許諾手続費用もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える多数の農家、生産者にとっては、新たに大きな負担が発生します。

農林水産省は、今回の改正が日本国内で開発された品種の海外流出防止のためであることを強調しています。しかしこれまで農林水産省は、海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全

て防ぐことが物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行なうことが唯一の方法であるとしてきました。

今回、海外での育成者権の保護強化のために、国内農家の自家増殖を禁ずることに、何ら必然性はありません。改正案は、在来種、一般品種は育成者権の対象外としていますが、今後一般品種が登録される可能性も否定できません。今回の改正案は、育成者権者にとって大変有利である一方、農家、生産者を委縮させ、在来種の栽培や種取りを断念させる可能性もあります。

また、多様な種子を失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねません。地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。自家増殖禁止は、地球規模での気象変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本において、食料安全保障の観点からも逆行しているといえます。

以上の趣旨から、次期国会での審議に向けて、農家の権利保護と食料試験の観点から、広範な論議と検証を求めるためにも請願第2号の採択に賛成いたします。

議長(北澤禎二郎君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。請願第2号 種苗法の一部を改正する法 律案の慎重審議を求める意見書の提出を求める請願書の件は、委員長報告のとおり採択することに 賛成の方の挙手を求めます。

(多数 举手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手多数です。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

村長から同意案件の申し出、総務社会委員長、産業経済委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出はあり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって議事日程を変更し、追加議案を審議することに 決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第2 同意第3号から日程第16 発委第3号までは、会議規則第29条

第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この 採決は挙手によって行ないます。同意第3号から発委第3号までは、会議規則第39条第3項の規 定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、同意第3号から発委第3号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意案件の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第2 同意第3号 白馬村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 同意第3号 白馬村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が 委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 同意第3号 白馬村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数 を占めることを要しない場合の同意についてご説明を申し上げます。

白馬村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び同法施行規則第2条第2号の規定により議会の同意を求めるものであります。農業委員会委員の定数は12名ですが、認定農業者等が過半数に達しなかったために、議会の同意をお願いをするものであります。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。同意第3号 白馬村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、同意第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 同意第5号から日程第14 同意第15号までは人事案件でありますので、すみません、訂正いたします。日程第3 同意第4号から日程第14 同意第15号は人事案件でありますので、審議、討論を省略し、採決したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。同意第4号から同意第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、同意第4号から同意第15号は、質疑、討論を省略 し、採決することに決定いたしました。

△日程第 3 同意第 4号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 4 同意第 5号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 5 同意第 6号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 6 同意第 7号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 7 同意第 8号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 8 同意第 9号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第 9 同意第10号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第10 同意第11号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第11 同意第12号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第12 同意第13号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第13 同意第14号 白馬村農業委員会委員の任命について

△日程第14 同意第15号 白馬村農業委員会委員の任命について

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 同意第4号 白馬村農業委員会委員の任命については、日程第 14 同意第15号 白馬村農業委員会委員の任命についてまでの12議案を一括議題といたしま す。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 同意第4号 白馬村農業委員会委員の任命についてから、同意第15号 白馬村農業委員会委員の任命についての説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て任命をすることになっておりますので、氏名と住所を読み上げます。なお、生年月日につきましては省略をさせていただきます。

同意第4号、中村光志氏、住所、白馬村大字神城1251番地、同意第5号、柏原寛史、住所、白馬村大字北城21755番地の2、同意第6号、倉科宜秀、住所、白馬村大字神城25384番地、同意第7号、山本利光、住所、白馬村大字北城17509番地、同意第8号、柏原順一、住所、白馬村大字神城11574番地の1、同意第9号、郷津輝男、住所、白馬村大字北城558番地の

1、同意第10号、太谷正治、住所、白馬村大字北城836番地の93、同意第11号、矢口公勝、住所、白馬村大字北城10920番地、同意第12号、津滝明子、住所、白馬村大字神城17357番地、同意第13号、松沢正猛、住所、白馬村大字北城6334番地、同意第14号、宮田康子、住所、白馬村大字北城11236番地、同意第15号、横澤哲朗、住所、白馬村大字北城2713番地の1、任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日の3年間であります。よろしくお願いいたします。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。地方自治法第117条の規定により、第8番津滝俊幸 議員の退席を求めます。

(第8番津滝俊幸君退席)

議長(北澤禎二郎君) 初めに、同意第12号の採決をいたします。この採決は起立によって行ないます。同意第12号は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、同意第12号は、原案のとおり同意されました。 第8番津滝俊幸議員は、議場に入場してください。

(第8番津滝俊幸君入場)

議長(北澤禎二郎君) 次に、同意第12号を除く同意第4号から同意第15号まで一括採決したい と思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、同意第12号を除く同意第4号から同意第 15号まで、一括採決することに決定しました。この採決は起立によって行ないます。同意第12号 を除く同意第4号から同意第15号は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、同意第12号を除く同意第4号から同意第15号までは、原案のとおり同意されました。

△日程第15 発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第15 発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意 見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長(丸山勇太郎君) 発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見 書について説明いたします。

陳情第2号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりであります。内容は、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものです。なお、提出先

は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め討論を終結いたします。

採決いたします。発委第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案の とおり決定するに替成の方の挙手を求めます。

(多数 举手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手多数です。よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

△日程第16 発委第3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第16 発委第3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長(伊藤まゆみ君) 発委第3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書。請願第2号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。意見書は別紙のとおりであります。内容は、種苗法の一部を改正する法律案の審議には、参考人質問、公聴会開催など、国民の意見を十分に聞く機会を設け、拙速には行なわないよう要請するものであります。なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、消費者庁長官であります。以上です。

議長(北澤禎二郎君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第3号 種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書は、原 案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

(多数 举手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手多数です。よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査について。日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について。日程第19 議員派遣について。

それでは、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分 再開 午前10時56分

議長(北澤禎二郎君) 失礼いたしました。ただいまより再開いたします。

△日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継 続審査にすることに決定いたしました。

△日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といた します。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運 営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

△日程第19 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、 議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣すること に決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は、全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。 村長(下川正剛君) 令和2年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上 げます。

議員の皆様には、今月8日に開会して、本日までの10日間にわたり、提出をいたしました全て の案件につきまして原案のどおりお認めをいただき、厚くご礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、新型コロナ感染症対策に対する多くのご質問をいただきましたが、いずれも冷静に受け止め、速度を持った対応に十分に留意して、今後の村政運営に当たってまいりますので、議員の皆様の一層のご協力をお願いを申し上げます。

さて、5月の25日に緊急事態宣言が解除された以降、徐々にではありますが観光が動き出しているという印象を受けているところであります。長野県が示した社会経済活動再開に向けたロードマップでは、これから7月下旬にかけて、誘客の対象を県内から近隣県、県外へと広げつつ、同時に県内では経済の再生のための地域支え合いによる消費喚起を促進するとしています。村といたしましても、県と強調することはもちろんでありますが、夏のシーズンに向けて、観光の本格的な再開にかじを切ると同時に、足元の経済状況を注視しつつ、必要な施策を打ってまいります。

新型ウイルスとの闘いは気を緩めると、第2波、第3波と続くことが危惧されております。どうか村民の皆様におかれましては、県下の状況をご賢察をいただき、国の専門家会議が提唱するマスク着用や十分な手洗い、3密の回避などの新しい生活様式の実践に、引き続き取り組まれますようお願いを申し上げます。

村民の皆様には、ご不便をおかけすることと存じますが、1日も早く以前のような活気のあふれる白馬村を取り戻すために、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。村民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金につきましては、5月25日の受付以降の6月15日現在では、申請書発生件数は4,059件のうち、申請書受付件数は3,603件で、申請率88.8%、給付金額は、この19日の支払い予定を含めて8,707人のうち7,957人で7億9,570万円、給付率は91.4%となります。現在のところ、トラブルもなく関係者の皆様方のご努力に感謝申し上げるところであります。

議員の皆様におかれましては、新しい生活様式となって初めての夏を迎えることとなりますが、 健康には十分ご留意をされ、村政の発展のためご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、閉 会に当たりましてのお礼の挨拶にかえる次第でございます。ありがとうございました。

議長(北澤禎二郎君) これをもちまして、令和2年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時02分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 6月17日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員